

第一章 基本法令

○日本国憲法

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三條による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣兼	
外務大臣	吉田 茂
国務大臣	幣原 喜重郎
司法大臣	木村 篤太郎
内務大臣	大村 清一
文部大臣	田中 耕太郎
農林大臣	和田 博雄
国務大臣	斎藤 隆夫
通信大臣	一松 定吉
商工大臣	星 島二郎
厚生大臣	河合 良成
国務大臣	植原 悦二郎
運輸大臣	平塚 常次郎

第一章 基本法令（日本国憲法）

日本国憲法

大蔵大臣	石橋 湛山
国務大臣	金 森 徳次郎
国務大臣	膳 桂之助

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なもので

あり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。こ

の憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。
選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び

職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除

いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたと

きは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第四章 国会

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれら構成する。

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四十八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の

会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第五十一条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、

出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③ 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、

参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第六十条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第六十三条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第五章 内閣

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

第一章 基本法令（日本国憲法）

② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十八条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出

し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第七十三條 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五 予算を作成して国会に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十四條 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、

内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第七十五條 國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第六章 司法

第七十六條 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十七條 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第七十八條 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第七十九條 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。

この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができ。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。

この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてある事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第一章 基本法令（日本国憲法）

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の

多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章 補則

第一百条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を經過した日から、これを施行する。

② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

第一百一条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第一百二条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第一百三条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及

び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

〔平成四年六月十九日
法律第七十九号〕

改正
平成一〇年 六月二日法律第一〇二号
同 一一年 七月一六日同 第一〇二号
同 一二年 二月二日同 第一六〇号
同 一三年 二月二四日同 第一五七号
同 一八年 二月二日同 第一八号
同 二七年 九月三〇日同 第七六号
同 二九年 六月二日同 第四号
同 三一年 四月二六日同 第一九号
令和 三年 四月二八日同 第三号
同 三年 五月一九日同 第三六号

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律をここに公布する。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第三条）
第二章 国際平和協力本部（第四条・第五条）
第三章 国際平和協力業務等
第一節 国際平和協力業務（第六条―第二十六条）
第二節 自衛官の国際連合への派遣（第二十七条―第二十九

条

第四章 物資協力（第三十条）

第五章 雑則（第三十一条―第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。

（平成一〇法一〇二・平二七法七六・一部改正）

（国際連合平和維持活動等に対する協力の基本原則）

第二条 政府は、この法律に基づく国際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外の者の協力等（以下「国際平和協力業務の実施等」という。）を適切に組み合わせるとともに、国際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に効果的に協力するものとする。

2 国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

3 内閣総理大臣は、国際平和協力業務の実施等に当たり、国際平和協力業務実施計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、国際平和協力業務の実施等に関し、国際平和協力本部長に協力するものとする。

(平一〇法二〇二・平二七法七六・一部改正)

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として、国際連合の統括の下に行われる活動であつて、国際連合事務総長（以下「事務総長」という。）の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて実施されるもののうち、次に掲げるものをいう。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合

意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従つて施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

二 国際連携平和安全活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事會が行う決議、別表第一に掲げる国際機関が行う要請又は当該活動が行われる地域の属する国の要請（国際連合憲章第七条１に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。）に基づき、紛争当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援

助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として行われる活動であつて、二以上の国の連携により実施されるものうち、次に掲げるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなつた場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

三 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事會が行う決議又は別表第二に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によつて被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「被災民」という。）の救援のために又は紛争によつて生じた

被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（次号及び第六号において「国際連合等」という。）によつて実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動及び国際連携平和安全活動として実施される活動を除く。）をいう。

四 国際的な選挙監視活動 国際連合の総会若しくは安全保障理事会が行う決議又は別表第三に掲げる国際機関が行う要請に基づき、紛争によつて混乱を生じた地域において民主的な手段により統治組織を設立しその他の混乱を解消する過程で行われる選挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合等によつて実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動及び国際連携平和安全活動として実施される活動を除く。）をいう。

五 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、国際連携平和安全活動のために実施

される業務で次に掲げるもの、人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のワからツまで、ナ及びラに掲げるもの並びに国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のチ及びナに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であつて、海外で行われるものをいう。

イ 武力紛争の停止の遵守状況の監視又は紛争当事者間で合意された軍隊の再配置若しくは撤退若しくは武装解除の履行の監視

ロ 緩衝地帯その他の武力紛争の発生防止のために設けられた地域における駐留及び巡回

ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器（武器の部品及び弾薬を含む。二において同じ。）の搬入又は搬出の有無の検査又は確認

ニ 放棄された武器の収集、保管又は処分

ホ 紛争当事者が行う停戦線その他これに類する境界線の設定の援助

ヘ 紛争当事者間の捕虜の交換の援助

ト 防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護

チ 議会の議員の選挙、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票の公正な執行の監視又はこれらの管理

リ 警察行政事務に関する助言若しくは指導又は警察行政事務

の監視

ヌ 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

ル リ及びヌに掲げるもののほか、立法、行政（ヲに規定する組織に係るものを除く。）又は司法に関する事務に関する助言又は指導

ヲ 国の防衛に関する組織その他のイからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務を行う組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務

(1) イからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務に関する助言又は指導

(2) (1)に規定する業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練

ワ 医療（防疫上の措置を含む）

カ 被災民の搜索若しくは救出又は帰還の援助

ヨ 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布

タ 被災民を收容するための施設又は設備の設置

レ 紛争によつて被害を受けた施設又は設備であつて被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置

ソ 紛争によつて汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置

ツ イからソまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む

む。)、通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又は補給（武器の提供を行う補給を除く。)

ネ 国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動を統括し、又は調整する組織において行うイからツまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理

ナ イからネまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

ラ ヲからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしてナの政令で定める業務を行う場合であつて、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下このラ及び第二十六条第二項において「活動関係者」という。）、の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護

六 物資協力 次に掲げる活動を行っている国際連合等に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

イ 国際連合平和維持活動

ロ 国際連携平和安全活動

ハ 人道的な国際救援活動（別表第四に掲げる国際機関によつて実施される場合にあつては、第三号に規定する決議若しく

は要請又は合意が存在しない場合における同号に規定する活動を含むものとする。第三十条第一項及び第三項において同

じ。)

二 国際的な選挙監視活動

七 海外 我が国以外の領域（公海を含む。）をいう。

八 派遣先国 国際平和協力業務が行われる外国（公海を除く。）をいう。

九 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関

（平一〇法一〇二・平一法一六〇・平二七法七六・令三法三六、一部改

正）

【参考】

五号中（政令） カンボディア国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、ルワ

ンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、ゴラ

ン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、スーダン国

際平和協力隊の設置等に関する政令二条、ハイチ国際平和協力

隊の設置等に関する政令二条、南スーダン国際平和協力隊の設

置等に関する政令二条

第二章 国際平和協力本部

（設置及び所掌事務）

第四条 内閣府に、国際平和協力本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際平和協力業務実施計画（以下「実施計画」という。）の案の作成に關すること。

二 国際平和協力業務実施要領（以下「実施要領」という。）の作成又は変更に關すること。

三 前号の変更を適正に行うための、派遣先国において実施される必要のある国際平和協力業務の具体的内容を把握するための調査、実施した国際平和協力業務の効果の測定及び分析並びに派遣先国における国際連合の職員その他の者との連絡に關すること。

四 国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）の運用に關すること。

五 国際平和協力業務の実施のための関係行政機関への要請、輸送の委託及び国以外の者に対する協力の要請に關すること。

六 物資協力に關すること。

七 国際平和協力業務の実施等に關する調査（第三号に掲げるものを除く。）及び知識の普及に關すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属せられた事務

（平一法一〇二・一部改正）

（組織）

第五条 本部の長は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 本部に、国際平和協力副本部長（次項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官をもって充てる。

4 副本部長は、本部長の職務を助ける。

5 本部に、国際平和協力本部長（以下この条において「本部長」という。）を置く。

6 本部長は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、関係行政機関の長、内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7 本部長は、本部長に対し、本部の事務に關し意見を述べることができる。

8 本部に、政令で定めるところにより、実施計画ごとに、期間を定めて、自ら国際平和協力業務を行うとともに海外において前条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、協力隊を置くことができる。

9 本部に、本部の事務（協力隊の行うものを除く。）を処理させ

第一章 基本法令（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律）

一八

るため、事務局を置く。

10 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

11 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

12 前各項に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

（平一一法一〇二・平一一法一六〇・令三法三六・一部改正）

【参考】

六項（関係条文） 内閣法九条（二六二ページ）

八項（政令）

ア 国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、カンボディア平和協力隊の設置等に関する政令一条、モザンビーク国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、エル・サルヴァドル国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、ルワンダ難民救済国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、東チモール避難民救済国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、アフガニスタン難民救済国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、コソヴォ国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、イラク難民救済国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、イラク被災民救済国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、コンゴ民主共和国国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、東ティモール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、ネパール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、ネパール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、ネパール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令一条

第三章 国際平和協力業務等

（平二七法七六・改称）

第一節 国際平和協力業務

（平二七法七六・節名追加）

（実施計画）

第六条

内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるとき（国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第一号イからハまで又は第二号イからハまでに規定する同意及び第一号又は第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限り、人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて同条第五号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第三号に規定する同意及び第三号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行わ

る政令一条、スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令一条、ウクライナ被災民救済国際平和協力隊の設置等に関する政令一条

二二項（政令） 本法施行令二条

れる期間を通じて安定的に維持され、並びに当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者であるときは、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行われることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限る。）は、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意（第三条第一号ロ又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意（同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。））

二 国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意（第三条第二号ロ又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意（同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。））

三 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実

施についての同意

四 国際的な選挙監視活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該国際平和協力業務の実施に関する基本方針

二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項

イ 実施すべき国際平和協力業務の種類及び内容

ロ 派遣先国及び国際平和協力業務を行うべき期間

ハ 協力隊の規模及び構成並びに装備

ニ 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて当該国際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

(1) 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う国際平和協力業務の種類及び内容

(2) 国際平和協力業務を行う海上保安庁の職員の規模及び構成並びに装備

ホ 自衛隊の部隊等（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が当該国際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

(1) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容
(2) 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

へ 第二十一条第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛大臣に委託することができる輸送の範囲

ト 関係行政機関の協力に関する重要事項

チ その他当該国際平和協力業務の実施に関する重要事項

3 外務大臣は、国際平和協力業務を実施することが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の閣議の決定を求めよう要請することができる。

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二条第二項及び第三条第一号から第四号までの規定の趣旨に照らし、この節の規定を実施するのに必要な範囲内で実施計画に定めるものとする。この場合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる国際平和協力業務は、第三条第五号リ若しくはルに掲げる業務（海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条に規定する事務に係るものに限る。）、同号ワからツまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務であつて、同法第二十五条の趣旨に鑑み海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適当であると認められるもののうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三条第五号イか

らトまでに掲げる業務、同号ワからネまでに掲げる業務、これらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務又は同号ラに掲げる業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるもののうちから、自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

7 自衛隊の部隊等が行う国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施される国際平和協力業務であつて第三条第五号イからトまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定めるものについては、内閣総理大臣は、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、我が国として国際連合平和維持隊に参加し、又は他国と連携して国際連携平和安全活動を実施するに際しての基本的な五つの原則（第三条第一号及び第二号、本条第一項（第三号及び第四号を除く。）及び第十三項（第一号から第六号まで、第九号及び第十号に係る部分に限る。）、第八条第一項第六号及び第七号、第二十五条並びに第二十六条の規定の趣旨をいう。）及びこの法律の目的に照らし、当該国際平和協力業務を実施することにつき、実施計画を添えて国会の承認を得なければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならない。

8 前項本文の規定により内閣総理大臣から国会の承認を求められ

た場合には、先議の議院にあっては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院にあっては先議の議院から議案の送付があった後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならない。

9 政府は、第七項ただし書の場合において不承認の議決があったときは、遅滞なく、同項の国際平和協力業務を終了させなければならない。

10 第七項の国際平和協力業務については、同項の規定による国会の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該国際平和協力業務を引き続き行うことにつき、実施計画を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

11 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、遅滞なく、第七項の国際平和協力業務を終了させなければならない。

12 前二項の規定は、国会の承認を得て第七項の国際平和協力業務を継続した後、更に二年を超えて当該国際平和協力業務を引き続き行おうとする場合について準用する。

13 内閣総理大臣は、実施計画の変更（第一号から第八号までに掲

げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了及び第九号から第十一号までに掲げる場合に行うべき当該各号に規定する業務の終了に係る変更を含む。次項において同じ。）をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 国際連合平和維持活動（第三条第一号イに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号イに規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなつたと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなつたと認められる場合

二 国際連合平和維持活動（第三条第一号ロに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなつたと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

三 国際連合平和維持活動（第三条第一号ハに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなつたと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなつたと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となつた場合

四 国際連携平和安全活動（第三条第二号イに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号イに規定する合意若しくは同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

五 国際連携平和安全活動（第三条第二号ロに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

六 国際連携平和安全活動（第三条第二号ハに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなったと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となった場合

七 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第三号に規定する同意若しくは合意又は第一項第三号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合

八 国際的な選挙監視活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第四号に規定する同意若しくは合意又は第一項第四号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合

九 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、同条第一号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第一号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

十 国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、同条第二号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

十一 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げるものについては、同条第三号に規定する合意がある場合におけるその遵守の状況その他の事情を勘案して、同号に規定する同意若しくは第一項第三号に掲げる同意又は当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合における紛争当事者の当該活動若しくは当該業務が行われることについての同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合
外務大臣は、実施計画の変更をすることが必要であると認める

とき、又は適當であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

(平一〇法一〇二・平一八法二一八・平二七法七六・一部改正)

【参考】

〔実施計画〕第二章第二節(実施計画)を参照(三三八ページ)

二項二号ホ八関係条文▽ 自衛隊法八条(五五ページ)

五項ハ 〃 √ 海上保安庁法二五条(三二二ページ)

(国会に対する報告)

第七条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

- 一 実施計画の決定又は変更があったとき 当該決定又は変更に係る実施計画の内容
- 二 実施計画に定める国際平和協力業務が終了したとき 当該国際平和協力業務の実施の結果
- 三 実施計画に定める国際平和協力業務を行う期間に係る変更があったとき 当該変更前の期間における当該国際平和協力業務の実施の状況

【参考】

一号(実施計画の内容) 第三章第二節(実施計画)を参照(三三八ページ)

二号(実施の結果)及び三号(実施の状況) 第三章第三節(実施の状況及び結果)を参照(二六七ページ)

(実施要領)

第一章 基本法令 (国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律)

第八条 本部長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するため、次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的内容及び第六号から第九号までに掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。

- 一 当該国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間
- 二 前号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務の種類及び内容
- 三 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務の実施の方法(当該国際平和協力業務に使用される装備に関する事項を含む。)
- 四 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項
- 五 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項
- 六 第六条第十三項第一号から第八号までに掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項
- 七 第六条第十三項第九号から第十一号までに掲げる場合において第三条第五号トに掲げる業務若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務又は同号ラに掲げる業務に従事する者が行うべき当該業務の中断に関する事項
- 八 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置に関する事項
- 九 その他本部長が当該国際平和協力業務の実施のために必要と

認める事項

2 実施要領の作成及び変更は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関しては、前項第六号及び第七号に掲げる事項に関し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するように行うものとする。

3 本部長は、必要と認めるときは、その指定する協力隊の隊員に対し、実施要領の作成又は変更に関する権限の一部を委任することができる。

（平二七法七六・一部改正）

（国際平和協力業務等の実施）

第九条 協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、国際平和協力業務を行う。

2 協力隊の隊員は、第二条第一項の規定の趣旨にかんがみ、第四条第二項第三号に掲げる事務に従事するに当たり、国際平和協力業務が行われる現地の状況の変化に応じ、同号の事務が適切に実施される上で有益であると思われる情報及び資料の収集に積極的に努めるものとする。

3 海上保安庁長官は、実施計画に定められた第六条第五項の国際平和協力業務について本部長から要請があった場合には、実施計画及び実施要領に従い、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、当該船舶又は航空機を用いて国際平和協力業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、実施計画に定められた第六条第六項の国際平和協力業務について本部長から要請があった場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせることができる。

5 前二項の規定に基づいて国際平和協力業務が実施される場合には、第三項の海上保安庁の職員又は前項の自衛隊の部隊等に所属する自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下同じ。）は、それぞれ、実施計画及び実施要領に従い、当該国際平和協力業務に従事するものとする。

6 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。

7 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

（平一八法二一八・一部改正）

【参考】

五項（関係条文） 自衛隊法二条五項（三四ページ）

（隊員の安全の確保等）

第十条 本部長は、国際平和協力業務の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の安全の確保に配慮しなければならない。

（平二七法七六・追加）

（隊員の任免）

第十一条 本部長は、隊員の任免を行う。

(隊員の採用)

第十二条 本部長は、第三条第五号ニ若しくはチからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

2 本部長は、前項の規定による採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十三条 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国際平和協力業務(第三条第五号ラに掲げる業務を除く。)であつて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第三項各号(第十六号を除く。))に掲げる者を除く。)を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、第三条第五号イからハまで及びホからトまでに掲げる業務並びにこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできず、同号チに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については自衛隊員の派遣を

要請することはできない。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて協力隊に派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣された職員のうち自衛隊員以外の者は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとする。

4 第二項の規定により派遣された自衛隊員は、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなるものとする。

5 第三項の規定により従前の官職を保有したまま隊員に任用される者又は前項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有する者は、本部長の指揮監督の下に国際平和協力業務に従事する。

6 本部長は、第二項の規定に基づき防衛大臣により派遣された隊員(以下この条において「自衛隊派遣隊員」という。)についてその派遣の必要がなくなつた場合その他政令で定める場合には、当該自衛隊派遣隊員の隊員としての身分を失わせるものとする。

この場合には、当該自衛隊員は、自衛隊に復帰するものとする。

7 自衛隊派遣隊員は、自衛隊員の身分を失つたときは、同時に隊員の身分を失うものとする。

8 第四項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者に対する給与等(第十七条に規定する国際平和協

力手当以外の給与、災害補償及び退職手当並びに共済組合の制度をいう。）に関する法令の適用については、その者は、自衛隊のみに所属するものとみなす。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、同項に規定する者の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（平一八法二八・一部改正、平一七法七六・旧第十三条繰下・一部改

正）

【参考】

一項（関係条文） 国家公務員法二条三項（四三ページ）

第十四条 海上保安庁長官は、第九条第三項の規定に基づき同項の海上保安庁の職員に国際平和協力業務を行わせるときは、当該職員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された海上保安庁の職員は、従前の官職を保有したまま当該期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員として第四条第二項第三号に掲げる事務に従事する。

2 防衛大臣は、第九条第四項の規定に基づき自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせるときは、当該自衛隊の部隊等に所属する自衛隊員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された自衛隊員は、当該期間を任期として隊員に任用され、自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなるものとし、隊員として第四条第二項第三号に掲げる事務に従事する。

3 前項に定めるもののほか、同項の規定により自衛隊員の身分及

び隊員の身分を併せ有することとなる者の身分取扱いについては、前条第六項から第九項までの規定を準用する。

（平一八法二八・一部改正、平一七法七六・旧第十三条繰下）

（国家公務員法の適用除外）

第十五条 第十二条第一項の規定により採用される隊員については、隊員になる前に、国家公務員法第百三条第一項に規定する営利企業（以下この条において「営利企業」という。）を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員（以下この条において「役員等」という。）の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行っていた場合においても、同項及び同法第百四条の規定は、適用しない。

（平一七法七六・旧第十四条繰下・一部改正）

【参考】

（関係条文） 国家公務員法一〇三条一項、一〇四条（四四六、四四七ページ）

（研修）

第十六条 隊員は、本部長の定めるところにより行われる国際平和協力業務の適切かつ効果的な実施のための研修を受けなければならない。

（平一七法七六・旧第十五条繰下）

（国際平和協力手当）

第十七条 国際平和協力業務に従事する者には、国際平和協力業務が行われる派遣先国の勤務環境及び国際平和協力業務の特質に鑑

み、国際平和協力手当を支給することができる。

2 前項の国際平和協力手当に関し必要な事項は、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならない。

(平二七法七六・旧第十六条繰下・一部改正)

【参考】

二項 (政令)

アンゴラ国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、カンボディア国際平和協力隊の設置等に関する政令三条、モザンビーク国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、エル・サルヴァドル国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、東チモール避難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、アフガニスタン難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、コソヴォ国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、イラク被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、イラク難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、コンゴ民主共和国国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、東ティモール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、ネパール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令三条、ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、東ティ

モール国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令二条

(服制等)

第十八条 隊員の服制は、政令で定める。

2 隊員には、政令で定めるところにより、その職務遂行上必要な被服を支給し、又は貸与することができる。

(平二七法七六・旧第十七条繰下)

【参考】

一・二項 (政令) 本法施行令五〇七条

(国際平和協力業務に従事する者の総数の上限)

第十九条 国際平和協力業務に従事する者の総数は、二千人を超えないものとする。

(平二七法七六・旧第十八条繰下)

(隊員の定員)

第二十条 隊員の定員は、実施計画に従って行われる国際平和協力業務の実施に必要な定員で個々の協力隊ごとに政令で定めるものとする。

(平二七法七六・旧第十九条繰下)

【参考】

(政令) アンゴラ国際平和協力隊の設置等に関する政令二条、カンボディア国

第一章 基本法令（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律）

二八

際平和協力隊の設置等に関する政令三条、モザンビーク国際平和協力隊の設置等に関する政令三条、エル・サルヴァドル国際平和協力隊の設置等に関する政令三条、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の設置等に関する政令三条、コソヴォ国際平和協力隊の設置等に関する政令三条、コンゴ民主共和国国際平和協力隊の設置等に関する政令三条、東ティモール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令三条、ネパール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令三条、スリランカ選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令三条

（輸送の委託）

第二十一条 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛大臣に対し、第三条第五号力に規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号ワからソまでに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送（派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。）を委託することができる。

2 海上保安庁長官は、前項の規定による委託があつた場合には、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。

3 防衛大臣は、第一項の規定による委託があつた場合には、自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。

（平一八法二一八・一部改正、平二七法七六・旧第二十条繰下・一部改）

正

（関係行政機関の協力）

第二十二条 本部長は、協力隊が行う国際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

（平二七法七六・旧第二十一条繰下）

（小型武器の保有及び貸与）

第二十三条 本部は、隊員の安全保持のために必要な政令で定める種類の小型武器を保有することができる。

（平二七法七六・旧第二十一条繰下・一部改正）

【参考】

（政令） 本法施行令八条

第二十四条 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先国において行う国際平和協力業務（第三条第五号チに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務を除く。）に隊員を従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条の小型武器であつて第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与す

ることができる。

2 小型武器を管理する責任を有する者として本部の職員のうちから本部長により指定された者は、前項の規定により隊員に貸与するため、小型武器を保管することができる。

3 小型武器の貸与の基準、管理等に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法七六・旧第二十三条繰下・一部改正)

【参考】

三項 (政令) 本法施行令九・一〇条

(武器の使用)

第二十五条 前条第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣

先国において国際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。

2 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補(以下この条において「海上保安官等」という。)は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安庁の職員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態

に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ニ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十三条の政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができる。

3 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛 隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

4 前二項の規定による小型武器又は武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるとまがないときは、この限りでない。

5 第二項又は第三項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた小型武器又は武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該小型武器又は武器の使用がこれらの規定及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

6 第一項から第三項までの規定による小型武器又は武器の使用に

際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

- 7 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿营地（宿営のために使用する区域であつて、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であつて当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつたときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第三項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第五項までの規定の適用については、第三項中「現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿营地（第七項に規定する宿营地をいう。次項及び第五項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第七項に規定する外国の軍隊の部隊の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第四項及び第五項中「現場」とあるのは「宿营地」とする。
- 8 海上保安庁法第二十条の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官等については、適用しない。

9 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

- 10 第一項の規定は第八条第一項第六号に規定する国際平和協力業務の中断（以下この項において「業務の中断」という。）がある場合における当該国際平和協力業務に係る隊員について、第二項及び第八項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る海上保安官等について、第三項、第七項及び前項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項及び第五項の規定はこの項において準用する第二項の規定及びこの項において準用する第三項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による小型武器又は武器の使用について、第六項の規定はこの項において準用する第一項及び第二項の規定並びにこの項において準用する第三項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による小型武器又は武器の使用について、それぞれ準用する。

（平一〇法二〇二・平一三法一五七・一部改正、平二七法七六・旧第二十二

四条繰下・一部改正）

【参考】

- 六項（関係条文） 刑法三六条、三七条（六二ページ）
 八項（ ） 海上保安庁法二〇条（三〇ページ）
 九項（ ） 自衛隊法九六条三項（二四ページ）

第二十六条 前条第三項（同条第七項の規定により読み替えて適用

する場合を含む。）に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの又はこれに類するものとして同号ナの政令で定めるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

2 前条第三項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

3 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

4 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定

により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

（平二七法七六・追加）

第二節 自衛官の国際連合への派遣

（平二七法七六・追加）

（自衛官の派遣）

第二十七条 防衛大臣は、国際連合の要請に応じ、国際連合の業務であつて、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により派遣される自衛官が従事することとなる業務に係る国際連合平和維持活動が行われることについての第三条第一号イからハまでに規定する同意が当該派遣の期間を通じて安定的に維持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限り、当該派遣について同項の同意をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により自衛官を派遣する場合には、当該自衛官の同意を得なければならない。

（平二七法七六・追加）

（身分及び処遇）

第二十八条 前条第一項の規定により派遣された自衛官の身分及び処遇については、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第三条から第十四条

第一章 基本法令（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律）

三二一

までの規定を準用する。

（平二七法七六・追加）

（小型武器の無償貸付け）

第二十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官の活動の用に供するため、国際連合から小型武器の無償貸付けを求めると認めるときは、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、当該申請に係る小型武器を国際連合に対し無償で貸し付けることができる。

（平二七法七六・追加）

第四章 物資協力

第三十条 政府は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力をを行うことができる。

2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならない。

3 外務大臣は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 本部長は、物資協力のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えを要請することができる。

5 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する物品の管理換えを行うものとする。

（平一〇法一〇二・一部改正、平二七法七六・旧第二十五条繰下・一部改

正）

【参考】

二項（閣議の決定） 第六章第一節（閣議決定を参照（六二七ページ）

第五章 雑則

（民間の協力等）

第三十一条 本部長は、第三章第一節の規定による措置によっては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、又は物資協力に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 政府は、前項の規定により協力を求められた国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（平二七法七六・旧第二十六条繰下・一部改正）

（請求権の放棄）

第三十二条 政府は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に参加するに際して、国際連合若しくは別表第一から別表第三までに掲げる

国際機関又はこれらの活動に参加する国際連合加盟国その他の国（以下この条において「活動参加国等」という。）から、これらの活動に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、我が国がこれらの活動に参加する上でこれに応じることが必要と認めるときは、これらの活動に起因する損害についての活動参加国等及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

（平二七法七六・追加）

（大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供）

第三十三条

防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ又はインドの軍隊（以下この条において「合衆国軍隊等」という。）から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物

品の提供を実施することができる。

一 派遣先国において発生し、又は正に発生しようとしている大規模な災害に係る救助活動、医療活動（防疫活動を含む。）その他の災害応急対策及び災害復旧のための活動

二 前号に掲げる活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の輸送

2 防衛大臣は、合衆国軍隊等から、前項の地域において講ずべき応急の措置に必要な役務の提供に係る要請があつた場合には、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該自衛隊の部隊等に、当該合衆国軍隊等に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊の部隊等による役務の提供として行う業務は、補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

5 第一項に規定する物品の提供には、インドの軍隊に対する弾薬の提供は含まないものとする。

（平二七法七六・追加、平一九法四一・平三法一九・令三法三・一部）

改正

（政令への委任）

第一章 基本法令（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律）

三四

第三十四条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（平二七法七六・旧第二十七条繰下）

【参考】

〔政令〕 本法施行令

附則

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成四年政令第二六七号で平成四年八月一〇日から施行）

第二条 削除

（平一三法一五七）

（見直し）

第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の実施状況に照らして、この法律の実施の在り方について見直しを行うものとする。

附則

（平成一〇年六月二日法律第一〇二号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則

（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲

げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日）平成一三年一月六日

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○ 中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六

〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してさ

れた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第一千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第一千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第一千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経

過措置を含む。)は、政令で定める。

附則

(平成二十一年二月三日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定
公布の日

附則

(平成二十三年二月四日法律第一五七号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則

(平成二十八年二月三日法律第一八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十九年政令第一号で平成二十九年一月九日から施行)

○復興庁設置法(平成二三法律一二五) 抄

附則

(平成二十三年二月六日法律第一二五号) 抄

第一章 基本法令（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二十四年政令第二号で平成二十四年二月一〇日から施行）

（他の法律の適用の特例）

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四十年法律第七十九号）	第三条第七号 イ	並びに国家行政組織法	、復興庁並びに国家行政組織法
	第五条第六項	及び内閣府設置法	、内閣府設置法
		特命担当大臣	特命担当大臣及び復興大臣

附 則 （平成二十七年九月三〇日法律第七十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二十八年政令第八三号で平成二十八年三月二十九日から施行）

附 則 （平成二十九年六月一日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定並びに同法第百条の九の次に二条を加える改正規定並びに第三条の規定、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日

（効力発生の日）平成二十九年八月一八日

附 則 （平成三十二年四月二六日法律第一九号）

（施行期日）

1 この法律は、平成三十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定並びに同法第百条の十一の次に二条を加える改正規定並びに第四条の規定、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の効力発生の日

（効力発生の日）令和元年七月一八日

二 第三条及び第五条並びに次項の規定 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の効力発生の日

(効力発生の日) 令和元年六月二六日

(調整規定)

2 前項第二号に掲げる規定の施行の日が同項第一号に掲げる規定の施行の前である場合には、第二条のうち、自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定中「英国」とあるのは「フランス」と、同法第百条の十一の次に二条を加える改正規定中「第百条の十一」とあるのは「第百条の十三」と、「第百条の十二」とあるのは「第百条の十四」と、「第百条の十三」とあるのは「第百条の十五」と、第三条のうち、同法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定中「カナダ」とあるのは「英国」と、同法第百条の十三の次に二条を加える改正規定中「第百条の十三」とあるのは「第百条の十一」と、「第百条の十四」とあるのは「第百条の十二」と、「第百条の十五」とあるのは「第百条の十三」と、第四条のうち国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三十三条第一項の改正規定中「英国」とあるのは「フランス」と、第五条のうち同項の改正規定中「カナダ」とあるのは「英国」とする。

附 則

(令和三年四月二八日法律第三三三号)

この法律は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定め

第一章 基本法令 (国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律)

る日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

(効力発生の日) 令和三年七月二日

附 則

(令和三年五月一九日法律第三三六号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表第一（第三条、第三十二条関係）（平二七法七六・追加）

- 一 国際連合
- 二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの
- 三 国際連携平和安全活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの

別表第二（第三条、第三十二条関係）（平一〇法一〇二・旧別表・一部改正、平二七法七六・旧別表第一繰下・一部改正）

- 一 国際連合
- 二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの
 - イ 国際連合難民高等弁務官事務所
 - ロ 国際連合パレスチナ難民救済事業機関
 - ハ 国際連合児童基金
 - ニ 国際連合ボランティア計画
 - ホ 国際連合開発計画
 - ヘ 国際連合人口基金
 - ト 国際連合環境計画
 - チ 国際連合人間居住計画
 - リ 世界食糧計画

又 国際連合食糧農業機関

ル 世界保健機関

三 国際移住機関

別表第三（第三条、第三十二条関係）

（平一〇法一〇二・追加、平二七

法七六・旧別表第二繰下・一部改正

一 国際連合

二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合開発計画その他政令で定めるもの

三 国際的な選挙監視の活動に係る実績又は専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関で政令で定めるもの

【参考】

三号（政令） 本法施行令二二条

△関係条文▽ 国際連合憲章五二条（六四二ページ）

別表第四（第三条関係）

（平一〇法一〇二・追加、平二七法七六・旧別表第

三繰下・一部改正）

一 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの

イ 国際連合難民高等弁務官事務所

ロ 国際連合パレスチナ難民救済事業機関

ハ 国際連合児童基金

ニ 国際連合ボランティア計画

ホ 国際連合開発計画

へ 国際連合人口基金

ト 国際連合環境計画

チ 国際連合人間居住計画

リ 世界食糧計画

又 国際連合食糧農業機関

ル 世界保健機関

二 国際移住機関

第一章 基本法令（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律）

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令

〔平成四年八月七日
政令第二百六十八号〕

改正

平成一〇年	六月二日政令第二十二号
同 一二年	六月 七日同 第二十四号
同 一二年	六月 七日同 第三〇三号
同 一四年	二月一八日同 第三八五号
同 一五年	六月二五日同 第二七七号
同 一九年	一月 四日同 三 号
同 一九年	八月二〇日同 第二七〇号
同 二〇年	七月一八日同 第三二一号
同 二二年	八月一四日同 第二七五号
同 二四年	九月一四日同 第三三五号
同 二七年	九月一八日同 第三二八号
同 二七年	九月一八日同 第三三四号
同 二八年	三月二五日同 第八四号
同 三二年	三月二五日同 第三八号
同 三二年	四月 五日同 第一四七号
令和 三年	七月 二日同 第一九五号

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令をここに公布する。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第七号、第五条第十二項、第十二条

第六項（同法第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条、第二十二條、第二十三條第三項及び第二十七條の規定に基づき、この政令を制定する。

（関係行政機関）

第一条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）、第三条第九号の政令で定める機関は、別表のとおりとする。

（平二政三〇三・平二八政八四・一部改正）

（本部の事務局）

第二条 国際平和協力本部（以下「本部」という。）の事務局（以下この条において「事務局」という。）に、事務局次長一人を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

3 事務局に、参事官二人を置く。

4 参事官は、命を受けて、事務局の所掌事務を分掌し、又は事務局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

（隊員の選考）

第三条 法第十二条第一項に規定する選考（以下この条において「選考」という。）は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 選考の権限は、本部の職員に委任することができる。

3 選考は、法第十二条第一項に規定する国際平和協力業務を遂行するのに必要な経験、知識及び適性について、履歴、資格等に関

する書類の審査の方法により、又は必要に応じ口頭試問その他の方法を併用して、行う。

(平二八政八四・一部改正)

(隊員としての身分を失わせる場合)

第四条 法第十三条第六項の政令で定める場合は、国際平和協力隊の隊員(以下「隊員」という。)について次のいずれかに該当する事由がある場合とする。

- 一 隊員としての勤務実績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合
- 三 隊員に必要な適格性を欠く場合
- 四 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となつた場合
- 五 国際平和協力隊への派遣が継続することにより防衛省の所掌事務の遂行に支障を生ずることを理由として防衛大臣から隊員としての身分を失わせるよう要請があつた場合

2 本部長は、法第十三条第六項の規定により隊員としての身分を失わせたときは、防衛大臣にその旨を通知するものとする。

3 前二項の規定は、法第十四条第二項の規定により自衛隊員(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員をいう。)の身分及び隊員の身分を併せ有する者について準用する。

(平一九政三・平二八政八四・一部改正)

第一章 基本法令 (国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令)

(隊員の服制等)

第五条

国際平和協力業務に従事する者は、当該業務に従事する間、その身分を簡潔に表示する記章であつて内閣府令でその制式を定めるもの(次項及び第七条第一項において「記章」という。)を着用しなければならない。

2 国際連合平和維持活動として実施される法第三条第五号りに掲げる業務に係る国際平和協力業務に従事する隊員は、当該業務に従事する間、記章のほか、内閣府令で定める被服を着用しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、これらの項に規定する物の着用時期その他隊員の服制に関し必要な事項は、本部長の定めるところによる。

(平二政三〇三・平二八政八四・一部改正)

(国際連合から提供される記章等の着用)

第六条

国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に従事する者は、当該業務に従事する者としての地位を表示する記章、帽子、スカーフその他これらに類する物であつて国際連合から提供されるものを着用するものとする。

(被服の支給及び貸与)

第七条 隊員には、記章を貸与する。

2 第五条第二項に規定する隊員には、同項に規定する被服を貸与する。

3 国際平和協力業務の遂行上特別の必要がある場合には、内閣府

令で定めるところにより、当該業務に従事する隊員に対し、当該業務の遂行上必要な被服を支給し、又は貸与することができる。

（平二八政三〇三・一部改正）

（小型武器の種類等）

第八条 法第二十三条の政令で定める小型武器の種類は、拳銃及び小銃（これらに用いる銃弾を含む。）とする。

2 前項の拳銃及び小銃は、次に掲げる規格のものとする。

- 一 ニューナンブM六〇回転式拳銃
- 二 九ミリ自動式拳銃
- 三 六四式七・六ミリ小銃
- 四 八九式五・五六ミリ小銃

（平二八政八四・一部改正）

（小型武器の貸与の基準等）

第九条 本部長は、国際平和協力業務が実施される現地において、その治安の状況のほか、その地域の自然的及び社会的諸事情、国際平和協力業務の実施の態様、隊員が従事すべき国際平和協力業務の内容その他の状況に照らし、隊員の生命又は身体に危害が発生するおそれがあると認められる場合に限り、かつ、隊員の小型武器の取扱いに関する知識、技能及び経験の程度を勘案して適当と認められる範囲内で、前条に規定する小型武器（以下「小型武器」という。）を貸与するものとする。

2 本部長は、小型武器を貸与すべき隊員に対して、あらかじめ、その取扱いに係る能力に応じて小型武器の取扱いに関し必要な知

識及び技能を修得させなければならない。

（小型武器の管理）

第十条 法第二十四条第二項の規定により本部長により指定された者（以下この条において「管理責任者」という。）は、小型武器

を保安上適当な構造を有する設備内に格納しなければならない。

2 管理責任者は、小型武器の貸与を受けた隊員からその返納を受けるときは、損傷その他の異常の有無を検査しなければならない。

3 管理責任者は、自らが保管中の小型武器又は隊員に貸与した小型武器につき、喪失、盗難その他の事故が生じたときは、速やかにその小型武器の種類及び規格並びに数その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を本部長に報告しなければならない。

4 管理責任者は、帳簿を備え付けてこれに小型武器の貸与及び返納の日時、貸与された小型武器の種類及び規格その他内閣府令で定める事項を記録し、かつ、その帳簿を保存しなければならない。

（平二八政三〇三・平二八政八四・一部改正）

（国際機関等に派遣される防衛省の職員に関する法律に基づく政令の準用）

第十一条 法第二十八条の規定により国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）の規定が準用される場合においては、これらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。

(平二八政八四・追加)

(国際連携平和安全活動に係る要請を行う機関)

第十二条 法別表第一第三号の政令で定める機関は、千九百八十一年八月三日に署名されたエジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の平和条約の議定書により設立された多国籍部隊・監視団とする。

(平三二政一四七・追加)

(国際的な選挙監視活動に係る要請を行う地域的機関)

第十三条 法別表第三第三号の政令で定める地域的機関は、米州機構及び欧州安全保障・協力機構とする。

(平一〇政二二・追加、平二八政八四・旧第十一條繰下・一部改正、平三二政一四七・旧第十一條繰下)

附則 抄

第一条 (施行期日) この政令は、法の施行の日(平成四年八月十日)から施行する。

附則 (平成一〇年六月二日政令第二二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年六月七日政令第二四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 (平成二二年六月七日政令第三〇三号) 抄

(施行期日)

第一章 基本法令 (国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一四年二月一八日政令第三八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年六月二五日政令第二七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

附則 (平成一九年一月四日政令第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。

附則 (平成一九年八月二〇日政令第二七〇号)

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月一日)から施行する。

附則 (平成二〇年七月一八日政令第三三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (平成二二年八月一四日政令第二二七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

○復興庁組織令（平成二四政令二二）抄

附 則 （平成二四年二月一日政令第三号）抄

（他の政令の適用の特例）

第七条

- 復興庁が廃止されるまでの間における国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）別表の規定の適用については、同表中「消費者庁」とあるのは、「消費者庁」する。
復興庁

附 則 （平成二四年九月一四日政令第三五号）抄

（施行期日）

- 第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則 （平成二七年九月一八日政令第三二八号）抄

（施行期日）

- この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一八日政令第三三四号）抄

（施行期日）

- この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

附 則 （平成二八年三月二五日政令第八四号）抄

（施行期日）

- 第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

附 則 （平成三一年三月一五日政令第三八号）抄

（施行期日）

- この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成三二年四月五日政令第一四七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年七月二日政令第一九五号）抄

（施行期日）

- この政令は、令和三年九月一日から施行する。

別表 (第一条関係)

(平二政三〇三・全改、平一四政三八五・平一五政二七

七・平一九政三・平一九政二七〇・平二〇政三三・平二政二七七・平

二四政三三五・平二七政三二八・平二七政三四・平三一政三八・令三政

一九五・一部改正)

内閣府

国家公安委員会

警察庁

金融庁

消費者庁

デジタル庁

総務省

消防庁

法務省

出入国在留管理庁

外務省

財務省

国税庁

文部科学省

スポーツ庁

文化庁

厚生労働省

農林水産省

林野庁

水産庁

経済産業省

資源エネルギー庁

国土交通省

観光庁

気象庁

海上保安庁

環境省

原子力規制委員会

防衛省

防衛装備庁

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行規則

〔平成四年八月七日
総理府令第四十二号〕

改正 平成 四年一〇月 五日

総理府令第五〇号

同 二年 八月一四日中央省庁等改革推進本部令第六号

同 二年 八月一四日 総理府令第八八号

同 二八年 三月二五日 内閣府令第一五号

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）第五条第一項及び第十条第四項の規定に基づき、並びに国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）及び国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令を実施するため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行規則を次のように制定する。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行規則

（本部の事務局の調査官）

第一条 国際平和協力本部の事務局に、調査官一人を置く。

2 調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務を助ける。

（平二内府令六・一部改正）

（隊員の着用する記章の制式及び被服）

第二条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令

（以下「令」という。）第五条第一項の内閣府令で定める記章の制式は、別表第一のとおりとする。

2 令第五条第二項の内閣府令で定める被服は、別表第二のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第十三条第二項の規定に基づき海上保安庁長官により国際平和協力隊に派遣され、同法第三条第五号りに掲げる業務に係る国際平和協力業務に従事する隊員にあつては、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十七条第三項の規定に基づき定められた服制による被服を着用するものとする。

（平四総府令五〇・平一二総府令八八・平二八内府令一五・一部改正）

（小型武器の貸与及び返納に関する帳簿に記録する事項）

第三条 令第十条第四項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 小型武器を貸与された隊員の氏名
- 二 当該隊員が従事する業務の種類及び内容
- 三 貸与した小型武器の番号
- 四 貸与時及び返納時の銃弾数
- 五 小型武器を貸与された隊員の確認の署名
- 六 小型武器の返納を受けた管理責任者の確認の署名
- 七 返納時の小型武器の異常の有無その他の記録すべき事項

（平一二総府令八八・一部改正）

附 則

この府令は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の施行の日（平成四年八月十日）から施行する。

附則（平成四年一〇月五日総理府令第五〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月一四日、平成二三年内閣府令第六号）

（施行期日）

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための内閣府組織関係命令の整備に関する命令（平成十三年内閣府令第六号）となるものとする。

附則

（平成二二年八月一四日総理府令第八八号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則

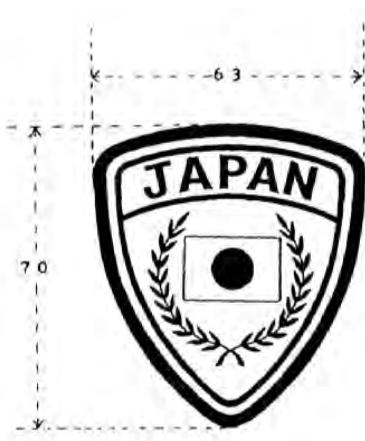
（平成二八年三月二五日内閣府令第一五五号）

この府令は、平成二八年三月二十九日から施行する。

別表第一（第二条関係）（平四総府令五・旧別表一部改正）

地質 うす青色の化学繊維織物	製 外縁に紺色の、内縁に黒色の縁どりをし、上部に黒色の「JAPAN」の文字を、中央に国旗及び緑色の月けい樹模様を配し、文字と国旗の間に黒色の線を一本付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	式
-------------------	--	---

図 数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。



別表第二 (第一条関係) (金四総府令五〇・追加)

上 衣					地質	色
製式						
形状は、 図のとおりとする。	そで	後面	前面	肩章	襟	
		<p>三個いぶし金色の樹脂製のボタンを付ける。 左そで上部に所定のワッペンをはさみ縫いする。</p>	<p>ヨークを付ける。 タブ付き、カフス式の長袖とする。</p>	<p>ポケットは、左右の胸部に各一個とし、ひだを設け、雨ぶたを付ける。ポケットにはいぶし金色の樹脂製のボタン各一個を付ける。</p>	<p>いぶし金色の樹脂製のボタン五個を一行に付け、前立てをつける。</p>	<p>外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側をいぶし金色の樹脂製のボタン各一個で留める。</p>
					<p>立ち襟とする。</p>	

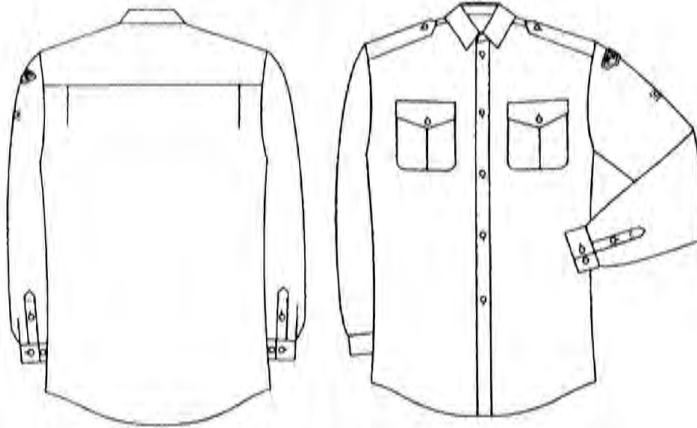
ワッペン			ズボン		
製式	地質	色	製式	地質	色
<p>形状及び寸法は、図のとおりとする。</p>			<p>形状は、図のとおりとする。</p>	<p>腰帯付き長ズボンとする。左右脇縫い目を中心に雨ぶた付き袋式ポケットを各一個、後ろ右側に雨ぶた付き切りポケットを一個設け、各ポケットには青色のボタン各一個を付ける。</p>	<p>青色とする。 毛織物、化学繊維の混紡織物とする。</p>
	<p>化学繊維とする。</p>	<p>濃青色とする。</p>			
	<p>外縁に黒色の、内縁に紺色及び金色の縁どりをし、内部に金色の「JAPANESE POLICE」の文字を二段に入れる。</p>				

図 数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

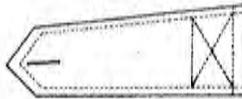
上 衣

後 面

前 面



肩 章

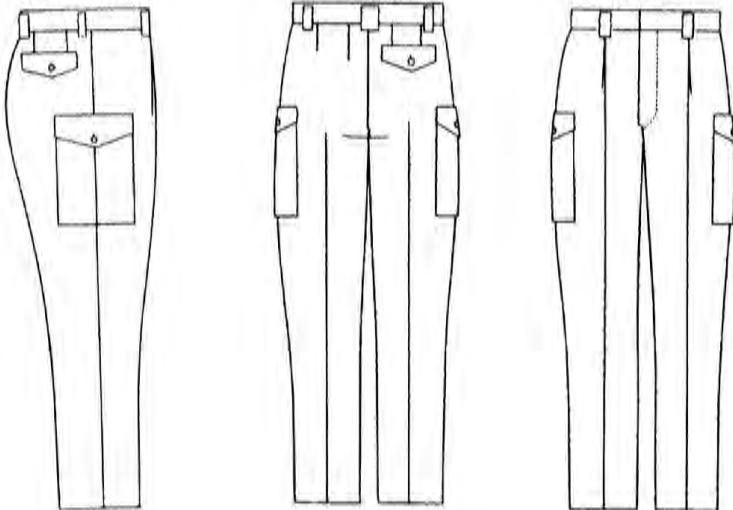


ズ ボ ン

側 面

後 面

前 面



ワッペン



○自衛隊法

昭和二十九年六月九日
法律第百六十五号

改正

昭和二十九年二月八日法律第二〇九号	昭和四一年五月二〇日法律第七五号
同三〇年八月一日同第一〇七号	同四二年七月〇日同第五三号
同三〇年八月二〇日同第一七一号	同四二年七月五日同第六一号
同三一年四月二〇日同第七八号	同四二年七月八日同第六九号
同三二年五月二〇日同第九九号	同四二年八月二日同第三二号
同三二年六月一日同第五五号	同四四年五月六日同第三三号
同三二年六月一日同第五九号	同四四年七月二九日同第六七号
同三二年三月一〇日同第六号	同四四年五月二五日同第九七号
同三三年四月二四日同第七八号	同四七年六月八日同第五七号
同三三年五月三日同第六四号	同四八年一〇月六日同第一六号
同三四年四月一日同第八六号	同四八年七月二日同第一三三号
同三四年四月一五日同第三七号	同四八年七月二七日同第九七号
同三四年五月二二日同第六二号	同五二年二月七日同第九七号
同三五年三月三日同第三〇号	同五二年六月二五日同第七三号
同三五年六月三日同第一〇二号	同五三年七月五日同第七七号
同三五年七月一日同第一一五号	同五三年七月二八日同第七二号
同三五年八月二日同第四〇号	同五四年二月八日同第七二号
同三六年六月二二日同第二六号	同五五年五月六日同第四〇号
同三七年五月八日同第一〇九号	同五五年五月六日同第九三号
同三七年五月一五日同第二二六号	同五六年六月一日同第七七号
同三七年五月一六日同第二四〇号	同五七年五月一日同第四〇号
同三七年五月一六日同第二四〇号	同五七年七月六日同第六六号
同三七年九月一五日同第一八号	同五八年二月二日同第七四号
同三七年九月一五日同第一八号	同五八年二月三日同第七八号
同三九年二月二八日同第一八五号	同五八年二月三日同第八一号
同四〇年四月一五日同第四七号	同五九年二月二五日同第八七号

昭和六〇年二月二日法律第九九号	平成二二年五月二日法律第五八号
同六〇年二月二七日同第二〇五号	同二二年二月六日同第四五号
同六一年二月四日同第九三号	同二二年四月五日同第三四号
同六一年二月九日同第二〇〇号	同二三年六月八日同第四〇号
同六二年二月五日同第一〇七号	同二三年六月二日同第六一号
同六三年一月一日同第八六号	同二三年七月四日同第一〇二号
平成元年二月九日同第八三号	同二三年一月二日同第一三三号
同元年六月九日同第三三三号	同二三年二月二日同第一一五号
同二年六月二日同第三六号	同二四年五月七日同第三六号
同四年六月九日同第七九号	同二四年七月七日同第六〇号
同四年六月九日同第八〇号	同二四年七月三十一日同第九六号
同六年一月八日同第一〇二号	(同一五年六月一三日同第八〇号)
同七年六月六日同第一〇号	同二四年七月三十一日同第九八号
同七年二月八日同第三三三号	同二五年四月五日同第三〇号
同八年五月九日同第三五号	同二五年五月一日同第三三三号
同八年六月二四日同第八二号	同二五年六月三日同第八〇号
同八年六月二九日同第八六号	同二五年八月一日同第三七号
同九年五月九日同第四三三号	同二六年五月二日同第四一号
同九年六月二〇日同第四三三号	同二六年五月九日同第四七号
同〇一年四月二四日同第四三三号	同二六年六月二日同第六七号
同〇一年五月二八日同第六〇号	同二六年六月九日同第八四号
同〇一年五月二八日同第六一号	同二六年六月八日同第一〇九号
同〇一年七月六日同第八七号	同二六年六月八日同第一一号
同〇一年七月六日同第八七号	同二六年六月八日同第一二二号
(同一一年七月三〇日同第一一六号)	(同一六年六月八日同第一一三三号)
同〇一年八月三〇日同第一一六号	同二六年六月八日同第一一三三号
同〇一年八月四日同第一一九号	同二六年六月八日同第一一三三号
同〇一年八月三日同第一二三号	同二六年六月八日同第一一七号
同〇一年八月三日同第一三〇号	同二六年六月八日同第一一七号
同〇一年八月三日同第一三〇号	同二六年六月八日同第一一八号
同〇一年二月八日同第一五五号	同二七年五月二日同第一八八号
同〇一年二月七日同第一五六号	同二七年七月二九日同第三八号
同〇一年二月三日同第一六〇号	同二七年一〇月二日同第一〇二号
同〇一年二月三日同第三二〇号	同二八年三月二日同第一九号

第二節 任免（第三十五条―第四十一条）

第三節 分限、懲戒及び保障（第四十二条―第五十一条）

第四節 服務（第五十二条―第六十五条）

第五節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制（第六十五条の二―第六十五条の四）

第二款 違反行為に関する調査等（第六十五条の五―第六十五条の九）

第三款 雑則（第六十五条の十一―第六十五条の十三）

第六節 予備自衛官等

第一款 予備自衛官（第六十六条―第七十五条）

第二款 即応予備自衛官（第七十五条の二―第七十五条の八）

第三款 予備自衛官補（第七十五条の九―第七十五条の十三）

第六章 自衛隊の行動（第七十六条―第八十六条）

第七章 自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）

第八章 雑則（第九十七条―第一百七十七条の二）

第九章 罰則（第一百八条―第二百六条）

附則

＊令和三年法律第六一号で、本目次は令和五年四月一日から次のように改まる。

目次

第一章 基本法令（自衛隊法）

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 指揮監督（第七条―第九条の二）

第三章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成（第十条―第十四条）

第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成（第十五条―第十九条）

第三節 航空自衛隊の部隊の組織及び編成（第二十条―第二十一条）

第四節 共同の部隊（第二十一条の二）

第五節 部隊編成の特例及び委任規定（第二十二条・第二十三条）

第四章 機関（第二十四条―第三十条）

第五章 隊員

第一節 通則（第三十条の二―第三十四条）

第二節 任免（第三十五条―第四十一条の二）

第三節 分限、懲戒及び保障（第四十二条―第五十一条）

第四節 服務（第五十二条―第六十五条）

第五節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制（第六十五条の二―第六十五条の四）

第二款 違反行為に関する調査等（第六十五条の五―第六十五条の九）

第三款 雑則（第六十五条の十一―第六十五条の十三）

第一章 基本法令（自衛隊法）

第六節 予備自衛官等

第一款 予備自衛官（第六十六条―第七十五条）

第二款 即応予備自衛官（第七十五条の二―第七十五条の八）

第三款 予備自衛官補（第七十五条の九―第七十五条の十三）

第六章 自衛隊の行動（第七十六条―第八十六条）

第七章 自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）

第八章 雑則（第九十七条―第一百七十七条の二）

第九章 罰則（第一百八条―第一百二十六条）

附則

第一章 総則

（一）の法律の目的

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官及び防衛審議官並びに防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）

並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊並びに防衛装備庁（政令で定める合議制の機関を除く。）を含むものとする。

2 この法律において「陸上自衛隊」とは、陸上幕僚監部並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。

3 この法律において「海上自衛隊」とは、海上幕僚監部並びに統合幕僚長及び海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。

4 この法律において「航空自衛隊」とは、航空幕僚監部並びに統合幕僚長及び航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。

5 この法律（第九十四条の七第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

（昭三三法二五九・昭三七法七八・昭三七法一三三・昭四四法三三・昭四

五法七七・昭四八法二一六・昭五八法七七・平一一法一〇二・平一一法一

一六・平一七法八八・平一八法四五・平一八法一一八・平一九法八〇・

平二二法四四・平二六法三三・平二六法六五・平二七法三九・平二七法六

六・平二七法七六・二部改正

（自衛隊の任務）

第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。

一 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動

二 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

3 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動すること

を任務とする。
(平一八法二八・平二七法七六・一部改正)

(自衛隊の旗)

第四条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、自衛隊旗又は自衛艦旗を自衛隊の部隊又は自衛艦に交付する。

2 前項の自衛隊旗及び自衛艦旗の制式は、政令で定める。
(表彰)

第五条 隊員又は防衛省本省の防衛大学校、防衛医科大学校、情報

第一章 基本法令 (自衛隊法)

本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の政令で定める機関、自衛隊の部隊若しくは機関若しくは防衛装備庁の施設等機関で、功績があつたものに対しては防衛大臣又はその委任を受けた者が、特に顕著な功績があつたものに対しては内閣総理大臣が表彰する。

2 前項に定めるもののほか、自衛隊の表彰に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三三法七八・昭三七法一三三・昭四八法二六・昭五五法七八・平一法一六〇・平一七法八八・平一八法四五・平一八法二八・平一九法八〇・平二七法三九・一部改正)

(礼式)

第六条 自衛隊の礼式は、防衛省令の定めるところによる。

(平一一法一六〇・平一八法二一八・一部改正)

第二章 指揮監督

第七条 内閣総理大臣の指揮監督権

内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。

(防衛大臣の指揮監督権)

第八条 防衛大臣は、この法律の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。ただし、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関(以下「部隊等」という。)に対する防衛大臣の指揮監督は、次の各号に掲げる隊務の区分に応じ、当該各号に定める者を通じて行うものとする。

第一章 基本法令（自衛隊法）

五六

一 統合幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務統合幕僚長

二 陸上幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊の隊務 陸上幕僚長

三 海上幕僚監部の所掌事務に係る海上自衛隊の隊務 海上幕僚長

四 航空幕僚監部の所掌事務に係る航空自衛隊の隊務 航空幕僚長

（昭三七法一三二・平一七法八八・平一八法二八・一部改正）

（幕僚長の職務）

第九条 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、防衛大臣の指揮監督を受け、それぞれ前条各号に掲げる隊務及び統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊員の服務を監督する。

2 幕僚長は、それぞれ前条各号に掲げる隊務に関し最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。

3 幕僚長は、それぞれ、前条各号に掲げる隊務に関し、部隊等に對する防衛大臣の命令を執行する。

（平一七法八八・平一八法二八・一部改正）

（統合幕僚長とその他の幕僚長との関係）

第九条の二 統合幕僚長は、前条に規定する職務を行うに当たり、部隊等の運用の円滑化を図る観点から、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に對し、それぞれ第八条第二号から第四号までに

掲げる隊務に関し必要な措置をとらせることができる。

（平一七法八八・追加）

第三章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成

（編成）

第十条 陸上自衛隊の部隊は、陸上総隊、方面隊その他の防衛大臣直轄部隊とする。

2 陸上総隊は、陸上総隊司令部及び団、連隊その他の直轄部隊から成る。

3 方面隊は、方面総監部及び師団、旅団その他の直轄部隊から成る。ただし、方面総監部及び師団以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

4 師団は、師団司令部及び連隊その他の直轄部隊から成る。

5 旅団は、旅団司令部及び連隊その他の直轄部隊から成る。

（昭三〇法一〇七・昭三七法七八・昭三四法一六二・昭三六法二六・平

一〇法四二・平一八法四五・平一八法二八・平一九法八〇・平一九法四

二・一部改正）

（陸上総隊司令部）

第十条の二 陸上総隊の長は、陸上総隊司令官とする。

2 陸上総隊司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、陸上総隊の隊務を統括する。

3 防衛大臣は、第六章に規定する行動その他これに関連する事項に関し陸上自衛隊の部隊の一体的運用を図る必要がある場合に

は、方面隊の全部又は一部を陸上総隊司令官の指揮下に置くことができる。

(平一九法四二・追加)

(方面総監)

第十一条 方面隊の長は、方面総監とする。

2 方面総監は、防衛大臣の指揮監督を受け、方面隊の隊務を統括する。

(平一八法二八・一部改正)

(師団長)

第十二条 師団の長は、師団長とする。

2 師団長は、方面総監の指揮監督を受け、師団の隊務を統括する。

(昭三四法一六二・昭三六法二六・一部改正)

(旅団長)

第十二条の二 旅団の長は、旅団長とする。

2 旅団長は、方面総監の指揮監督を受け、旅団の隊務を統括する。

(平一〇法四三・追加)

(部隊の長)

第十三条 陸上総隊、方面隊、師団及び旅団以外の部隊の長は、防

衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

(平一八法四五(平一八法二八・追加、平一九法四二・一部改正))

第一章 基本法令 (自衛隊法)

(方面隊、師団及び旅団の名称等)

第十四条 方面隊、師団及び旅団の名称並びに方面総監部、師団司令部及び旅団司令部の名称及び所在地は、別表第一のとおりとする。

2 特別の事由によつて方面隊、師団及び旅団並びに方面総監部、師団司令部及び旅団司令部(以下この条において「方面隊等」という。)を増置し、若しくは廃止し、又は方面隊等の名称及び所在地を変更する必要がある場合は、国会の閉会中であるときに限り、政令で方面隊等を増置し、若しくは廃止し、又は方面隊等の名称及び所在地を変更することができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

(昭三〇法一〇七・昭三六法二六・平一〇法四三・一部改正、平一八法

四五・旧第十三条繰下)

第二節 海上自衛隊の組織及び編成

(編成)

第十五条 海上自衛隊の部隊は、自衛艦隊、地方隊、教育航空集

団、練習艦隊その他の防衛大臣直轄部隊とする。

2 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、掃海隊群その他の直轄部隊から成る。ただし、自衛艦隊司令部、護衛艦隊、航空集団及び潜水艦隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

3 護衛艦隊は、護衛艦隊司令部及び護衛隊群その他の直轄部隊か

第一章 基本法令（自衛隊法）

ら成る。

4 航空集団は、航空集団司令部及び航空群その他の直轄部隊から成る。

5 潜水艦隊は、潜水艦隊司令部及び潜水隊群その他の直轄部隊から成る。

6 地方隊は、地方総監部及び掃海隊、基地隊その他の直轄部隊から成る。ただし、地方総監部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

7 教育航空集団は、教育航空集団司令部及び教育航空群その他の直轄部隊から成る。

8 練習艦隊は、練習艦隊司令部及び練習隊その他の直轄部隊から成る。

（昭三三法九九・昭三六法二二六・昭三七法一三三・昭四四法六七・昭五

五法九三・平二八法一八・平一九法八〇・一部改正

（自衛艦隊司令官）

第十六条 自衛艦隊の長は、自衛艦隊司令官とする。

2 自衛艦隊司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、自衛艦隊の隊務を統括する。

（昭三六法二二六・平一八法二一八・一部改正）

（護衛艦隊司令官）

第十六条の二 護衛艦隊の長は、護衛艦隊司令官とする。

2 護衛艦隊司令官は、自衛艦隊司令官の指揮監督を受け、護衛艦隊の隊務を統括する。

（昭三六法二二六・追加）

（航空集団司令官）

第十六条の三 航空集団の長は、航空集団司令官とする。

2 航空集団司令官は、自衛艦隊司令官の指揮監督を受け、航空集団の隊務を統括する。

（昭三六法二二六・追加）

（潜水艦隊司令官）

第十六条の四 潜水艦隊の長は、潜水艦隊司令官とする。

2 潜水艦隊司令官は、自衛艦隊司令官の指揮監督を受け、潜水艦隊の隊務を統括する。

（昭五五法九三・追加）

（地方総監）

第十七条 地方隊の長は、地方総監とする。

2 地方総監は、防衛大臣の指揮監督を受け、地方隊の隊務（自衛艦隊その他の防衛大臣直轄部隊に対する補給その他防衛大臣の定める事項を含む。）を統括する。

（平一八法二一八・一部改正）

（教育航空集団司令官）

第十七条の二 教育航空集団の長は、教育航空集団司令官とする。

2 教育航空集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、教育航空集団の隊務を統括する。

（昭三六法二二六・追加、昭四二法八九・平一八法二一八・一部改正）

（練習艦隊司令官）

第十七条の三 練習艦隊の長は、練習艦隊司令官とする。

2 練習艦隊司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、練習艦隊の隊務を統括する。

(昭三三法九九・追加、昭三六法二二六・旧第十七条の二繰下・二部改

正、平一八法二一八・一部改正

(部隊の長)

第十八条 自衛艦隊、護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、地方隊、教育航空集団及び練習艦隊以外の部隊の長は、防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

(昭三三法九九・昭三六法二二六・昭五五法九三・平一八法二一八・一部

改正

(地方隊の名称等)

第十九条 地方隊の名称並びに地方総監部の名称及び所在地は、別表第二のとおりとする。

2 特別の事由によつて地方隊及び地方総監部を増置し、若しくは廃止し、又は地方隊及び地方総監部の名称及び所在地を変更する必要が生じた場合においては、国会の閉会中であるときに限り、政令で地方隊及び地方総監部を増置し、若しくは廃止し、又は地方隊及び地方総監部の名称及び所在地を変更することができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

第三節 航空自衛隊の部隊の組織及び編成

第一章 基本法令 (自衛隊法)

(昭三三法一六四・改称)

(編成)

第二十条 航空自衛隊の部隊は、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団その他の防衛大臣直轄部隊とする。

2 航空総隊は、航空総隊司令部及び航空方面隊、警戒航空団、航空救難団、航空戦術教導団その他の直轄部隊から成る。

3 航空方面隊は、航空方面隊司令部及び航空団その他の直轄部隊から成る。

4 航空支援集団は、航空支援集団司令部及び輸送航空隊、航空保安管制群、航空気象群その他の直轄部隊から成る。

5 航空教育集団は、航空教育集団司令部及び航空団、飛行教育団その他の直轄部隊から成る。

6 航空団は、航空団司令部及び飛行群その他の直轄部隊から成る。

7 航空開発実験集団は、航空開発実験集団司令部及び飛行開発実験団その他の直轄部隊から成る。

(昭三三法一六四・全改、昭三四法一六二・昭三六法二二六・昭三七法一

三三・昭三九法一八五・昭四八法二二六・昭五〇法九七・昭六三法八六・

平一八法二一八・平二四法二〇〇・平二六法六五・平二七法三九・平二九

法四二・平三二法一九・一部改正)

(航空総隊司令官)

第二十条の二 航空総隊の長は、航空総隊司令官とする。

2 航空総隊司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、航空総隊の隊

第一章 基本法令 (自衛隊法)

務を統括する。

(昭三三法九九・追加、昭三三法一六四・昭三六法二二六・平一八法二一一・一部改正)

八・一部改正)

(航空支援集団司令官)

第二十条の三 航空支援集団の長は、航空支援集団司令官とする。

2 航空支援集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、航空支援集団の隊務を統括する。

(昭六三法八六・追加、平一八法二一八・一部改正)

(航空教育集団司令官)

第二十条の四 航空教育集団の長は、航空教育集団司令官とする。

2 航空教育集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、航空教育集団の隊務を統括する。

(昭三四法一六二・追加、昭三六法二二六・一部改正、昭六三法八六・旧

第二十条の三繰下・一部改正、平一八法二一八・一部改正)

(航空開発実験集団司令官)

第二十条の五 航空開発実験集団の長は、航空開発実験集団司令官とする。

2 航空開発実験集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、航空開発実験集団の隊務を統括する。

(昭六三法八六・追加、平一八法二一八・一部改正)

(航空方面隊司令官)

第二十条の六 航空方面隊の長は、航空方面隊司令官とする。

2 航空方面隊司令官は、航空総隊司令官の指揮監督を受け、航空

方面隊の隊務を統括する。

(昭三三法一六四・追加、昭三四法一六一・旧第二十条の三繰下、昭三六

法二二六・一部改正、昭六三法八六・旧第二十条の四繰下)

(航空団司令)

第二十条の七 航空団の長は、航空団司令とする。

2 航空教育集団に属する航空団の航空団司令は航空教育集団司令官の、航空方面隊に属する航空団の航空団司令は航空方面隊司令官の指揮監督を受け、航空団の隊務を統括する。

(昭三〇法一〇七・追加、昭三三法九九・旧第二十条の二繰下・一部改

正、昭三三法一六四・旧第二十条の三繰下・一部改正、昭三四法一六一・

旧第二十条の四繰下・一部改正、昭三六法二二六・一部改正、昭四八法一

一六・旧第二十条の五繰下、昭五二法九七・一部改正、昭六三法八六・旧

第二十条の六繰下・一部改正、平二七法三九・一部改正、平一九法四二・

旧第二十条の八繰上・一部改正)

(部隊の長)

第二十条の八 航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、航空方面隊及び航空団以外の部隊の長は、防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

(昭三〇法一〇七・追加、昭三三法九九・旧第二十条の三繰下・一部改

正、昭三三法一六四・旧第二十条の四繰下・一部改正、昭三四法一六一・

旧第二十条の六繰下・一部改正、昭三六法二二六・旧第二十条の七繰下・

一部改正、昭三七法一三一・旧第二十条の八繰上・一部改正、昭四八法一

一六・旧第二十條の七繰下・一部改正、昭五二法九七・旧第二十條の八繰下・一部改正、昭六三法八六・平一八法二一八・一部改正、平一九法四二・旧第二十條の九繰上・一部改正

(航空総隊等の名称等)

第二十一條 航空総隊、航空支援集団、航空教育集团、航空開発実験集団、航空方面隊及び航空団(以下「航空総隊等」という。)の名称並びに航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集团司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部(以下「航空総隊司令部等」という。)の名称及び所在地は、別表第三のとおりとする。

2 特別の事由によつて航空総隊等及び航空総隊司令部等を増置し、若しくは廃止し、又は航空総隊等の名称並びに航空総隊司令部等の名称及び所在地を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で航空総隊等及び航空総隊司令部等を増置し、若しくは廃止し、又は航空総隊等の名称並びに航空総隊司令部等の名称及び所在地を変更することができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

(昭三〇法一〇七・全改、昭三三法九九・昭三三法一六四・昭三四法一六

二一・昭三六法二二六・昭三七法二三一・昭四八法二一六・昭五二法九七・

昭六三法八六・平一九法四二・一部改正)

第四節 共同の部隊 (平一九法八〇・追加)

第二十一條の二 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の防衛大

第一章 基本法令 (自衛隊法)

臣直轄部隊(陸上総隊、方面隊、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊、航空総隊、航空支援集団、航空教育集团及び航空開発実験集団を除く。)は、統合運用による円滑な任務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができる。

2 前項の共同の部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとするほか、当該部隊に対する防衛大臣の指揮監督については、防衛大臣の定めるところによる。

(平一九法八〇・追加、平一九法四二・一部改正)

第五節 部隊編成の特例及び委任規定

(平一九法八〇・旧第四節繰下)

(特別の部隊の編成)

第二十二條 内閣総理大臣は、第七十六條第一項、第七十八條第一項、第八十一條第二項又は第八十一條の二第一項の規定により自衛隊の出勤を命じた場合には、特別の部隊を編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

2 防衛大臣は、第七十七條の四の規定による国民保護等派遣、第八十二條の規定による海上における警備行動、第八十二條の二の規定による海賊対処行動、第八十二條の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三條第二項の規定による

第一章 基本法令（自衛隊法）

災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、第八十四条の三第一項の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

3 前二項の規定により編成され、又は同一指揮官の下に置かれる部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとするほか、当該部隊に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、防衛大臣の定めるところによる。

（昭三）法九・昭三六法二六・昭三七法一三三・昭五三法七三・平一〇法四三・平一法一五六・平二法二一五・平六法二二二（平一）六法二二二（平一）七法八八・平一八法二一八・平二法五五・平二七法七六
一部改正

（委任規定）

第二十三条 本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭三七）法一三二・一部改正

第四章 機関

（機関）

第二十四条 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関の種類

は、次のとおりとする。ただし、その一部を置かないことができる。

一 学校

二 補給処

三 病院

四 地方協力本部

2 前項に規定するもののほか、陸上自衛隊の機関として教育訓練研究本部及び補給統制本部を、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関として補給本部を置くことができる。

3 前二項に規定するもののほか、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関として捕虜收容所を置くことができる。

4 前三項に規定するもののほか、自衛隊の業務遂行上特に必要がある場合には、政令で定めるところにより、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関を置くことができる。

5 第一項、第三項及び第四項の機関は、自衛隊の業務遂行上一体の運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として置くことができる。

6 前項の規定により共同の機関が置かれた場合における当該機関に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、防衛大臣の定めるところによる。

（昭三〇）法一〇七・昭三三法七八・昭三六法二二六・昭三七法一三三・昭五五法九三・昭六三法八六・平九法四二二・平一〇法四二二・平二法五八・平一六法二二七・平一八法四五五・平一八法二一八・平一九法八〇・平二九

(学校)

第二十五条

学校においては、隊員に対しその職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（病院の所掌に係るもの及び第二十七条の二第一項第二号に掲げるものを除く。）を行うとともに、陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の学校、政令で定める航空自衛隊の学校又は前条第四項の規定に基づき置かれた学校においてはそれぞれ各種部隊の運用等に関する調査研究（第二十七条の二第一項第三号に掲げるものを除く。）を行う。

2

前項に規定するもののほか、学校は、第一百条の二の規定により防衛大臣が受託した外国人及び技術者の教育訓練で前項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

3

学校に、校長を置き、自衛官をもつて充てる。

4

校長は、防衛大臣の定めるところにより、校務を掌理する。

5

政令で定める陸上自衛隊の学校においては、第一項の規定にかかわらず、陸曹長以下三等陸曹以上の自衛官となるべき者に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う。

6

前項の教育訓練を受けている者（以下「生徒」という。）の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

7

陸上自衛隊の学校の校長がその校務を掌理するに当たつては、教育訓練研究本部長の統制に従わなければならない。

8

政令で定める航空自衛隊の学校の校長がその校務を掌理するに

第一章 基本法令（自衛隊法）

当たつては、航空教育集団司令官の指揮監督を受けるものとする。

（昭三法一六四・昭三四法一六二・昭三七法一三三・昭三九法一八五・昭六三法八六・平二五法五八・平一八法二一八・平二四法四四・平二六法

六五・平二九法四二・一部改正

(補給処)

第二十六条

補給処においては、自衛隊の需品、火器、弾薬、車両、船舶、航空機、施設器材、通信器材、衛生器材等の調達、保管、補給又は整備及びこれらに関する調査研究を行う。

2

補給処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。

3

処長は、防衛大臣の定めるところにより、処務を掌理する。ただし、防衛大臣は、必要があると認める場合には、方面総監に陸上自衛隊の補給処の処長を指揮監督させることができる。

4

陸上自衛隊の補給処の処長がその処務を掌理するに当たつては、補給統制本部長の統制に従わなければならない。

5

海上自衛隊又は航空自衛隊の補給処の処長がその処務を掌理するに当たつては、補給本部長の指揮監督を受けるものとする。

（昭三法九九・昭三法一六四・昭三四法一六二・昭三六法二六・昭三七法一三三・昭五五法九三・平九法四三・平一〇法四三・平一八法二一

八・一部改正

(病院)

第二十七条

病院においては、隊員その他政令で定める者の診療を行うとともに、診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練

又は看護に従事する隊員の養成及び医療その他の衛生に関する調査研究を行う。

2 病院に、病院長を置き、自衛官又は技官をもつて充てる。

3 病院長は、防衛大臣の定めるところにより、院務を掌理する。ただし、防衛大臣は、必要があると認める場合には、方面総監、地方総監又は航空総隊司令官に指揮監督させることができる。

（昭三三法九・昭三三法一六四・昭三四法一六二・昭三六法二六・昭三七法一三二・平一八法二八・一部改正）

（教育訓練研究本部）

第二十七条の二 教育訓練研究本部においては、次に掲げる事務を行う。

一 陸上自衛隊における第二十五条第一項に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務

二 陸上自衛隊の部隊の上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練

三 陸上自衛隊における大部隊の運用等に関する調査研究

2 前項第二号に掲げるもののほか、教育訓練研究本部は、第百条の二の規定により防衛大臣が受託した外国人及び技術者の教育訓練で同号の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

3 教育訓練研究本部に、教育訓練研究本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

4 教育訓練研究本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。

（平一九法四二・全改）

（補給統制本部）

第二十七条の三 補給統制本部においては、陸上自衛隊における第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務並びに同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行う。

2 補給統制本部に、補給統制本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 補給統制本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。

（平九法四三・追加、平二法五八・旧第二十七条の二繰下、平一八法一
一八・一部改正）

（補給本部）

第二十七条の四 補給本部においては、海上自衛隊又は航空自衛隊における第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに海上自衛隊又は航空自衛隊の補給処の管理を行うとともに、海上自衛隊の補給本部においては、同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行う。

2 補給本部に、補給本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 補給本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。ただし、防衛大臣は、必要があると認める場合には、自衛艦

隊司令官又は航空総隊司令官に指揮監督させることができる。

（昭五五法九三・追加、昭六三法八六・旧第二十七条の二繰上、平九法四

三・旧第二十七条の二繰下、平一〇法四三・一部改正、平一二法五八・旧

第二十七条の二繰下、平一八法二八・一部改正

（特別の事務）

第二十八条 防衛大臣は、必要があると認めるときは、校長、処

長、病院長、教育訓練研究本部長、補給統制本部長又は補給本部長に校務、処務、院務又は部務以外の事務を処理させることができる。この場合においては、防衛大臣は、これらの事務については陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、自衛艦隊司令官、地方総監又は航空総隊司令官に校長、処長、病院長、教育訓練研究本部長、補給統制本部長又は補給本部長を指揮監督させることができる。

（昭三〇法一〇七・昭三・法九九・昭三法・六四・昭三六法二二六・昭

三七法二二二・昭五五法九三・昭六三法八六・平九法四三・平一〇法四三

・平一二法五八・平一八法二八・平一九法四二・一部改正

（地方協力本部）

第二十九条 地方協力本部においては、地方における渉外及び広

報、自衛官及び自衛官候補生の募集その他防衛大臣の定める事務を行う。

2 地方協力本部に、地方協力本部長を置き、自衛官又は事務官をもつて充てる。

3 地方協力本部長は、防衛大臣の定めるところにより、方面総監

第一章 基本法令（自衛隊法）

の指揮監督を受け、部務を掌理する。

（昭三〇法一〇七・昭三・法七八・昭三四法一六二・平一八法四五・平一

八法一八・平一二法四四・一部改正

（捕虜收容所）

第二十九条の二 捕虜收容所においては、武力攻撃事態及び存立危

機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、防衛大臣の定める事務を行う。

2 捕虜收容所に、所長を置き、自衛官（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の者に限る。）をもつて充てる。

3 所長は、防衛大臣の定めるところにより、所務を掌理する。

（平一六法二一七・追加、平一八法二八・平一七法七六・一部改正）

（委任規定）

第三十条 本章に定めるもののほか、機関の名称、位置、所掌事務、補給処の支処その他の地方機関の設置その他機関に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭三七法一三二・一部改正）

第五章 隊員

第一節 通則

（定義）

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 隊員以外の者を隊員に任命すること（臨時的な任用を

第一章 基本法令（自衛隊法）

除く。）をいう。

二 昇任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より上位の階級に任命することをいい、自衛官以外の隊員（非常勤の隊員を除く。以下この項、第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一項第二号において同じ。）にあつてはその者を現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

三 降任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より下位の階級に任命することをいい、自衛官以外の隊員にあつてはその者を現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

四 転任 自衛官以外の隊員を現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて、前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定めるものをいう。

六 幹部隊員 防衛省の事務次官若しくは防衛審議官、防衛省本省の官房長、局長若しくは次長、防衛装備庁長官若しくは防衛装備庁の部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める自衛官以

外の隊員をいう。

七 管理隊員 防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 隊員以外の者を隊員に任命すること（臨時的な任用を除く。）をいう。

二 昇任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より上位の階級に任命することをいい、自衛官以外の隊員にあつてはその者を現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

三 降任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より下位の階級に任命することをいい、自衛官以外の隊員にあつてはその者を現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

四 転任 自衛官以外の隊員を現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて、前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる

能力として防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定めるものをいう。

六 幹部隊員 防衛省の事務次官若しくは防衛審議官、防衛省本省の官房長、局長若しくは次長、防衛装備庁長官若しくは防衛装備庁の部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

七 管理隊員 防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

2 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、部長、部員、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、防衛省令で定める。

（平二六法三二・追加、平二六法六五・平二七法三九・一部改正）

（任命権者等）

第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分（次項において「任用等」という。）は、幹部隊員にあつては防衛大臣が、幹部隊員以外の隊員にあつては防衛大臣又はその委任を受けた者（防衛装備庁の職員である隊員（自衛官を除く。）にあつては、防衛装備庁長官又はその委任を受けた者）が行う。

2 防衛装備庁長官は、防衛装備庁における適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、防衛装

備庁の職員である自衛官の任用等について意見を述べることができ、この場合において、防衛大臣は、その意見を尊重するものとする。

3 隊員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、隊員の採用年次、合格した試験の種類及び課程対象者（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者をいう。以下この項及び第三十一条の六第一項において同じ。）であるか否か又は課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）に基づいて適切に行われなければならない。

4 隊員の退職管理は、防衛大臣が行う。ただし、第六十五条の第二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理（第六十五条の三第二項第五号、同条第六項において準用する国家公務員法第六十六条の三第五項、第六十五条の四第五項第六号、同条第九項において準用する同法第六十六条の四第八項、第六十五条の四第十項、第六十五条の八第一項において準用する同法第六十八条の三第一項、第六十八条の四（同項に係る部分に限る。）、第六十六条の十六から第六十六条の二十まで、第六十六条の二十一第一項及び第二項並びに第六十六条の二十二並びに第六十五条の九の規定に係るものに限る。次項において同じ。）にあつては、内閣総理大臣が行う。

5 隊員の任免、分限、懲戒、服務、退職管理その他人事管理に関する基準（国家公務員法第五十四条に規定する採用昇任等基本方針に準じ内閣総理大臣と協議して定めるものを含む。）は、この法律に定めるもののほか、防衛大臣（第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理に関する基準にあつては、内閣総理大臣）が定める。

（昭三七法一三二・平一八法二一八・平一九法八〇・平二六法三二・平二

七法三九・二部改正）

（人事評価）

第三十一条の二 隊員の人事評価は、公正に行われなければならない。

2 隊員の執務については、防衛大臣若しくは防衛装備庁長官又はその委任を受けた者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（平二六法三二・追加、平二七法三九・一部改正）

（幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用）

第三十一条の三 選考による隊員（自衛官を除く。以下この条、次条、第三十一条の六、第四十二条の二、第四十四条の二、第四十条の三及び第四十四条の五において同じ。）の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿（国家公務員法第六十一条の二第二項に規定する幹部候補者名簿

をいう。以下この条において同じ。）に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第三十一条の三 選考による隊員（自衛官を除く。以下この条、次

条、第三十一条の六、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十四

条の二から第四十四条の七まで及び附則第十四項において同じ。）

の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、

幹部候補者名簿（国家公務員法第六十一条の二第二項に規定する幹

部候補者名簿をいう。以下この条において同じ。）に記載されてい

る者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有す

ると認められるものの中から行うものとする。

2 隊員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、隊員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

3 防衛大臣は、幹部候補者名簿に記載されている隊員の降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場合には、当該隊員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部職に任命するものとする。

4 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により人事評価が行われていない隊員のうち、幹部候補者名簿に記載

されている隊員の昇任、転任又は降任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、防衛大臣が、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

4 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により人事評価が行われていない隊員のうち、幹部候補者名簿に記載されている隊員の昇任、降任又は転任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、防衛大臣が、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

(平二六法三一・追加)

第三十一条の四 (内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等)

第三十一条の四 防衛大臣は、隊員の選考による採用、昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部隊員の幹部職以外の官職への昇任、転任及び降任並びに幹部隊員の退職(政令で定めるものに限る。第四項において同じ。)及び免職(以下この条において「採用等」という。)を行う場合には、防衛省令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第一章 基本法令 (自衛隊法)

第三十一条の四 防衛大臣は、隊員の選考による採用、昇任、降任及

び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部隊員の幹部職以外の官職への昇任、降任及び転任(第四十四条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。)並びに幹部隊員の退職(政令で定めるものに限る。第四項において同じ。)及び免職(次項及び第三項において「採用等」という。)を行う場合には、防衛省令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

2 前項の場合において、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議する時間的余裕がないときは、防衛大臣は、同項の規定にかかわらず、当該協議を行うことなく、隊員の採用等を行うことができる。

3 防衛大臣は、前項の規定により隊員の採用等を行った場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく、当該採用等について、防衛省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならない。

4 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部隊員について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、幹部隊員の昇任、転任、降任、退職及び免職(以下この項において「昇任等」という。)について協議を求めることができる。この場合において、協議が調ったときは、防衛大臣は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

第一章 基本法令（自衛隊法）

七〇

*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

4 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部隊員について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、幹部隊員の昇任、降任、転任、退職及び免職（第四十四条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。以下この項において「昇任等」という。）について協議を求めることができる。この場合において、協議が調ったときは、防衛大臣は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

（平二六法三二・追加）

（管理職への任用に関する運用の管理）

第三十一条の五 防衛大臣及び防衛装備庁長官は、政令で定めるところにより、定期的な、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、第三十一条第五項の規定により採用昇任等基
本方針に準じて防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定める基準のうち、管理職への任用に関する基準に照らして必要があると認め
る場合には、防衛大臣又は防衛装備庁長官に対し、管理職への任
用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めるこ
とができる。

（平二六法三二・追加、平二七法三九・一部改正）

（人事に関する情報の管理）

第三十一条の六 内閣総理大臣は、防衛大臣又は防衛装備庁長官に
対し、政令で定めるところにより、幹部隊員、管理隊員、課程対
象者である隊員その他これらに準ずる隊員として政令で定めるも
のの人事に関する情報の提供を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定によ
り提出された情報を適正に管理するものとする。

（平二六法三二・追加、平二七法三九・一部改正）

（自衛官の階級）

第三十二条 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸将、陸将補、一等陸
佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、准陸
尉、陸曹長、一等陸曹、二等陸曹、三等陸曹、陸士長、一等陸士
及び二等陸士とする。

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海将、海将補、一等海佐、二等
海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、准海尉、海曹
長、一等海曹、二等海曹、三等海曹、海士長、一等海士及び二等
海士とする。

3 航空自衛隊の自衛官の階級は、空将、空将補、一等空佐、二等
空佐、三等空佐、一等空尉、二等空尉、三等空尉、准空尉、空曹
長、一等空曹、二等空曹、三等空曹、空士長、一等空士及び二等
空士とする。

（昭四五法九七・昭五五法九三・平二七法四四・一部改正）

（服制）

第三十三条 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛

官、予備自衛官補、学生（防衛省設置法第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。第九十八条第一項を除き、以下同じ。）、生徒その他その勤務の性質上制服を必要とする隊員の制服は、防衛省令で定める。

（昭三六法二二六・昭三九法一八五・昭四四法三三・昭四八法二二六・昭

五八法七八・平九法四三・平二法一六〇・平三法四〇・平一八法一一

八・平二法四四・平二四法二〇〇（平二五法七七）一部改正）

（非常勤の隊員等の特例）

第三十四条 予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒、法律により任期を定めて任用された隊員（第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官を除く。）、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により採用された隊員又は条件付採用期間中の隊員に対するこの章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基づいて、政令で同章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の特例（罰則の特例にあつては、当該罰則を適用しないこととするものに限る。）を定めることができる。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第三十四条 予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒、法律により任期を定めて任用された隊員（第三十六条の規定により任用期間を定

第一章 基本法令（自衛隊法）

めて任用された自衛官を除く。）、第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により採用された隊員又は条件付採用期間中の隊員に対するこの章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基づいて、政令でこの章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の特例（罰則の特例にあつては、当該罰則を適用しないこととするものに限る。）を定めることができる。

（平九法四三・平一三法四〇・平二六法三二）一部改正）

第二節 任免

（隊員の採用）

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ。）を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力
二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

3 第一項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

（昭三七法三三二・平二法一六〇・平一八法一一八・平二六法三二）

部改正）

（陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間等）

第三十六条 陸士長、一等陸士及び二等陸士（以下「陸士長等」という。）は二年を、海士長、一等海士及び二等海士（以下「海士長等」という。）並びに空士長、一等空士及び二等空士（以下「空士長等」という。）は三年を任用期間として任用されるものとする。ただし、防衛大臣の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基づき、三年を任用期間として任用されることができる。

2 自衛官候補生は、その修了後引き続き前項の規定に基づき任用される自衛官として必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を受けるものとする。

3 自衛官候補生の任用期間は、三月を基準として前項に規定する教育訓練に要する期間を勘案して防衛省令で定めるものとし、自衛官候補生から引き続き第一項の自衛官に任用された者の当該自衛官としての任用期間は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間からその者の自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間とする。

4 自衛官候補生の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

5 前各項の規定は、陸士長等、海士長等又は空士長等で、志願に基づき陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものについては、適用しない。

6 第一項の任用期間の起算日は、同項の自衛官に任用された日とする。ただし、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の階級から

降任された場合にあつては降任の日、前項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものがその指定を取り消された場合にあつては当該指定を取り消された日とする。

7 防衛大臣は、陸士長等、海士長等又は空士長等の任用期間が満了した場合において、当該陸士長等、海士長等又は空士長等が志願をしたときは、引き続き二年を任用期間としてこれを任用することができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続き任用された日とする。

8 防衛大臣は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等が任用期間が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認める場合には、当該陸士長等、海士長等又は空士長等が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以内、その他の場合にあつては六月以内の期間を限つて、任用期間を延長することができる。

（昭三〇法一〇七・昭三七法一三三・平一八法一八・平二四法四一・

部改正）

（自衛官以外の隊員の任期を定めた採用）

第三十六条の二 第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）は、第三十五条の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた

た識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員（法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。以下この条から第三十六条の四までにおいて同じ。）を採用することができるとすることができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員を採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する自衛官以外の隊員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる自衛官以外の隊員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として政令で定める場合

第一章 基本法令（自衛隊法）

（平一三法四〇・追加、平一八法二一八・一部改正）

第三十六条の三 前条各項の規定により採用される自衛官以外の隊員の任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて自衛官以外の隊員を採用する場合には、当該自衛官以外の隊員にその任期を明示しなければならない。

（平一三法四〇・追加）

第三十六条の四 任命権者は、第三十六条の二各項の規定により任期を定めて採用された自衛官以外の隊員（次条において「任期付隊員」という。）の任期が五年に満たない場合にあっては、防衛大臣の承認を得て、採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

（平一三法四〇・追加、平一八法二一八・一部改正）

第三十六条の五 任命権者は、任期付隊員が採用時に占めていた官職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の官職（自衛官をもつて充てることとされるものを除く。以下この条において同じ。）に任用する場合その他任期付隊員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、防衛大臣の承認を得て、任期付隊員を、その任期中、他の官職に任用することができる。

第一章 基本法令（自衛隊法）

（平一三法四〇・追加、平一八法二八・一部改正）

（研究員の任期を定めた採用）

第三十六条の六 任命権者は、第三十五条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員（防衛省の機関又は部隊等の長その他の政令で定める官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。第四項において同じ。）を採用することができる。

一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務（防衛装備庁の施設等機関その他の防衛省の機関又は部隊等において行う試験研究に関する業務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従事させる場合

二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この号の規定又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第三条第一項第二号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の心養に資する研究業務に従事させる場合

2 任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、防衛大臣の承認を得なければならない。

3 任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定めた採用を行

う場合には、防衛大臣の定めるところにより定めた採用計画に基づいてしなければならない。この場合において、当該採用計画には、その対象となる研究業務及び選考の手續を定めるものとする。

4 第三十六条の二から前条までの規定は、自衛官以外の隊員であつて研究業務に従事するものについては、適用しない。

（平一〇法四三・追加、平一三法四〇・旧第三十六条の二繰下・一部改

正、平一八法二八・平一九法八〇・平七法三九・一部改正）

第三十六条の七 前条第一項第一号に規定する場合における任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に五年を超える任期を定める必要があると認める場合には、防衛大臣の承認を得て、七年（特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあつては、十年）を超えない範囲内で任期を定めることができる。

2 前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年（研究業務の性質上特に必要がある場合で、防衛大臣の承認を得たときは、五年）を超えない範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により任期を定めて隊員を採用する場合には、当該隊員にその任期を明示しなければならない。

（平一〇法四三・追加、平一三法四〇・旧第三十六条の三繰下、平一八法

二一八・一部改正）

第三十六条の八 任命権者は、第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された隊員の任期が五年に満たない場合

にあつては採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された隊員の任期が三年に満たない場合（前条第二項の防衛大臣の承認を得て任期が定められた場合を除く。）にあつては採用した日から三年、当該隊員のうち同項の防衛大臣の承認を得て任期が定められた隊員の任期が五年に満たない場合にあつては採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

（平二〇法四三・追加、平二法四〇・旧第三十六条の四繰下二部改
正、平一八法二一八一部改正）

（隊員の昇任、降任及び転任）

第三十七条

隊員の昇任及び転任（自衛官にあつては、昇任）は、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、人事評価に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

- 一 自衛官 任命しようとする階級において求められる能力
- 二 自衛官以外の隊員 任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性

2 隊員を降任させる場合（隊員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）は、懲戒処分による場合を除き、人事評価に基づき、当該隊員が、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能

力及び適性を有すると認められる階級又は官職に任命するものとする。

3 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、人事評価が行われていない隊員の昇任、降任又は転任（自衛官にあつては、昇任又は降任）については、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を判断して行うことができる。

4 前三項に定めるもののほか、隊員の昇任、降任及び転任（自衛官にあつては、昇任及び降任）の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

（平二六法三・全改）

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となること

ができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 隊員は、前項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。

第一章 基本法令（自衛隊法）

（昭三七法一三二・平二法一五一・平二法一六〇・平一八法二一八・
令元法三七・一部改正）

*令和四年法律第六八号で、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から次のように改まる。

（欠格条項）

第三十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 隊員は、前項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。

（人事に関する不正行為の禁止）

第三十九條 何人も、隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職、懲戒処分その他の人事に関する行為を不正に実現し、又は不正にその実現を妨げる目的をもつて、金銭その他の利益を授受し、提供し、若しくはその授受を要求し、若しくは約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、又は公の地位を利用して、若しくはその利用を提供し、要求し、若しくは約束し、あるいはこれらの行為に関与してはならない。

（退職の承認）

第四十條 第三十一条第一項の規定により隊員の退職について権限を有する者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときは、その退職について政令で定める特別の事由がある場合を除いては、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等にあつてはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員にあつては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間その退職を承認しないことができる。

（昭三〇法一〇七・昭三七法一三二・一部改正）

（条件付採用）

第四十一條 隊員の採用は、すべて条件付のものとし、その隊員がその職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

2 条件付採用に関し必要な事項及び条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、防衛省令で定める。

（平一法一六〇・平一八法二一八・一部改正）

*令和三年法律第六一号で、本条は令和五年四月一日から次のように改まる。

（条件付採用）

第四十一條 隊員の採用は、隊員であつた者又はこれに準ずる者のうち、政令で定める者を採用する場合その他政令で定める場合を除き、条件付のものとし、隊員が、その職において六月の期間（六月

の期間とすることが適当でない」と認められる隊員として防衛省令で定める隊員にあつては、防衛省令で定める期間）を勤務し、その間の職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

2 前項に定めるもののほか、条件付採用に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

*** 令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一条が加わる。**

(定年前再任用短時間勤務隊員の任用)

第四十一条の二 任命権者は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職（臨時的に任用された隊員その他の法律により任期を定めて任用された隊員及び非常勤の隊員が退職する場合を除く。）をした隊員（以下この条及び第四十六条第二項において「年齢六十一年以上退職者」という。）又は年齢六十年に達した日以後に国家公務員法の規定により退職（同法第八十一条の六第三項に規定する職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官が退職する場合を除く。）をした者（以下この項及び第三項において「国家公務員法による年齢六十一年以上退職者」という。）を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職（当該官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占める隊員の二週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である官職をいう。以下この項及び第三項において同じ。）（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二

百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一指定職俸給表の適用を受ける隊員が占める官職（以下「指定職」という。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十一年以上退職者又は国家公務員法による年齢六十一年以上退職者がこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第四十四条の六第一項に規定する定年退職日）をいう。次項及び第三項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

2 前項の規定により採用された隊員（次項及び第四項において「定年前再任用短時間勤務隊員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

3 任命権者は、年齢六十一年以上退職者又は国家公務員法による年齢六十一年以上退職者のうちこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務隊員のうち当該定年前再任用短時間勤務隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務隊員以外の隊員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第一章 基本法令（自衛隊法）

4 任命権者は、定年前再任用短時間勤務隊員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第三節 分限、懲戒及び保障

（身分保障）

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合、第四十四条の二第一項又は第四十四条の五第三項の規定により降任される場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよ

くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

（昭三七法一三三・平二六法三二・一部改正）

（幹部隊員の降任に関する特例）

第四十二条の二 防衛大臣は、幹部隊員（幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを占める幹部隊員を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、政令の定めるところにより、当該幹部隊員が前条各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して降任（直近下位の職制上の段階に属する幹部職への降任に限る。）を行うことができる。

一 当該幹部隊員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、同じ職制上の段階に属する他の官職を占める他の幹部隊員に比して勤務実績が劣っているものとして政令で定める要件に該当する場合

二 当該幹部隊員が現に任命されている官職に幹部隊員となり得る他の特定の者を任命すると仮定した場合において、当該他の特定の者が、人事評価又は勤務の状況を示す事実その他の客観

的な事実及び当該官職についての適性に照らして、当該幹部隊員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当する場合

三 当該幹部隊員について、欠員を生じ、若しくは生ずると見込まれる同じ職制上の段階に属する他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として政令で定める要件に該当すること若しくは同じ職制上の段階に属する他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部隊員が当該他の官職に現に就いている他の隊員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合又は幹部隊員の任用を適切に行うため当該幹部隊員を降任させる必要がある場合として政令で定めるその他の場合

(平二六法三二・追加)

(休職)

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

(昭三七法一三二・平二六法三二・一部改正)

(休職の効果)

第四十四条 休職の期間は、政令で定める。ただし、前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とす

第一章 基本法令 (自衛隊法)

る。

2 休職者は、隊員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 休職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

4 第三十一条第一項の規定により隊員の復職について権限を有する者は、休職者について休職の事由が消滅したときは、政令で定める場合を除き、直ちにその者を復職させなければならない。

(昭三七法一三二・一部改正)

* 令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一条が加わる。

(管理監督職務上限年齢による降任等)

第四十四条の二 任命権者は、管理監督職(防衛省職員給与法第十一条の三第一項に規定する官職及びこれに準ずる官職として政令で定める官職並びに指定職(これらの官職のうち、病院等に勤務する医師及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として政令で定める官職を除く。)をいう。以下同じ。)を占める隊員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している隊員について、異動期間(当該管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下同じ。)(第四十四条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。)に、管理監督職以外の官職又は管理監督

第一章 基本法令（自衛隊法）

職勤務上限年齢が当該隊員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第三項においてこれらの官職を「他の官職」という。）への降任又は転任（俸給月額の下げを伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該隊員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第四十四条の七第一項の規定により当該隊員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める隊員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 防衛省の事務次官及びこれに準ずる管理監督職のうち政令で定める管理監督職 年齢六十二年

二 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不相当と認められる管理監督職として政令で定める管理監督職 六十年を超え六十四年を超えない範囲内で政令で定める年齢

3 第一項本文の規定による他の官職への降任又は転任（以下「他の官職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に関し必要な事項は、政令で定める。

*令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一条が加わる。
（管理監督職への任用の制限）

第四十四条の三 任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた隊員にあつては、当該他の官職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

*令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一条が加わる。
（適用除外）

第四十四条の四 前二条の規定は、臨時的に任用された隊員及び法律により任期を定めて任用された隊員には適用しない。

*令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一条が加わる。
（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第四十四条の五 任命権者は、他の官職への降任等をすべき管理監督職を占める隊員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該隊員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日がある隊員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から同項に規定する定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める隊員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該隊員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該隊員の他の官職への降任等により自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及

ぼすと認められる事由として政令で定める事由

二 当該隊員の職務の特殊性を勘案して、当該隊員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める隊員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日がある隊員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から同項に規定する定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該隊員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことである。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として政令で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める隊員について、当該隊員の他

の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由があることと認めるときは、当該隊員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている隊員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該隊員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める隊員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める隊員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る隊員の降任又は転任に関し必要な事項は、政令で定める。

（自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例）

第四十四条の二 隊員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があらかじめ指定する日のいずれか早い日（次条及び第四十四条の四において「定年退職日」という。）に退職する。

2 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる隊員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院等で政令で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する隊員で政令で定めるもの 年齢六十三年

三 前二号に掲げる隊員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十とすることが著しく不相当と認められる職を占める隊員で政令で定めるもの 六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢

3 前二項の規定は、次の各号の一に該当する隊員には適用しない。

一 臨時的に任用された隊員

二 法律により任期を定めて任用された隊員

三 非常勤の隊員

（昭五六法七八・追加、平二法二三・平一八法二一八・平二六法三二）

（一部改正）

* 令和三年法律第六一号で、本条は令和五年四月一日から次のように改

まる。

（自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例）

第四十四条の六 隊員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があらかじめ指定する日のいずれか早い日（次条第一項及び第二項ただし書において「定年退職日」という。）に退職する。

2 前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不相当と認められる官職を占める隊員として政令で定める隊員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で政令で定める年齢とする。

3 前二項の規定は、次の各号の一に該当する隊員には適用しない。

一 臨時的に任用された隊員

二 法律により任期を定めて任用された隊員

三 非常勤の隊員

第四十四条の三 任命権者は、定年に達した隊員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、当該隊員の職務の特殊性又は当該隊員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職が自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該隊員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該隊員をその職務に従事させるため引き続き隊員として勤務させることができる。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、防衛大臣の定めるところにより、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、当該隊員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

(昭五六法七八・追加、平一〇法四三・平一八法一一八・一部改正)

*令和三年法律第六一号で、本条は令和五年四月一日から次のように改まる。

第四十四条の七 任命権者は、定年に達した隊員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があるとき、認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該隊員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該隊員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き隊員として勤務させることができる。ただし、第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した隊員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている隊員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて防衛大臣の定める場合に限るものとし、当該期限は、当該隊員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第一章 基本法令（自衛隊法）

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる隊員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該隊員の退職により自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる隊員の職務の特殊性を勘案して、当該隊員の退職により、当該隊員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該隊員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する隊員にあつては、当該隊員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、政令で定める。

*令和三年法律第六一号で、次の条は令和五年四月一日に削られる。

（自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用）

第四十四条の四 任命権者は、次に掲げる者（次条において「定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職

に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

一 第四十四条の二第一項の規定により退職した者

二 前条の規定により勤務した後退職した者

三 定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者

四 第四十五条第一項の規定により退職した者

五 第四十五条第三項又は第四項の規定により勤務した後退職した者

六 第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者

七 国家公務員法の規定により退職した者であつて第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定める者

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならぬ。

（昭五六法七八・追加、平二法二三・平二法四四・平二六法二二・一部改正）

* 令和三年法律第六一号で、次の条は令和五年四月一日に削られる。

第四十四条の五 任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職（当該官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のもを占める隊員の二週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。）に採用することができる。

2 前項の規定により採用された隊員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 短時間勤務の官職については、定年退職者等のうち第四十四条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

（平一法二三・追加）

（自衛官の定年及び定年による退職の特例）

第四十五条 自衛官（陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職する。

2 前項の定年は、勤務の性質に応じ、階級ごとに政令で定める。

3 防衛大臣は、自衛官が定年に達したことに伴い退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられていない場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつて

は六月以内の期間を限り、当該自衛官が定年に達した後も引き続きいて自衛官として勤務させることができる。

4 防衛大臣は、前項の期間又はこの項の期間が満了する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、当該自衛官の同意を得て、一年以内の期間を限り、引き続きいて自衛官として勤務させることができる。ただし、その期間の末日は、当該自衛官が定年に達した日の翌々日から起算して三年を超えることができない。

(昭三〇法一〇七・昭三七法二二一・昭五六法七八・平二法二二三・平一八法二一八・平二法四四・一部改正)

(自衛官への定年退職者等の再任用)

第四十五条の二 任命権者は、前条第一項の規定により退職した者又は同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年(任期の末日がその者が年齢六十年に達する日前となる場合にあつては、三年)を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給その他防衛大臣の定める業務を行うことを職務とする常時勤務を要する官職に引き続いて採用することができる。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、前項に定める期間を超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以前でなければならぬ。

第一章 基本法令 (自衛隊法)

4 防衛大臣は、第一項の規定により採用された自衛官がその任期が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、任期を延長することができる。

(平一法二二三・追加、平一八法二一八・平二法四四・一部改正)

第四十六条 隊員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

二 隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合

三 その他この法律若しくは自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合

2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(隊員を除く)、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者(以下この項において「一般職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続きいて当該退職を前提として隊員として採用された場合(一)の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公

第一章 基本法令（自衛隊法）

役員等として在職し、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き隊員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、一般職国家公務員等としての在職及び隊員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き隊員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された場合において、第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となつた日までの引き続き隊員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（昭三七法一三三・平二法一三三・平二法一三〇・平一九法五八・一
部改正）

* 令和三年法律第六一号で、本条は令和五年四月一日から次のように改まる。

（懲戒処分）

第四十六条 隊員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該隊員に対し、懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処

分をすることができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 二 隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合
- 三 その他この法律若しくは自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合

2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き隊員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、一般職国家公務員等としての在職及び隊員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き隊員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、当該隊員に対して、同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十一条の二第一項又は前条第一項の規定により採用された場合において、年齢六十一年以上退職者となつた日若しくは第四十五条第一項の

規定により退職した者若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者となつた日までの引き続き隊員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第四十一条の二第一項若しくは前条第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（懲戒の効果）

第四十七条 懲戒処分としての降任は、階級又は職務の級の一級又は二級だけ下位の階級又は職務の級にくだすものとする。

2 停職の期間は、一年以内とする。停職者は、隊員としての身分を保有するが、特に命ぜられた場合を除いては、職務に従事することを停止される。

3 停職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

4 減給は、一年以内の期間、俸給の五分の一以下を減ずるものとする。

（昭三二法二五五・昭六〇法九九・一部改正）

（学生又は生徒の分限及び懲戒の特例）

第四十八条 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長（以下この条において「学校長等」という。）は、学生又は生徒が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

第一章 基本法令（自衛隊法）

2 学校長等は、学生又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して休学を命ずることができる。

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 学校長等は、学生又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、退校、停学又は戒告の処分をすることができる。

一 学生又は生徒としての義務に違反し、又は学業を怠つた場合

二 学生又は生徒たるにふさわしくない行為があつた場合

三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

4 学生又は生徒が第一項又は前項の規定により退校にされた場合には、当然退職するものとする。

5 前項に定めるもののほか、学生又は生徒の分限及び懲戒の効果に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭三七法二三・昭四八法二六・昭五八法七八・平一八法二一八・平

一一法四四・平二四法一〇〇（平二五法七七）一部改正）

（審査請求の特例）

第四十八条の二 防衛装備庁の職員である隊員（幹部隊員及び自衛官を除く。次項において同じ。）は、防衛装備庁長官により、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛大臣に対して審査請求をすることができる。

2 防衛装備庁長官の委任を受けた者により防衛装備庁の職員であ

る隊員がその意に反して降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合における審査請求は、防衛大臣に対して行うものとする。

（平二七法三九・追加）

（審査請求の処理）

第四十九条 隊員に対するその意に反する降任、休職若しくは免職

又は懲戒処分についての審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章の規定は、適用しない。

2 前項に規定する審査請求は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内になければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

3 防衛大臣は、第一項に規定する審査請求を受けた場合には、これを審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものに付議しなければならない。

4 第一項に規定する審査請求に対する裁決は、前項の政令で定める審議会等の議決に基づいてしなければならない。

5 防衛大臣は、第一項に規定する処分の全部又は一部を取り消し、又は変更する場合において、必要があると認めるときは、隊員がその処分によつて受けた不当な結果を是正するため、その処分によつて失われた給与の弁済その他の措置をとらなければならない。

6 第一項に規定する審査請求の手続は、政令で定める。

7 この法律に別段の定めがある場合を除くほか、隊員に対する処分については、審査請求をすることができない。隊員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

（昭三七法七八・昭三七法一六一・平二法一〇二・平二法一六〇・平

一八法一八・平二六法三二・平二六法六九一部改正

（適用除外）

第五十条 第四十二条から第四十四条まで及び行政不服審査法の規定は、条件附採用期間中の隊員、臨時的に任用された隊員、学生及び生徒については、適用しない。

（昭三七法一六一・平二法四四一部改正

（審査請求と訴訟との関係）

第五十条の二 第四十九条第一項に規定する処分（前条に規定する隊員又は学生若しくは生徒に係るものを除く。）の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（昭三七法一四〇・追加、平二法四四・平二六法六九一部改正

（委任規定）

第五十一条 本節に定めるもののほか、隊員の分限及び懲戒に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭三七法一三三一部改正

第四節 服務

（服務の本旨）

第五十二条 隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自

覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。

(服務の宣誓)

第五十三條 隊員は、防衛省令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(平一八法一六〇・平一八法二一八・二部改正)

(勤務態勢及び勤務時間等)

第五十四條 隊員は、何時でも職務に従事することのできる態勢になければならない。

2 隊員の勤務時間及び休暇は、勤務の性質に応じ、防衛省令で定める。

(平一八法一六〇・平一八法二一八・二部改正)

(指定場所に居住する義務)

第五十五條 自衛官は、防衛省令で定めるところに従い、防衛大臣が指定する場所に居住しなければならない。

(平一八法一六〇・平一八法二一八・二部改正)

(職務遂行の義務)

第五十六條 隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けないで職務を離れてはならない。

第一章 基本法令 (自衛隊法)

(上官の命令に服従する義務)

第五十七條 隊員は、その職務の遂行に当つては、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(品位を保つ義務)

第五十八條 隊員は、常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損するような行為をしてはならない。

2 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒は、防衛大臣の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

(平一八法二一八・平二二法四四・二部改正)

(秘密を守る義務)

第五十九條 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、防衛大臣の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。

3 前項の許可は、法令に別段の定がある場合を除き、拒むことができない。

4 前三項の規定は、第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が同項において準用する同法第十八条の三第一項の規定により行う調査に際して、隊員が、職務上の秘密に属する事項

第一章 基本法令（自衛隊法）

九〇

を陳述し、若しくは証言し、又は当該事項の記載、記録若しくは表示がされた書類その他の物件を提出し、若しくは提示する場合については、適用しない。

（平一八法二一八・平二六法三二・一部改正）

（職務に専念する義務）

第六十条 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならぬ。

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三二号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

3 隊員は、自己の職務以外の防衛省の職務を行い、又は防衛省以外の国家機関の職若しくは行政執行法人の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職に就く場合においても、防衛省令で定める場合を除き、給与を受けることができない。

（平一八法二六〇・平一八法三二〇・平一四法九八・平一七法一〇二・平

一八法二一八・平二六法三二・平二六法六七・一部改正）

（政治的行為の制限）

第六十一条 隊員は、政党又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の

行使を除くほか、政令で定める政治的行為をしてはならない。

2 隊員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 隊員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

（昭三七法一三二・一部改正）

（私企業からの隔離）

第六十二条 隊員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位につき、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 前項の規定は、隊員が、防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受けた場合には、適用しない。

（昭四八法二一六・昭五八法七八・平一八法二三三・平一八法一六〇・平

一八法二一八・平一九法八〇・平二六法三二・一部改正）

（他の職又は事業の関与制限）

第六十三条 隊員は、報酬を受けて、第六十条第二項に規定する国家機関、行政執行法人及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又は地位に就き、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣の承認を受けなければならない。

（平一八法二六〇・平一八法三二〇・平一四法九八・平一七法一〇二・平

一八法二一八・平二六法六七・一部改正）

（団体の結成等の禁止）

第六十四条 隊員は、勤務条件等に関し使用者たる国の利益を代表

する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

2 隊員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。

3 何人も、前項の行為を企て、又はその遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動してはならない。

4 前三項の規定に違反する行為をした隊員は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任用上の権利をもつて対抗することができない。

(防衛医科大学卒業生の勤続に関する義務)

第六十四条之二 防衛医科大学校卒業生(防衛省設置法第十六条第

二項に規定する防衛医科大学校卒業生をいう。第九十九条第一項において同じ。)は、同法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者にあつてはその後九年の期間、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者にあつてはその後六年の期間を経過するまでは、隊員として勤続するように努めなければならない。

(昭四八法二一六・追加、昭五八法七八・平一八法二一八・平二四法一〇

〇・一部改正)

(委任規定)

第六十五条 本節又は自衛隊員倫理法に定めるもののほか、隊員の服務に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第一章 基本法令 (自衛隊法)

(昭三七法一三三・平一法一三〇・平一法一六〇・平一八法二一八・一部改正)

第五節 退職管理 (平二六法三二・追加)

第一款 離職後の就職に関する規制

(平二六法三二・追加)

(他の隊員についての依頼等の規制)

第六十五条之二 隊員は、営利企業等(営利企業及び営利企業以外

の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。)に対し、他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人(当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。)の地位に就かせることを目的として、当該隊員若しくは隊員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関に置かれる組織であつて第六十五条の十第一項に規定する就職の

援助に関する事務を処理するものに属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員（次のイからハまでのいずれかに該当する隊員をいう。以下同じ。）に係る当該就職の援助を目的として行う場合

イ 定年が年齢六十年に満たないとされている自衛官

ロ 第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官

ハ 第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官で、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日の年齢が六十年に達していないもの

二 退職手当通算予定隊員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関に置かれる組織であつて第六十五条の十第一項に規定する就職の援助に関する事務を処理するものに属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員（次のイからハまでのいずれかに該当する隊員をいう。以下同じ。）に係る当該就職の援助を目的として行う場合

イ 定年が年齢六十五年に満たないとされている自衛官（防衛省

職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将補及び空将補の（一）欄又は（二）欄の適用を受ける自衛官を除く。）

ロ 第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官

ハ 第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官で、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日の年齢が六十五年に達していないもの（定年に達した日の翌日に防衛省職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将補及び空将補の（一）欄又は（二）欄の適用を受ける自衛官を除く。）

二 退職手当通算予定隊員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合

3 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、隊員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、隊員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算予定隊員」とは、任命権者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手

当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる隊員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

（五二六法三）（五二六法六七・追加）

（在職中の求職の規制）

第六十五条の三 隊員は、利害関係企業等（営利企業等のうち隊員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 退職手当通算予定隊員（前条第四項に規定する退職手当通算予定隊員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人に対して行う場合
- 二 在職する局等組織（防衛省本省に置かれる官房又は局、施設等機関その他これらに準ずる部局又は機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級として政令で定めるものにある隊員が行う場合
- 三 若年定年等隊員が第六十五条の十第一項に規定する就職の援助を受けて、利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又

第一章 基本法令（自衛隊法）

はその子法人の地位に就くことに關して行う場合

四 一般定年等隊員（若年定年等隊員以外の隊員をいう。以下同じ。）が官民人材交流センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに關して行う場合

五 隊員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により若年定年等隊員にあつては防衛大臣の、一般定年等隊員にあつては内閣総理大臣の承認を得て、当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

3 防衛大臣は、前項第五号に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、政令で定める審議会等（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 防衛大臣が行う第二項第五号に規定する承認についての審査請求は、防衛大臣に対して行うことができる。

5 防衛大臣は、前項に規定する審査請求を受けてこれに対する裁決を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

6 国家公務員法第六六条の三第三項から第五項までの規定は、内閣総理大臣が行う第二項第五号に規定する承認について準用する。

（平二六法三二・追加、平二六法六九・平二七法三九一部改正）

（再就職者による依頼等の規制）

第六十五条の四 隊員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定隊員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）

は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者と

して政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の事務次官、防衛省本省の内部部に置かれる局の局長若しくは防衛装備庁長官の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて防衛省の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて防衛省においてその締結について自らが決定したもの又は防衛省による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一 防衛省から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場

合

二 防衛省若しくは防衛装備庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは防衛省との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、防衛省の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の第三項に規定する競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が隊員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により離職の際に若年定年等隊員であつた再就職者にあつては防衛大臣の、離職の際に一般定年等隊員であつた再就職者にあつては内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る隊員に対し、当該承認

第一章 基本法令（自衛隊法）

認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

6 防衛大臣は、前項第六号に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、審議会の意見を聴かなければならない。

7 防衛大臣が行う第五項第六号に規定する承認についての審査請求は、防衛大臣に対して行うことができる。

8 防衛大臣は、前項に規定する審査請求を受けてこれに対する裁決を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

9 国家公務員法第百六条の四第六項から第八項までの規定は、内閣総理大臣が行う第五項第六号に規定する承認について準用する。

10 隊員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該再就職者が離職の際に若年定年等隊員であつた場合にあつては防衛大臣に、当該再就職者が離職の際に一般定年等隊員であつた場合にあつては再就職等監察官に、その旨を届け出なければならない。

（平二六法三・追加、平二六法六九・平二七法三九一部改正）

第二款 違反行為に関する調査等

（平二六法三・追加）

（若年定年等隊員等に係る調査）

第六十五条の五 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に違反行為（前款の規定に違反する行為をいう。以下この款において同じ。）を行つた疑いがあると思料するときは、当該違反行為に関し調査を行うことができる。

2 防衛大臣は、前項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3 防衛大臣は、第一項の調査に関し必要があると認めるときは、隊員に、当該調査の対象である若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者に出頭を求めて質問させ、又は当該若年定年等隊員の勤務する場所若しくは当該若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者が隊員として勤務していた場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（平二六法三二・追加）

（審議会への権限の委任）

第六十五条の六 防衛大臣は、前条の規定による権限を審議会に委任する。

（平二六法三二・追加）

（懲戒手続等）

第六十五条の七 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者の違反行為に関し懲戒その他の処分を行うおうとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 審議会は、防衛大臣に対し、この節の若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に係る規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置に関し、意見を述べることができる。

（平二六法三二・追加）

（一般定年等隊員等に係る調査）

第六十五条の八 国家公務員法第十八条の三第一項、第十八条の四（同項に係る部分に限る。）、第百六条の十六から第百六条の二十まで、第百六条の二十一第一項及び第二項並びに第百六条の二十二の規定は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係る違反行為に関する調査について準用する。この場合において、同法第百六条の十六、第百六条の十七、第百六条の十八第一項、第百六条の十九、第百六条の二十第二項及び第三項並びに第百六条の二十一第二項の規定中「任命権者」とあるのは「防衛大臣」と、同法第百六条の十八第一項及び第百六条の二十第一項中「第百六条の四第九項」とあるのは「自衛隊法第六十五条の四第十項」と、同法第百六条の二十一第一項中「任命権者において」とあるのは「防衛大臣（防衛装備庁の職員（自衛隊法第

三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。）にあつては、防衛装備庁長官（において）」と、「任命権者に対し」とあるのは「防衛大臣に対し」と読み替えるものとする。

2 第六十五条の五第二項から第五項までの規定は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の規定による調査について準用する。この場合において、第六十五条の五第二項及び第三項中「防衛大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同項中「隊員に、当該調査」とあるのは「当該調査」と、「若年定年等隊員」とあるのは「一般定年等隊員」と、「質問させ」とあるのは「質問し、」と、「立ち入らせ」とあるのは「立ち入り」と、「検査させ」とあるのは「検査し」と、「質問させる」とあるのは「質問する」と読み替えるものとする。

（平二六法三二・追加、平二七法三九・一部改正）

（一般定年等隊員等に係る勧告等）

第六十五条の九 再就職等監視委員会は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係るこの節（第六十五条の三第三項から第五項まで、第六十五条の四第六項から第八項まで、第六十五条の五から第六十五条の七まで、前条第二項及び次款の規定を除く。）の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、内閣総理大臣に勧告することができる。

（平二六法三二・追加）

第三款 雑則（平二六法三二・追加）

（隊員の離職に際しての援助）

第一章 基本法令（自衛隊法）

第六十五条の十 防衛大臣は、若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

2 国家公務員法第十八条の五第一項及び第十八条の六（同項に係る部分に限る。）の規定は、一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助について準用する。

（平二六法三二・追加）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならぬ。

2 任命権者は、前項の規定による届出があつたときは、第六十五条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出をした隊員の任用及び補職を行うものとする。

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

第一章 基本法令（自衛隊法）

- 一 行政執行法人以外の独立行政法人
- 二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）
- 三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に閣し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）
- 四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）
- 五 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行った場合、日々入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。
- 六 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限り。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。
- 七 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。

（平二六法三二（平二六法六七）・追加）

（再就職後の公表）

第六十五条の十二 在職中に第六十五条の三第二項第五号の承認を得た管理職隊員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いてゐる間に限り）、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 その者の氏名
- 二 防衛省が当該営利企業等に対して交付した補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第一百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の総額
- 三 防衛省と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約に係る金額の総額
- 四 その他政令で定める事項

（平二六法三二・追加）

第六十五条の十三 防衛大臣は、毎年度、防衛省令で定めるところにより、第六十五条の十第一項に規定する就職の援助の実施結果について公表するものとする。

（平二六法三二・追加）

第六節 予備自衛官等

（平九法四三・平三法四〇・改称、平二六法三二・旧第五節繰下）

第一款 予備自衛官（平九法四三・款名追加）

(予備自衛官)

第六十六条 予備自衛官は、第七十条第一項各号に規定する招集命令により招集された場合において同条第三項の規定により自衛官となつて勤務し、第七十一条第一項に規定する訓練招集命令により招集された場合において訓練に従事するものとする。

2 予備自衛官の員数は、四万七千九百人とし、防衛省の職員の定員外とする。

(昭三六法・二六・昭三七法・三二・昭三九法・一八五・昭四三法・八九・昭四四法・三三・昭四四法・六七・昭四五法・九七・昭四八法・二六・昭五五法・九三・昭五八法・七四・昭六二法・一〇〇・昭六二法・一〇七・昭六三法・八六・平一三法四〇・平一八法・二八・一部改正)

(採用等)

第六十七条 予備自衛官の採用は、第三十五条の規定にかかわらず、自衛官であつた者又は次項の規定により予備自衛官に任用されたことがある者の志願に基づき、防衛省令で定めるところにより、選考によつて行うものとする。

2 前項の規定によるもののほか、第七十五条の九第一項に規定する教育訓練のすべてを修了した者は、修了の日の翌日に予備自衛官に任用されるものとする。

3 防衛大臣又はその委任を受けた者は、前二項の規定により任用された予備自衛官に対し、防衛省令で定めるところにより、相当の自衛官の階級を指定するものとする。

(平九法四三・平一法一六〇・平一三法四〇・平一八法・二八・一部改)

第一章 基本法令 (自衛隊法)

正

(任用期間及びその延長)

第六十八条 前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された者の任用期間は、任用の日から起算して三年とする。

2 防衛大臣は、予備自衛官(第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。)がその任用期間が満了した場合において、志願をしたときは、引き続き三年を任用期間として、これを予備自衛官に任用することができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続きいて任用された日とする。

3 防衛大臣は、予備自衛官が第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている場合において、当該自衛官が予備自衛官としての任用期間が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、その者の任用期間を延長することができる。

4 予備自衛官が第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつていた期間は、予備自衛官の任用期間に含めて計算するものとする。

(昭三七法・三三・平九法四三・平一三法四〇・平一八法・二八・一部改)

（昇進）

第六十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、人事評価に基づき選考により、予備自衛官を、その現に指定されている自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる。

2 前項の選考その他予備自衛官の昇進の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

（平一法二六〇・平一八法二一八・平二六法三二・一部改正）

防衛招集命令書による防衛招集命令

二 第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）又は緊急対処保護措置（同法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）を実施するため部隊等を派遣する場合において、特に必要があると認めるとき 国民保護等招集命令書による国民保護等招集命令

三 第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合において、特に必要があると認めるとき災害招集命令書による災害招集命令

2 前項各号の招集命令を受けた予備自衛官は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、招集に応じなければならない。

3 第一項各号の招集命令により招集された予備自衛官は、辞令を

（防衛招集、国民保護等招集及び災害招集）

第七十条 防衛大臣は、次の各号に掲げる場合には、内閣総理大臣の承認を得て、予備自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。

一 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、必要があると認めるときに発せられることなく、招集に応じて出頭した日をもって、現に指定されている階級の自衛官となるものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

4 前項本文の場合においては、当該自衛官の任用期間は、第三十六条の規定にかかわらず、その者の予備自衛官としての任用期間によるものとし、当該自衛官については、第四十五条第一項の規定に関する規定は、適用しない。

5 第一項各号の規定による招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他真にやむを得ない事由により指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合又は招集に応じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認められる場合においては、防衛大臣は、政令で定めるところにより、招集命令を取り消し、又は招集を猶予し、若しくは解除することができる。

6 防衛大臣は、第一項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつた者について、招集の必要がなくなつた場合には、速やかに、招集を解除しなければならない。

7 前二項の規定により招集を解除された自衛官は、次項の規定による招集命令を受けた場合又は第九項に該当する場合を除き、辞令を発せられることなく、招集の解除の日の翌日をもつて予備自衛官となり、招集の解除の日の当該自衛官の階級を指定されたものとする。

8 防衛大臣は、第六項の規定により招集を解除する場合において、新たに第一項各号に掲げる場合に該当するときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。この場合において、当該招集命令を受けた自衛官は、同項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつたものとする。

9 第六十八条第三項の規定により任用期間が延長されていた自衛官が招集を解除された場合においては、招集の解除の日をもつて予備自衛官の任用期間が満了したものとする。

(昭三七法一三三・昭四四法三三・昭五六法七八・平九法四三・平二二法四〇・平二六法一一二(平二六法一一三)・平一八法二一八・一部改正)

(訓練招集)

第七十一条 防衛大臣は、所要の訓練を行うため、各回ごとに招集期間を定めて、予備自衛官に対し、訓練招集命令書によつて、訓練招集命令を発することができる。

2 前項の訓練招集命令を受けた予備自衛官は、指定の日に、指定の場所に出頭して、訓練招集に応じなければならない。

3 第一項の招集期間は、一年を通じて二十日をこえないものとする。

第一章 基本法令 (自衛隊法)

る。

4 第一項の規定による訓練招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他正当な事由により指定の日に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合又は訓練招集に応じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認める場合においては、防衛大臣は、政令で定めるところにより、訓練招集命令を取り消し、又は変更することができる。

5 第一項の訓練招集命令により招集された予備自衛官は、その招集されている期間中、防衛省令で定めるところに従い、防衛大臣が指定する場所に居住して、訓練に従事するものとする。

(昭三七法一三三・平九法四三・平二二法一六〇・平一八法二一八・一部改正)

(委任規定)

第七十二条 前二条に規定するもののほか、第七十条第一項各号に規定する防衛招集命令書、国民保護等招集命令書及び災害招集命令書並びに前条第一項に規定する訓練招集命令書に記載すべき事項、予備自衛官に対する防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令並びに訓練招集命令の手続その他予備自衛官の防衛招集、国民保護等招集及び災害招集並びに訓練招集に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三七法一三三・平九法四三・平一三法四〇・平一六法一一二・一部改正)

(不利益取扱の禁止)

第七十三条 何人も、被用者を求め、又は求職者の採否を決定する場合においては、予備自衛官である者に対し、その予備自衛官であることを理由として不利益な取扱をしてはならない。

2 すべて使用者は、被用者が予備自衛官であること又は予備自衛官になろうとしたことを理由として、その者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をしてはならない。

（予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供）

第七十三条の二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官（第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）である者の使用者から求められた場合であつて、当該予備自衛官の同意があるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該使用者に対し、当該予備自衛官の訓練招集の予定期間その他予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するものとして防衛省令で定める情報の提供を行うものとする。

（五十九法四一・追加）

（予備自衛官である者の使用者に対する給付金）

第七十三条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官（第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。第二号において同じ。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該予備自衛官である者の使用者（政令で定める者を除く。）に対し、当該予備自衛官である者が当該使用者の事業に

従事することができない間における当該事業の継続に伴う負担を考慮して政令で定める額に、当該各号に定める日の数を乗じて得た額を、予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金として支給することができる。

一 第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつて勤務した場合 合自衛官としての勤務のために当該事業に従事することができなかった日（招集に応じて出頭した日から招集の解除の日までの間の日に限る。）

二 第七十条第一項各号の規定による招集命令又は第七十一条第一項の規定による訓練招集命令を受けた後に当該招集命令又は訓練招集命令を受けた予備自衛官として公務上負傷し、又は疾病にかつた場合 当該負傷又は疾病の療養のために当該事業に従事することができなかった日（招集の解除の日又は同項の招集期間の終了の日の翌日以後最初に当該事業に従事することができなかった日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。）

2 前項に定めるもののほか、同項の給付金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（五三〇法一七・追加）

（住所変更の届出）

第七十四条 予備自衛官は、住所を変更したとき、心身の故障のため長期の休養を要するに至つたとき、又は心身障害の状態となつ

たときは、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

2 予備自衛官は、防衛招集、国民保護等招集若しくは災害招集又は訓練招集に支障を来すことのないように、常にその所在を同居の親族その他政令で定める者に明らかにしておかなければならない。

3 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

(昭五七法六六・平二三法四〇・平一六法一一一・平一八法二一八・二部改正)

(適用除外)

第七十五条 第四十一条、第三節、第五十四条第一項、第六十条第二項及び第三項、第六十一条から第六十三条まで並びに前節の規定は、予備自衛官については、適用しない。ただし、第六十一条第一項の規定は、第七十一条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官については、適用があるものとする。

2 第四十一条、第六十条第二項及び第三項、第六十一条第二項及び第三項、第六十二条、第六十三条並びに前節の規定は、第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者については、適用しない。

第一章 基本法令 (自衛隊法)

(昭三七法一三三・平二六法三二・一部改正)

第二款 即応予備自衛官 (平九法四三・追加)

(即応予備自衛官)

第七十五条の二 即応予備自衛官は、第七十五条の四第一項各号に規定する招集命令により招集された場合において同条第三項の規定により自衛官となつてあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務し、第七十五条の五第一項に規定する訓練招集命令により招集された場合において訓練に従事するものとする。

2 即応予備自衛官の員数は、七千九百八十一人とし、防衛省の職員の内員外とする。

(平九法四三・追加、平一〇法四三・平一一法一九・平一二法五八・平一三法四〇・平一四法三六・平一五法三三・平一六法四一・平一七法八八

・平一八法四五・平一八法二八・平一九法八〇・平二二法四四・平二六

法四五・平二七法三九・平二九法一九・一部改正)

(部隊の指定)

第七十五条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、即応予備自衛官に対し、次条第一項各号に規定する招集命令により招集された場合において同条第三項の規定により自衛官となつて勤務する陸上自衛隊の部隊を指定するものとする。

(平九法四三・追加、平一八法二一八・一部改正)

(防衛招集、国民保護等招集、治安招集及び災害等招集)

第七十五条の四 防衛大臣は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、即応予備

自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。

一 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合 防衛招集命令書による防衛招集命令

二 第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施するため部隊等を派遣する場合 国民保護等招集命令書による国民保護等招集命令

三 第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定による治安出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、第七十八条第一項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合 治安招集命令書による治安招集命令

四 第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合又は第八十三条の二若しくは第八十三条の三の規定により部隊等を支援のため派遣する場合 災害等招集命令書による災害等招集命令

2 前項各号の招集命令を受けた即応予備自衛官は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、招集に応じなければならない。

3 第一項各号の招集命令により招集された即応予備自衛官は、辞令を発せられることなく、招集に応じて出頭した日をもって、現に指定されている階級の自衛官となつて現に指定されている陸上自衛隊の部隊において勤務するものとする。この場合において、

当該自衛官の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

4 防衛大臣は、第一項各号の規定による招集命令を受け、前項の規定により自衛官となつた者について、招集の必要がなくなつた場合には、速やかに、招集を解除しなければならない。

5 前項の規定又は第七項において準用する第七十条第五項の規定により招集を解除された自衛官は、次項の規定による招集命令を受けた場合又は第七項において準用する同条第九項に該当する場合を除き、辞令を発せられることなく、招集の解除の日の翌日をもって即応予備自衛官となり、招集の解除の日の当該自衛官の階級を指定されたものとする。

6 防衛大臣は、第四項の規定により招集を解除する場合において、新たに第一項各号に掲げる場合に該当し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。この場合において、当該招集命令を受けた自衛官は、同項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつたものとする。

7 第七十条第四項、第五項及び第九項の規定は、第一項各号の規定による招集命令を受けた即応予備自衛官について準用する。この場合において、同条第四項中「前項本文」とあるのは「第七十条の四第三項前段」と、同条第五項中「第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、同条第九項中「第六十八条第三項」とあるのは「第七十五条の八において準用する第六十八

条第三項」と読み替えるものとする。

（平九法四三・追加、平二法二五六・平三法四〇・平一六法二二二
（平一六法二二二）・平一八法二一八・一部改正）

（訓練招集）

第七十五条の五 防衛大臣は、所要の訓練を行うため、各回ごとに招集期間を定めて、即応予備自衛官に対し、訓練招集命令書によって、訓練招集命令を発することができる。

2 前項の訓練招集命令を受けた即応予備自衛官は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、訓練招集に応じなければならない。

3 第一項の招集期間は、一年を通じて、三十日を超えない範囲内で防衛省令で定める期間とする。

4 第七十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による訓練招集命令を受けた即応予備自衛官について準用する。この場合において、これらの規定中「第一項」とあるのは、「第七十五条の五第一項」と読み替えるものとする。

（平九法四三・追加、平一法一六〇・平一八法二一八・一部改正）

（委任規定）

第七十五条の六 前二条に規定するもののほか、第七十五条の四第一項各号に規定する防衛招集命令書、国民保護等招集命令書、治安招集命令書及び災害等招集命令書並びに前条第一項に規定する訓練招集命令書に記載すべき事項、即応予備自衛官に対する防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令並びに訓練招集命令の手続その他即応予備自衛官の防衛招集、

国民保護等招集、治安招集及び災害等招集並びに訓練招集に関し必要な事項は、政令で定める。

（平九法四三・追加、平一六法二二二・一部改正）

（勤続報奨金）

第七十五条の七 防衛大臣又はその委任を受けた者は、即応予備自衛官（第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）がその任用期間のうち防衛省令で定める期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務したときは、防衛省令で定めるところにより、その者に対し、勤続報奨金を支給することができる。

（平九法四三・追加、平一法一六〇・平一八法二一八・一部改正）

（準用）

第七十五条の八 第六十七条第一項及び第三項、第六十八条から第六十九条の二まで並びに第七十三条から第七十五条までの規定は、即応予備自衛官について準用する。この場合において、第六十七条第三項中「前二項の規定により任用された」とあるのは「採用された」と、第六十八条第一項中「前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された」とあるのは「即応予備自衛官に採用された」と、「任用の」とあるのは「採用の」と、同条第二項、第三項及び第四項中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、同条第二項中「予備自衛官」とあるのは「即応予備自衛官」と、第六十九条の二第一項中「予備の」とあるのは「即応予備の」と、同条第二項中「第七

令」と、「訓練招集に」とあるのは「教育訓練招集に」と、同条第五項中「第一項の訓練招集命令」とあるのは「第七十五条の十一第一項の教育訓練招集命令」と、「訓練に従事する」とあるのは「教育訓練を受ける」と読み替えるものとする。

(平一三法四〇・追加、平一八法二八・一部改正)

(委任規定)

第七十五条の十二 前条に規定するもののほか、同条第一項に規定する教育訓練招集命令書に記載すべき事項、予備自衛官補に対する教育訓練招集命令の手続その他予備自衛官補の教育訓練招集に關し必要な事項は、政令で定める。

(平一三法四〇・追加)

(準用)

第七十五条の十三 第六十九条の二第二項及び第三項、第七十三条、第七十四条並びに第七十五条第一項の規定は、予備自衛官補について準用する。この場合において、第六十九条の二第二項中「第七十一条」とあるのは「第七十五条の十一」と、「訓練招集命令」とあるのは「教育訓練招集命令」と、「訓練に従事する」とあるのは「教育訓練を受ける」と、第七十四条第二項中「防衛招集、国民保護等招集若しくは災害招集又は訓練招集」とあるのは「教育訓練招集」と、第七十五条第一項ただし書中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十五条の十一第一項」と、「訓練招集命令」とあるのは「教育訓練招集命令」と読み替えるものとする。

第一章 基本法令 (自衛隊法)

(平一三法四〇・追加、平一六法二二・一部改正)

第六章 自衛隊の行動

(防衛出動)

第七十六条 内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならぬ。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態

二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

2 内閣総理大臣は、出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

(昭三七法一三三・平一五法八〇・平一七法七六・一部改正)

(防衛出動待機命令)

第七十七条 防衛大臣は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認

を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発すること
ができる。

（平一八法二一八・一部改正）

（防衛施設構築の措置）

第七十七条の二 防衛大臣は、事態が緊迫し、第七十六条第一項
（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定
による防衛出動命令が発せられることが予測される場合におい
て、同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させ
ることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要が
あると認める地域（以下「展開予定地域」という。）があるとき
は、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の
部隊等に当該展開予定地域内において陣地その他の防衛のための
施設（以下「防衛施設」という。）を構築する措置を命ずること
ができる。

（平一五法八〇・追加、平一八法二一八・平一七法七六・一部改正）

（防衛出動下令前の行動関連措置）

第七十七条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、事態が緊迫
し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられるこ
とが予測される場合において、武力攻撃事態等及び存立危機事態
におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する
措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）の定めるところ
により、行動関連措置としての物品の提供を実施することができ
る。

2 防衛大臣は、前項に規定する場合において、武力攻撃事態等及
び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我
が国が実施する措置に関する法律の定めるところにより、防衛省
の機関及び部隊等に行動関連措置としての役務の提供を行わせる
ことができる。

（平一六法二一三・追加、平一八法二一八・平一九法八〇・平一七法七六

・一部改正）

（国民保護等派遣）

第七十七条の四 防衛大臣は、都道府県知事から武力攻撃事態等に
おける国民の保護のための措置に関する法律第十五条第一項の規
定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めると
き、又は事態対策本部長から同条第二項の規定による求めがあつ
たときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る
国民の保護のための措置を実施するため、部隊等を派遣すること
ができる。

2 防衛大臣は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の
保護のための措置に関する法律第百八十三条において準用する同
法第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態や
むを得ないと認めるとき、又は緊急対処事態対策本部長から同法
第百八十三条において準用する同法第十五条第二項の規定による
求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は
求めに係る緊急対処保護措置を実施するため、部隊等を派遣する
ことができる。

(平一六法一一二)(平一六法一一三)・追加、平一八法一一八・平二七法

七六・一部改正

(命令による治安出動)

第七十八条 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならぬ。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

(昭三七法一一三・一部改正)

(治安出動待機命令)

第七十九条 防衛大臣は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発ずることができる。

2 前項の場合においては、防衛大臣は、国家公安委員会と緊密な

第一章 基本法令 (自衛隊法)

連絡を保つものとする。

(平一八法一一八・一部改正)

(治安出動下令前に行う情報収集)

第七十九条の二 防衛大臣は、事態が緊迫し第七十八条第一項の規定による治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃(機関けん銃を含む)、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、当該事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊に当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍において当該情報の収集を行うことを命ずることができる。

(平一三法一一五・追加、平一八法一一八・一部改正)

(海上保安庁の統制)

第八十条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第七十八条第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、防衛大臣にこれを指揮させるものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による統制につき、その必要が

なくなつたと認める場合には、すみやかに、これを解除しなければならない。

（平一八法二一八・平二七法七六・一部改正）

（要請による治安出動）

第八十一条 都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。

3 都道府県知事は、事態が収まり、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に対し、すみやかに、部隊等の撤収を要請しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

5 都道府県知事は、第一項に規定する要請をした場合には、事態が収つた後、すみやかに、その旨を当該都道府県の議会に報告しなければならない。

6 第一項及び第三項に規定する要請の手続は、政令で定める。

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国

家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一 自衛隊の施設

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（同協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により部隊等の出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛大臣と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の期間内であつても、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

（平一三法二一五・追加、平一八法二一八・一部改正）

（海上における警備行動）

第八十二条 防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の

承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

(平一八法二一八一部改正)

(海賊対処行動)

第八十二条の二 防衛大臣は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）の定めるところにより、自衛隊の部隊による海賊対処行動を行わせることができる。

(平二二法五五・追加)

(弾道ミサイル等に対する破壊措置)

第八十二条の三 防衛大臣は、弾道ミサイル等（弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。）が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 防衛大臣は、前項に規定するおそれがなくなつたと認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、速やかに、同項の命令を解除しなければならない。

第一章 基本法令（自衛隊法）

3 防衛大臣は、第一項の場合のほか、事態が急変し同項の内閣総理大臣の承認を得るいとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、防衛大臣が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、同項の命令をすることができる。この場合において、防衛大臣は、その命令に係る措置をとるべき期間を定めるものとする。

4 前項の緊急対処要領の作成及び内閣総理大臣の承認に関し必要な事項は、政令で定める。

5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による措置がとられたときは、その結果を、速やかに、国会に報告しなければならない。

(平一七法八八・追加、平一八法二一八一部改正、平二二法五五・旧第八十二条の二繰下)

(災害派遣)

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照ら

第一章 基本法令（自衛隊法）

し特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

5 第一項から第三項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第四項に規定する武力攻撃災害及び同法第八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

（昭三七法一三三・平一六法一一一・平一八法一一八・一部改正）

（地震防災派遣）

第八十三条の二 防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第十一条第一項に規定する地震災害警戒本部長から同法第十三条第二項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

（昭五三法七三・追加、平一八法二八・一部改正）

（原子力災害派遣）

第八十三条の三 防衛大臣は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長から同法第二十条第四項の規定による要請があつた場合

には、部隊等を支援のため派遣することができる。

（平一法一五六・追加、平一八法二八・一部改正）

（航空侵犯に対する措置）

第八十四条 防衛大臣は、外国の航空機が国際法規又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じることができる。

（平一八法一一八・一部改正）

（機雷等の除去）

第八十四条の二 海上自衛隊は、防衛大臣の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

（平一八法一一八・追加）

（在外邦人等の保護措置）

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置（輸送を含む。以下「保護措置」という。）を行うことの依頼があつた場合において、外務大臣と協議し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に当該保護措置を行わせることができる。

一 当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外

国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たつており、かつ、戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。第九十五条の二第一項において同じ。）が行われることがないと認められること。

二 自衛隊が当該保護措置（武器の使用を含む。）を行うことについて、当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関）の同意があること。

三 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と第一号に規定する当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による外務大臣と防衛大臣の協議の結果を踏まえて、同項各号のいずれにも該当すると認める場合に限り、同項の承認をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により保護措置を行わせる場合において、外務大臣から同項の緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある外国人として保護することを依頼された者その他の当該保護措置と併せて保護を行うことが適当と認められる者（第九十四条の五第一項において「その他の保護対象者」という。）の生命又は身体の保護のための措置を部隊等に行わせることができる。

（平一七法七六・追加）

第一章 基本法令（自衛隊法）

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の四

防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人

（邦人の配偶者若しくは子、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十四条に規定する名誉総領事若しくは名誉領事若しくは同法第二十五条第二項の規定により採用された者又は独立行政法人との契約により外国において当該独立行政法人のために勤務する者として採用された者であつて、日本の国籍を有しないものを含む。以下この項及び第九十四条の六において同じ。）の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送において予想される危険及びこれを避けるための方策について外務大臣と協議し、当該方策を講ずることができることを認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命若しくは身体の保護を要する外国人（邦人以外の者をいう。以下この項において同じ。）として同乗させることを依頼された者、当該外国との連絡調整その他の当該輸送の実施に伴い必要となる措置をとらせるため当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者又は当該邦人若しくは当該外国人の家族その他の関係者で当該邦人若しくは当該外国人に早期に面会させ、若しくは同行させることが適当であると認められる者を同乗させることができる。

2 前項の輸送は、次に掲げる航空機又は船舶により行うことができる。

第一章 基本法令（自衛隊法）

一一四

- 一 輸送の用に主として供するための航空機
 - 二 前項の輸送に適する船舶
 - 三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空機で第一号に掲げる航空機以外のもの（当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場合におけるものに限る。）
- 3 第一項の輸送は、前項に規定する航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両（当該輸送のために借り受けて使用するものを含む。第九十四条の六において同じ。）により行うことができる。

（平一八法二八・追加、平二五法七七・一部改正、平二七法七六・旧第

八十四条の三繰下・令四法二六・一部改正

（後方支援活動等）

第八十四条の五 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。

- 一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号） 後方支援活動としての物品の提供
- 二 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四十五号） 後方支援活動又は協力支援活動としての物品の提供
- 三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四

年法律第七十九号） 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ又はインドの軍隊に対する物品の提供

四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号） 協力支援活動としての物品の提供

2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 防衛省の機関又は部隊等による後方支援活動としての役務の提供及び部隊等による搜索救助活動

二 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律 部隊等による船舶検査活動及びその実施に伴う後方支援活動又は協力支援活動としての役務の提供

三 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号） 部隊等又は隊員による国際緊急援助活動及び当該活動を行う人員又は当該活動に必要な物資の輸送

四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 部隊等による国際平和協力業務、委託に基づく輸送及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ又はインドの軍隊に対する役務の提供

五 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍

隊等に対する協力支援活動等に関する法律 部隊等による協力支援活動としての役務の提供及び部隊等による搜索救助活動

（平一八法二一八・追加、平一九法八〇・一部改正、平一七法七六・旧第八十四条の四繰下・一部改正、平一九法四二・平三法一九・令三法三三
・一部改正）

（防衛大臣と国家公安委員会との相互の連絡）

第八十五条 内閣総理大臣は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定による出動命令を発するに際しては、防衛大臣と国家公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとする。

（平一八法二一八・一部改正）

（関係機関との連絡及び協力）

第八十六条 第七十六条第一項、第七十七条の二、第七十七条の四、第七十八条第一項、第八十一条第二項、第八十一条の二第一項、第八十二条の三第一項若しくは第三項、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

（昭五三法七三・平一法一五六・平三法二五・平五法八〇・平一六法一一二（平一六法一一三）・平一七法八八・平二法五五・一部改正）

（五）

第七章 自衛隊の権限

（平一三法一五・平五法一〇八・改称）

（武器の保有）

第一章 基本法令（自衛隊法）

第八十七条 自衛隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができる。

（防衛出動時の武力行使）

第八十八条 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。

（昭三七法一三一・一部改正）

（治安出動時の権限）

第八十九条 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三百三十六号）の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により自衛官が武器を使用するには、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならない。

（平一八法一一八・一部改正）

第九十条 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、前条の規定により武器を使用

する場合はほか、次の各号の一に該当すると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

一 職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合

二 多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

三 前号に掲げる場合のほか、小銃、機関銃（機関けん銃を含む）、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理が理由のある者が暴行又は脅迫をし又はする高い蓋然性があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（昭三七法二二二・平二二法二二五一部改正）

第九十一条 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

2 海上保安庁法第二十条第二項の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自

衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第七十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七條」とあるのは「第八十九条第一項において準用する警察官職務執行法第七条及び前条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「前項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

3 第八十九条第二項の規定は、前項において準用する海上保安庁法第二十条第二項の規定により海上自衛隊の自衛官が武器を使用する場合について準用する。

（平一三法二二五・平一八法二二八一部改正）

（警護出動時の権限）

第九十一条の二 警察官職務執行法第二条、第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場に行かない場合に限り、第八十一条の二第一項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

2 警察官職務執行法第五条及び第七条の規定は、第八十一条の二第一項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。

3 前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により武器を使用する場合のほか、第八十一条の二第一項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官は、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

4 第一項及び第二項において準用する警察官職務執行法の規定による権限並びに前項の権限は、第八十一条の二第二項の規定により指定された施設又は施設及び区域の警護のためやむを得ない必要があるときは、その必要限度において、当該施設又は施設及び区域の外部においても行使することができる。

5 第八十九条第二項の規定は、第二項において準用する警察官職務執行法第七条又は第三項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

（平二二法二二五・追加、平二六法二二二・平一八法二二八・一部改正）

第九十二条 (防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限)

第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、第八十八条の規定により武力を行使するほか、必要に応じ、公共の秩序を維持するため行動することができる。

2 警察官職務執行法及び第九十条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定

第一章 基本法令（自衛隊法）

により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、同法第二十条第二項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは「防衛大臣の指定する者」と、海上保安庁法第二十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「この項において準用する警察官職務執行法第七条及びこの法律第九十条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「この項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のため行う職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

3 第八十九条第二項の規定は、前項において準用する警察官職務執行法第七条又はこの法律第九十条第一項の規定により自衛官が武器を使用する場合及び前項において準用する海上保安庁法第二十条第二項の規定により海上自衛隊の自衛官が武器を使用する場合について準用する。

4 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官のうち、第一項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務に従事する者は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百四条の五及びこれに基づく命令の定めるところにより、同条に規定する措置をとることができる。

（昭三七法一三三・平一三法一五五・平一六法一一二・平一八法二一八・

平一七法七六・一部改正）

（防衛出動時の緊急通行）

第九十二条の二 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）

の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該自衛隊の行動に係る地域内を緊急に移動する場合において、通行に支障がある場所を回すため必要があるときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地若しくは水面を通行することができる。この場合において、当該通行のために損害を受けた者から損失の補償の要求があるときは、政令で定めるところにより、その損失を補償するものとする。

（平一五法八〇・追加、平一七法七六・一部改正）

（国民保護等派遣時の権限）

第九十二条の三 警察官職務執行法第四条、第五条並びに第六条第

一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、第七十七条の四の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定す

る者」と読み替えるものとする。

2 警察官職務執行法第七条の規定は、警察官又は海上保安官若しくは海上保安官補がその場にはいない場合に限り、第七十七条の四の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。

3 第八十九条第二項の規定は、前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

4 海上保安庁法第十六条の規定は、第七十七条の四の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について、同法第十八条の規定は、海上保安官がその場にはいない場合に限り、第七十七条の四の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

5 第七十七条の四の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第一項において準用する警察官職務執行法第五条若しくは第二項において準用する同法第七条に規定する措置をとつたとき、又は前項において準用する海上保安庁法第十八条に規定する措置をとつたときは、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通知しなければならない。

（平一六法一一二・平一六法一一三・追加、平一八法二一八・一部改正）

正

（展開予定地域内における武器の使用）

第九十二条の四 第七十七条の二の規定による措置の職務に従事す

る自衛官は、展開予定地域内において当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(平一五法八〇・追加、平一六法一一二・旧第九十二条の三繰下)

第九十二条の五 (治安出動下令前に行う情報収集の際の武器の使用)

第九十二条の二の規定による情報収集の職務に従事する自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(平一三法一一五・追加、平一五法八〇・旧第九十二条の二繰下、平一六

法一一二・旧第九十一条の四繰下)

第九十三条 (海上における警備行動時の権限)

警察官職務執行法第七条の規定は、第八十二条の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。

2 海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定

第一章 基本法令 (自衛隊法)

は、第八十二条の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

3 海上保安庁法第二十条第二項の規定は、第八十二条の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二十条第二項中「前項」とあるのは「第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「前項」とありて準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第八十二条の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

4 第八十九条第二項の規定は、第一項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により自衛官が武器を使用する場合及び前項において準用する海上保安庁法第二十条第二項の規定により海上自衛隊の自衛官が武器を使用する場合について準用する。

(平一三法一一五・平一八法一一八・一部改正)

第九十三条の二 (海賊対処行動時の権限)

第九十三条の二 第八十二条の二に規定する海賊対処行動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

(平一五法五五・追加)

第九十三条の三 (弾道ミサイル等に対する破壊措置のための武器の使用)

第九十三条の三 第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措

第一章 基本法令（自衛隊法）

置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用することができる。

（平一七法八八・追加、平二法五五・旧第九十三条の二繰下・一部改

正）

（災害派遣時等の権限）

第九十四条 警察官職務執行法第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場に行かない場合に限り、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

2 海上保安庁法第十六条の規定は、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

（昭五三法七三・平一法一五六・平八法二八・一部改正）

第九十四条の二 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第二章第三節に規定する避難住民の誘導に関する措置、同法第四章第二節に規定する応急措置等及び同法第百五十五条に規定する交通の規制等に関する措置をとることができる。

一 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官のうち、第九十二条第一項

の規定により公共の秩序の維持のため行う職務に従事する者
二 第七十七条の四第一項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

三 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第一項に規定する対処基本方針において、同条第二項第三号に定める事項として内閣総理大臣が当該出動を命ずる旨が記載されている場合の当該出動に係る自衛官に限る。）

2 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第八章に規定する緊急対処事態に対処するための措置をとることができる。

一 第七十七条の四第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

二 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十二条第一項に規定する緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する武力攻撃に準ずる攻撃に対処するため当該出動を命ぜられ

た場合の当該出勤に係る自衛官に限る。

(平一六法一一二(平一六法一一三・追加、平二七法七六・一部改正)

第九十四条の三 第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第五章第四節に規定する応急措置をとることができる。

2 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における前項の規定の適用については、同項中「災害対策基本法」とあるのは、「原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法」とする。

(平七法一三二・全改、平二法一五六・一部改正、平一六法一一二・旧

第九十四条の二繰下)

第九十四条の四 第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第五章第四節に規定する応急措置をとることができる。

(平二法一五六・追加、平一六法一一二・旧第九十四条の三繰下)

(在外邦人等の保護措置の際の権限)

第九十四条の五 第八十四条の三第一項の規定により外国の領域において保護措置を行う職務に従事する自衛官は、同項第一号及び

第一章 基本法令 (自衛隊法)

第二号のいずれにも該当する場合であつて、その職務を行うに際し、自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命若しくは身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 第八十九条第二項の規定は、前項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

3 第一項に規定する自衛官は、第八十四条の三第一項第一号に該当しない場合であつても、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(平二七法七六・追加)

(在外邦人等の輸送の際の権限)

第九十四条の六 第八十四条の四第一項の規定により外国の領域において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機、船舶若しくは車両の所在する場所、輸送対象者(当該自衛官の管理の下に入った当該輸送の対象である邦人又は同項後段

の規定により同乗させる者をいう。以下この条において同じ。）を当該航空機、船舶若しくは車両まで誘導する経路、輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は輸送経路の状況の確認その他の当該車両の所在する場所を離れて行う当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は輸送対象者その他その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができ。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（平一八法二一八・追加、平二五法七七・一部改正、平二七法七六・旧第九十四条の五繰下・一部改正）

（後方支援活動等の際の権限）

第九十四条の七 第三条第二項に規定する活動に従事する自衛官又はその実施を命ぜられた部隊等の自衛官であつて、次の各号に掲げるものは、それぞれ、当該各号に定める場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

- 一 第八十四条の五第二項第一号に規定する後方支援活動としての役務の提供又は搜索救助活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当

該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者若しくは自己と共にその宿営する宿营地（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第十一条第五項に規定する宿营地をいう。）に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

- 二 第八十四条の五第二項第二号に規定する船舶検査活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

- 三 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務に従事する自衛官（次号及び第五号に掲げるものを除く。） 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員（第二条第五項に規定する隊員をいう。）、国際平和協力隊の隊員（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第十条に規定する協力隊の隊員をいう。）若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者若しくは自己と共にその宿営する宿营地（同法第二十五条第七項に規定する宿营地をいう。）に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

- 四 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三

条第五号トに掲げるもの又はこれに類するものとして同号ナ
の政令で定めるものに従事する自衛官 前号に定める場合又はそ
の業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは
財産を防護し、若しくはその業務を妨害する行為を排除するた
めやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

五 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務で
あつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三
条第五号ラに掲げるものに従事する自衛官 第三号に定める場
合又はその業務を行うに際し、自己若しくはその保護しよう
とする活動関係者（同条第五号ラに規定する活動関係者をい
う。）の生命若しくは身体を防護するためやむを得ない必要が
あると認める相当の理由がある場合

六 第八十四条の五第二項第五号に規定する協力支援活動として
の役務の提供又は搜索救助活動の実施を命ぜられた部隊等の自
衛官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当
該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者若しくは自己と
共にその宿営する宿营地（国際平和共同対処事態に際し我が
国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する
法律第十一条第五項に規定する宿营地をいう。）に所在する者
の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認め
る相当の理由がある場合

（平一八法二一八・追加、平一七法七六・旧第九十四条の六繰下・一部改

正

第一章 基本法令（自衛隊法）

（防衛出動時における海上輸送の規制のための権限）

第九十四条の八 第七十六条第一項の規定による出動を命ぜられた
海上自衛隊の自衛官は、武力攻撃事態及び存立危機事態における
外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第
百十六号）の定めるところにより、同法の規定による権限を行
うことができる。

（平一六法二一六・追加、平一八法二一八・旧第九十四条の五繰下、平一

七法七六・旧第九十四条の七繰下・一部改正

（捕虜等の取扱いの権限）

第九十四条の九 自衛官は、武力攻撃事態及び存立危機事態にお
ける捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規
定による権限を行使することができる。

（平一六法二一七・追加、平一八法二一八・旧第九十四条の六繰下、平一

七法七六・旧第九十四条の八繰下・一部改正

（自衛隊の武器等の防護のための武器の使用）

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空
機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料（以下「武
器等」という。）を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防
護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その
事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用すること
ができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場
合のほか、人に危害を与えてはならない。

（昭三七法一三三・昭六一法一〇〇・平一七法七六・一部改正

（合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用）

第九十五条の二 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認められる相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

（平二七法七六・追加）

（自衛隊の施設の警護のための武器の使用）

第九十五条の三 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器等を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与え

てはならない。

（平一三法二一五・追加、平二七法七六・旧第九十五条の二繰下・一部改

正）

（対象施設の安全の確保のための権限）

第九十五条の四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十条第三項第三号に規定する対象施設を職務上警護する自衛官は、同法の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（令元法一〇・追加、令二法六一・一部改正）

（部内の秩序維持に専従する者の権限）

第九十六条 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十三号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補（以下この号において「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の自衛官等に対する犯罪その他自衛官等の職務に関し自衛官等以外の者の犯した犯罪

二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における

犯罪

- 三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪
- 2 前項の規定により司法警察職員として職務を行う自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。
- 3 警察官職務執行法第七条の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する。

(昭三七法一三二・平九法四三・平三法四〇・平一七法八八・平一八法二一八・一部改正)

第八章 雑則

(都道府県等が処理する事務)

- 第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

- 2 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

- 3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

(平二一法八七・平一八法二一八・平二法四四・一部改正)

(学資金の貸与)

- 第九十八条 防衛大臣は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

第一章 基本法令 (自衛隊法)

号)に規定する大学(大学院を含む。)に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

- 2 前項の貸与金の額は、政令で定める。

- 3 第一項の貸与金には、利息を附さない。

- 4 防衛大臣は、学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、政令で定めるところにより、その貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一 修学後政令で定める年数以上継続して隊員であつたとき。

二 修学後隊員であつた者が公務に因る災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 死亡又は心身障害により貸与金の返還ができなくなつたとき。

- 5 前四項に定めるもののほか、学資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三七法一三二・昭五七法六六・平一八法二一八・一部改正)

(償還金)

- 第九十九条 防衛医科大学卒業生は、当該教育訓練の修了の時以後初めて離職したときは、防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者にあつてはその後九年以上の期間、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者にあつてはその修了

後六年以上の期間隊員として勤務していた場合を除き、それぞれ同項各号の教育訓練に要した職員給与費、研究費その他の経常的経費の当該教育訓練を受ける者一人当たりの額を超えない範囲内において、当該教育訓練の修了後の隊員としての勤務期間を考慮して政令で定める金額を国に償還しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 死亡により離職したとき。
- 二 公務による災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。
- 2 前項の規定による償還義務は、本人の死亡により消滅する。
- 3 防衛大臣は、心身障害により第一項の規定による償還ができなくなった者に対しては、政令で定めるところにより、その償還すべき金額の全部又は一部の償還を免除することができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による償還に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭四八法二一六・追加、昭五七法六六・一部改正、平一八法二八・旧
第九十八条の二繰下・一部改正、平一四法一〇〇・一部改正）

（土木工事等の受託）

第百条 防衛大臣は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体その他政令で定めるもの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

2 前項の事業の受託に関し必要な事項は、政令で定める。

（平一八法二一八・一部改正）

（教育訓練の受託）

第百条の二 防衛大臣は、防衛省本省の防衛大学校、防衛医科大学校その他の文教研修施設、情報本部、防衛監察本部若しくは地方防衛局若しくは防衛装備庁において隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき、防衛省設置法第二十六条に規定する機関若しくは自衛隊の学校若しくは教育訓練研究本部において外国人について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき、又は政令で定める技術者の教育訓練を実施することの委託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。この場合における当該隊員以外の者の処遇については、教育訓練に必要な限度において、隊員に準じて政令で定める。

2 防衛大臣は、前項の場合においては、政令で定めるところにより、授業料を徴収することができる。

3 防衛大臣は、第一項の規定により教育訓練を受ける外国人に対して、その委託者が開発途上にある海外の地域の政府である場合において、特に必要があると認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該教育訓練の履修を支援するための給付金を支給することができる。

4 隊員以外の者に対する教育訓練の委託の手續は、政令で定める。

(昭三三法一六四・追加、昭三三法七八・昭三九法一八五・昭五八法七八)

・平二〇法四三・平一法一六〇・平二七法八八・平一八法四五・平一八

法二八・平一九法八〇・平二七法三九・平二九法四二・一部改正

(運動競技会に対する協力)

第百条の三 防衛大臣は、関係機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、国際的若しくは全国的規模又はこれらに準ずる規模で開催される政令で定める運動競技会の運営につき、政令で定めるところにより、役務の提供その他必要な協力を行なうことができる。

(昭三六法二二六・追加、平一八法二二八・一部改正)

(南極地域観測に対する協力)

第百条の四 自衛隊は、防衛大臣の命を受け、国が行なう南極地域における科学的調査について、政令で定める輸送その他の協力を行なう。

(昭三九法二八五・追加、平一八法二二八・一部改正)

(国賓等の輸送)

第百条の五 防衛大臣は、国の機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による国賓、内閣総理大臣その他政令で定める者(次項において「国賓等」という。)の輸送を行うことができる。

2 自衛隊は、国賓等の輸送の用に主として供するための航空機を

第一章 基本法令 (自衛隊法)

保有することができる。

(昭六一法一〇〇・追加、平一八法二二八・一部改正)

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊(アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三号第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当する合衆国軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第六号に規定する特定合衆国軍隊、同条第七号に規定する外国軍隊に該当する合衆国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する合衆国軍隊を除く。次号から第四号まで及び第六号から第十一号までにおいて同じ。)

二 部隊等が第八十一条の二第一項第二号に掲げる施設及び区域に係る同項の警護を行う場合において、当該部隊等と共に当該施設及び区域内に所在して当該施設及び区域の警護を行う合衆

国軍隊

三 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 自衛隊の部隊が第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

五 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行う合衆国軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

六 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

七 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊

八 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資

の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

九 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

十 前各号に掲げるもののほか、訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在する合衆国軍隊

十一 第一号から第九号までに掲げるもののほか、訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により合衆国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、訓練、連絡調整その他の日常的な活動を行う合衆国軍隊

2 防衛大臣は、前項各号に掲げる合衆国軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該合衆国軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる合衆国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号、第十号及び第十一号に掲げる合衆国軍隊 補

給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げる合衆国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（平一六法二八・追加、平一八法二八・旧第百条の十繰上・一部改

正、平一九法八〇・平二四法一〇〇・平二七法七六・一部改正

（合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の七

この法律又は他の法律の規定により、合衆国軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の定めるところによる。

（平一六法二八・追加、平一八法二八・旧第百条の十二繰上・一部改

正、平一九法八〇・一部改正

第一章 基本法令（自衛隊法）

（オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の八

防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるオーストラリア軍隊（オーストラリアの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該オーストラリア軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びオーストラリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するオーストラリア軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するオーストラリア軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するオーストラリア軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するオーストラリア軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うオーストラリア軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊

等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するオーストラリア軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車

両によりオーストラリア内にあるオーストラリア軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うオーストラリア軍隊

2 防衛大臣は、前項各号に掲げるオーストラリア軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該オーストラリア軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるオーストラリア軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げるオーストラリア軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるオーストラリア軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（平二四法一〇〇・追加、平二七法七六・平二九法四一・一部改正）

（オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の九

この法律又は他の法律の規定により、オーストラリア軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の定めるところによる。

（軍二四法一〇〇・追加）

（英国軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の十

防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる英国軍隊（英国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該英国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及び英国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する英国軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当する英国軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当する英国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法

律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する英国軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う英国軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行う英国軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う英国軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行う英国軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う

英国軍隊

- 七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う英国軍隊
- 八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在する英国軍隊
- 九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により英国内にある英国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行う英国軍隊
- 2 防衛大臣は、前項各号に掲げる英国軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該英国軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。
- 3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる英国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - 一 第一項第一号に掲げる英国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

- 二 第一項第二号から第九号までに掲げる英国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

- 4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（平二九法四二・追加）

（英国軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

- 第百条の十一 この法律又は他の法律の規定により、英国軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の定めるところによる。

（平二九法四二・追加）

（フランス軍隊に対する物品又は役務の提供）

- 第百条の十二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるフランス軍隊（フランスの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該フランス軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びフランス軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するフランス軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するフランス軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するフランス軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するフランス軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うフランス軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うフランス軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うフランス軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急

事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うフランス軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うフランス軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うフランス軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するフランス軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりフランス内にあるフランス軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うフランス軍隊

2 防衛大臣は、前項各号に掲げるフランス軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該フランス軍隊に対する役務の提供

を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるフランス軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げるフランス軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるフランス軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（平三二法一九・追加）

（フランス軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の十三 この法律又は他の法律の規定により、フランス軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の定めるところによる。

（平三二法一九・追加）

（カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の十四 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるカナダ軍隊（カナダの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該カナダ軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びカナダ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するカナダ軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するカナダ軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するカナダ軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するカナダ軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うカナダ軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うカナダ軍隊であつて、第八十三条第

二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うカナダ軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するカナダ軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりカナダ内にあるカナダ軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うカナダ軍隊

2 防衛大臣は、前項各号に掲げるカナダ軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該カナダ軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるカナダ軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げるカナダ軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるカナダ軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（平三法一九・追加）

（カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の十五 この法律又は他の法律の規定により、カナダ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の定めるところによる。

（平三二法一九・追加）

（インド軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の十六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるインド軍隊（インドの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該インド軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びインド軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するインド軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するインド軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するインド軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該

当するインド軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うインド軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うインド軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うインド軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うインド軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うインド軍隊

- 七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うインド軍隊
- 八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するインド軍隊
- 九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりインド内にあるインド軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うインド軍隊
- 2 防衛大臣は、前項各号に掲げるインド軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該インド軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。
- 3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるインド軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - 一 第一項第一号に掲げるインド軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）
- 二 第一項第二号から第九号までに掲げるインド軍隊 補給、輸

第一章 基本法令（自衛隊法）

- 送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）
- 4 第一項に規定する物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供は含まないものとする。

（令三法三三・追加）

（インド軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

- 第百条の十七 この法律又は他の法律の規定により、インド軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の定めるところによる。

（令三法三三・追加）

（海上保安庁等との関係）

- 第百一条 自衛隊と海上保安庁、地方航空局、航空交通管制部、氣象官署、国土地理院、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下この条において「海上保安庁等」という。）は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならない。
- 2 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認める場合

には、海上保安庁等に対し協力を求めることができる。この場合において、海上保安庁等は、特別の事情のない限り、これに応じなければならない。

（昭三五法二二五・昭三六法二二六・昭四一法七五・昭四二法五三・昭五

九法八七・昭六二法九三・平九法九八・平一八法二一八・一部改正

（自衛艦旗等）

第二百二条 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶は、防衛大臣の定めるところにより、国旗及び第四条第一項の規定により交付された自衛艦旗その他の旗を掲げなければならない。

2 自衛隊の使用する航空機は、自衛隊の航空機であることを明らかに識別することができるような標識を付さなければならない。

3 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶又は自衛隊の使用する航空機以外の船舶又は航空機は、第一項に規定する旗若しくは前項に規定する標識又はこれらにまぎらわしい旗若しくは標識を掲げ、又は付してはならない。

4 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶の掲げる第四条第一項の規定により交付された自衛艦旗以外の旗及び自衛隊の使用する航空機の付する標識の制式は、防衛大臣が定め、官報で告示する。

（平一八法二一八・一部改正）

（防衛出動時における物資の収用等）

第二百三条 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要がある

と認められる場合には、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設（以下この条において「施設」という。）を管理し、土地、家屋若しくは物資（以下この条において「土地等」という。）を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる。ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、防衛大臣又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、防衛大臣が告示して定めた地域内に限り、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。

3 前二項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件（家屋を除く。以下「立木等」という。）が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められる

ときは、都道府県知事（第一項ただし書の場合にあつては、同項ただし書の防衛大臣又は政令で定める者。次項、第七項、第十三項及び第十四項において同じ。）は、第一項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。

4 第一項の規定により家屋を使用する場合において、自衛隊の任務遂行上やむを得ない必要があると認められるときは、都道府県知事は、同項の規定の例により、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更することができる。

5 第二項に規定する医療、土木建築工事又は輸送に従事する者の範囲は、政令で定める。

6 第一項本文又は第二項の規定による処分の対象となる施設、土地等又は物資を第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の用に供するため必要な事項は、都道府県知事と当該処分を要請した者とが協議して定める。

7 第一項から第四項までの規定による処分を行う場合には、都道府県知事は、政令で定めるところにより公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合その他の政令で定める場合に於ては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

8 前項の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

第一章 基本法令（自衛隊法）

一 公用令書の交付を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）及び住所

二 当該処分のご根拠となつたこの法律の規定

三 次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 施設の管理 管理する施設の所在する場所及び管理する期間

ロ 土地又は家屋の使用 使用する土地又は家屋の所在する場所及び使用する期間

ハ 物資の使用 使用する物資の種類、数量、所在する場所及び使用する期間

ニ 取扱物資の保管命令 保管すべき物資の種類、数量、保管すべき場所及び期間

ホ 物資の収用 収用する物資の種類、数量、所在する場所及び収用する期日

ヘ 業務従事命令 従事すべき業務、場所及び期間

ト 立木等の移転又は処分 移転し、又は処分する立木等の種類、数量及び所在する場所

チ 家屋の形状の変更 家屋の所在する場所及び変更の内容

四 当該処分を行う理由

9 前二項に定めるもののほか、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。

10 都道府県（第一項ただし書の場合にあつては、国）は、第一項から第四項までの規定による処分（第二項の規定による業務従事

命令を除く。）が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

11 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

12 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

13 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により施設を管理し、土地等を使用し、取扱物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は取扱物資を保管させる場所に立ち入り、当該施設、土地、家屋又は物資の状況を検査させることができる。

14 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により取扱物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り、当該物資の保管の状況を検査させることができる。

15 前二項の規定により立入検査をする場合には、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

16 第十三項又は第十四項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

17 前各項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による処分について必要な手続は、政令で定める。

18 第一項から第四項までの規定による処分については、審査請求をすることができない。

19 第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項までの規定の実施に要する費用は、国庫の負担とする。

（昭三七法一〇九・昭三七法一三三・昭三七法一六一・平一五法八〇・平一八法二一八・平二六法六九・平二七法七六・一部改正）

（展開予定地域内の土地の使用等）

第百三条の二 第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は、展開予定地域内において、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、土地を使用することができる。

2 前項の規定により土地を使用する場合において、立木等が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事は、同項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。

3 前条第七項から第十項まで及び第十七項から第十九項までの規定は前二項の規定により土地を使用し、又は立木等を移転し、若

しくは処分する場合について、同条第六項、第十三項、第十五項及び第十六項の規定は第一項の規定により土地を使用する場合について準用する。この場合において、前条第六項中「第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊」とあるのは、「第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該土地が前条第一項又は第二項の規定の適用を受ける地域に含まれることとなつたときは、前三項の規定により都道府県知事がした処分、手続その他の行為は、前条の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（平一五法八〇・追加、平一八法二八・平一七法七六・一部改正）

（電気通信設備の利用等）

第一百四条 防衛大臣は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第

二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 総務大臣は、前項の要求があつたときは、その要求に沿うように適当な措置をとるものとする。

（昭五九法八七・平一法一六〇・平一八法二一八・平三法六五・平一七法七六・一部改正）

（訓練のための漁船の操業の制限又は禁止）

第二百五条 防衛大臣は、自衛隊の行う訓練及び試験研究のため水面を使用する必要があるときは、農林水産大臣及び関係都道府県知事の意見を聴き、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

2 国は、前項の規定による制限又は禁止により、当該区域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむつた損失を補償する。

3 前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

4 前二項の規定による損失の補償を受けようとする者は、その者の住所を管轄する都道府県知事を經由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。

6 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を經由して当該申請者に通知しなければならない。

7 前項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内に、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

8 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に、改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

9 第六項又は前項の規定により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定を知つた日から六月以内に訴えをもつてその増額を請求することができる。

10 前項の訴においては、国を被告とする。

11 第六項の規定による決定に不服がある者は、第七項及び第九項の規定によることによつてのみ争うことができる。

12 前各項に定めるもののほか、第二項の規定による損失の補償の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭三七法一三二・昭三七法一四〇・昭三七法一六一・昭五三法八七・平一六法八四・平一八法一八・平二六法六九一部改正）

（火薬類取締法の適用除外）

第百六条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九十九号）の規定

は、同法第五十七条の三の規定にかかわらず、第二条から第四条まで、第七条、第九条第一項及び第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条、第二十条第二項、第二十七条の二、第二十八条、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三項及

び第四項、第三十二条、第三十三条第一項及び第三項、第三十五条、第三十九条第一項、第四十六条第二項並びに第五十条の規定を除き、自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、適用しない。

2 自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱についての火薬類取締法（前項の規定により適用を除外される規定を除く。）の適用については、政令で特例を定めることができる。

3 防衛大臣は、第一項の規定にかかわらず、自衛隊が取り扱う火薬類について、火薬類取締法及びこれに基く命令の規定に準拠して製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱に関する技術上の基準を定め、その他火薬類に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（昭三五法一四〇・平一八法八七・平一八法二八一部改正）

（航空法等の適用除外）

第百七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三

十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第一百三十一条の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七十七条第二項において準用する場合を含む）、第三百三十二条、第三百三十二条の二第一項第五号から第十号まで並びに第三百三十四条第一項及

び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

*** 令和三年法律第六五号**で、本項は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から次のように改まる。

第一百七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三百三十一条の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七条第二項において準用する場合を含む）、第三百三十二条の二、第三百三十二条の五、第三百三十二条の八十五、第三百三十二条の八十六（第一項を除く。）から第三百三十二条の八九まで並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

2 航空法第四十九条から第五十一条までの規定は、自衛隊が設置する飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九

第一章 基本法令（自衛隊法）

条第一項中「第四十条（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の告示」とあるのは「防衛大臣の告示」と、同法第五十条第一項中「当該空港の設置又は第四十三条第一項の施設の変更」とあるのは「当該空港の設置又は変更」と読み替えるものとす。

3 自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

*** 令和三年法律第六五号**で、本項は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から次のように改まる。

3 自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章及び第十章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

4 航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三百三十四条の三第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命

第一章 基本法令（自衛隊法）

一四四

ぜられた場合において、同法第三百三十四条の三第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第三百三十四条の三第一項に規定する行為については適用しない。

* 令和三年法律第六五号で、本項は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から次のように改まる。

- 4 航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）、第三百三十二条の九十、第三百三十二条の九十一及び第三百三十四条の三第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第三百三十四条の三第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第三百三十四条の三第一項に規定する行為については適用しない。

5 防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使

用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

6 防衛大臣は、前項の規定による基準を定めようとする場合には、あらかじめ国土交通大臣と協議するものとする。

7 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律百十三号）第五条の規定は、自衛隊の使用する航空機について発生した同法第二条第二項の航空事故等（自衛隊の使用する航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機との間に発生したものを除く。）については、適用しない。

8 防衛大臣は、航空事故の防止又は航空事故が発生した場合における被害の軽減のために有益であると認めると認める前項の航空事故等に係る情報を運輸安全委員会に提供するものとする。

（昭四八法一三・昭五〇法五八・平八法三五・平二法一六〇・平二三

法三四・平一七法八八・平一八法一九・平一八法二一八・平二〇法二六・

平二〇法七五・平二二法五五・平二七法七七・令元法三八・令二法六一・

一部改正）

（労働組合法等の適用除外）

第九百八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）

(第一条、第二条、第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第二百二十二条から第二百五条まで、第二百二十六条(第六号及び第七号を除く。)、第二百二十七条、第二百二十八条(第三号を除く。)、第二百二十八条の二及び第三百三十四条並びにこれらに関する第二百二十条の規定を除く。)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)、じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。

(昭三四法二二七・昭三五法三〇・昭三九法二八・昭四二法六一・昭四七法五七・昭五七法四〇・平二四法八七・令三法七五・令三法四三・一

部改正)

*令和四年法律第六八号で、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から次のように改まる。

(労働組合法等の適用除外)

第八八条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)(第一条、第二条、第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第二百二十二条から第二百五条まで、第二百二十六条(第六号及び第七号を除く。)、第二百二十七条、第二百二十八条(第三号を除く。))及び第三百三十四条並びにこれらに関する第二百二十条の

第一章 基本法令 (自衛隊法)

規定を除く。)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)、じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。

(船舶法等の適用除外)

第九九条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)(第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分を除く。))及び小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二号)の規定は、陸上自衛隊の使用する船舶(水陸両用車両を含む。以下単に「陸上自衛隊の使用する船舶」という。)については、適用しない。

2 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)、船舶安全法、船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)及び小型船舶の登録等に関する法律の規定は、海上自衛隊(防衛大学校を含む。以下この章において同じ。)の使用する船舶については、適用しない。ただし、船舶安全法第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は、海上自衛隊の政令で定める船舶については、適用があるものとする。

3 陸上自衛隊の使用する船舶又は海上自衛隊の使用する船舶は、防衛省令で定めるところにより、国の所有に属するものにあつては国籍を証明する書類を、その他のものにあつては陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用するものであることを証明する書類を備え付

第一章 基本法令（自衛隊法）

けなければならない。

（昭三七法二三二・昭五五法四〇・平二法・六〇・平三法二〇二・平

一八法二一八・平一九法四二・一部改正）

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外）

第一百十條 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）の規定は、陸上自衛隊の使用する船舶及びこれに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

2 船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定は、海上自衛隊の使用する船舶及びこれに乗組んで船舶職員の業務に従事する隊員又はこれに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

（平一四法六〇・平一九法四二・一部改正）

（陸上自衛隊の使用する船舶及び海上自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等）

第一百十一條 防衛大臣は、陸上自衛隊の使用する船舶及び海上自衛隊の使用する船舶について、堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

（平一八法二一八・平一九法四二・一部改正）

（電波法の適用除外）

第一百十二條 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第四百四條の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許、登録及び検査並びに無線従事者に関するものは、自衛隊がそのリーダー及び

び移動体の無線設備を使用する場合には、適用しない。

2 防衛大臣は、自衛隊がそのリーダー及び移動体の無線設備を使用する場合には、その使用する周波数について、総務大臣の承認を受けなければならない。

3 自衛隊がそのリーダー及び移動体の無線設備を使用する場合には、前項に規定する周波数の使用に関し、他の無線局の運用を阻害するような混信を防止するため、総務大臣が定めるところに従うものとする。

4 防衛大臣は、無線通信の良好な運行を確保するため、自衛隊がそのリーダー及び移動体の無線設備を使用する場合における無線局の開設及び検査並びに当該無線局で無線通信に従事する者に関し必要な基準を定めなければならない。

（平一法一六〇・平一六法四七・平一八法二一八・一部改正）

（道路運送法の適用除外）

第一百十三條 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九四條及び第九五條の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。

（平元法八三・平一八法四〇・一部改正）

（道路運送車両法の適用除外）

第一百十四條 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。

2 道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車

については、防衛大臣は、保安基準並びに整備及び検査の基準を定めなければならない。

3 道路運送車両法の規定が適用されない自動車は、防衛大臣の定めるところにより、他の自動車と明らかに識別することができるような番号及び標識を付さなければならない。

4 自衛隊の使用する自動車以外の自動車は、前項に規定する番号若しくは標識又はこれらにまぎらわしい番号若しくは標識を付してはならない。

5 第三項の自動車に付する標識の制式は、官報で告示する。
(平一八法二一八・一部改正)

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の適用除外)

第一百四十四条の二 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三百一十一号)の規定は、自衛隊の使用する自動車については、適用しない。
(昭四二法二三一・追加)

(銃砲刀剣類所持等取締法の適用除外)

第一百五十五条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二十八条の規定は、自衛隊の保有する銃砲については、適用しない。
(昭三三法六・昭四〇法四七・一部改正)

(消防法の適用除外)

第一百五十五条の二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十條

第一章 基本法令 (自衛隊法)

第一項の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用しない。

2 防衛大臣は、前項の規定にかかわらず、自衛隊が貯蔵し、又は取り扱う危険物について、消防法に準拠して貯蔵又は取扱に関する基準を定め、その他危険物による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

3 消防法第十七条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行った同法第十七条第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収(次条から第一百五十五条の二十五までにおいて単に「撤収」という。)を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、適用しない。

4 防衛大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する防火対象物について、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設定及び維持に関する基準を定め、その他当該防火対象物における災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(昭三三法一六四・追加、昭三四法八六・平一五法八〇・平一八法一一八)

・平二二法四一・平三法二四・平七法七六・平三〇法八九・一部改

正

（麻薬及び向精神薬取締法等の特例）

第一百五十五条の三 自衛隊の部隊又は補給処で政令で定めるものは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二十六条第一項及び第二十八条第一項又は覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の九及び第三十条の七の規定にかかわらず、麻薬又は医薬品である覚醒剤原料を譲り受け、及び所持することができる。この場合においては、当該部隊の長又は補給処の処長は、麻薬及び向精神薬取締法又は覚醒剤取締法の適用については、麻薬管理者又は覚醒剤原料取扱者とみなす。

2 前項の部隊が第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合における麻薬及び向精神薬取締法の規定の適用については、前項後段に規定するもののほか、当該部隊が撤収を命ぜられるまでの間は、当該部隊の医師又は歯科医師は、麻薬施用者とみなす。

3 麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第一項及び第五十条の十六第一項の規定は、第一項の部隊又は補給処が、この法律又は他の法律の規定により自衛隊に属する物品の提供として外国の軍隊に対し麻薬又は向精神薬を譲り渡す場合及び当該譲渡のため向精神薬を所持する場合には、適用しない。

4 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給処が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

（昭三〇法一七一・平二法三三・一部改正、平一五法八〇・旧第一百六条

繰上・一部改正、令元法六三・令四法六・一部改正）

（墓地、埋葬等に関する法律の適用除外）

第一百五十五条の四 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第四条及び第五条第一項の規定は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の行動に係る地域において死亡した当該自衛隊の隊員及び抑留対象者（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第六号に規定する抑留対象者をいい、同法第四条の規定によりその身体を拘束されている間に死亡したものを除く。）の死体の埋葬及び火葬であつて当該自衛隊の部隊等が行うものについては、適用しない。

（平一五法八〇・追加、平一六法二七・平七法七六・一部改正）

（医療法の適用除外等）

第一百五十五条の五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の規定により出動待機命令（第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）を受けた自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設については、適用しない。

2 前項の医療を行うための施設は、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第二十四条第二項、歯科医師法（昭和二十三年法律第

二百二号) 第二十三条第二項、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号) 第二十六条第二項、齒科技工士法(昭和三十年法律第六十八号) 第二条第三項ただし書及び第十八条ただし書、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号) 第十三条第一項ただし書、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号) 第二十条の第三項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号) 第十二条ただし書、薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号) 第二十二條ただし書並びに救急救命士法(平成三年法律第三十六号) 第二條第一項及び第四十四條第二項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第一項第一号及び第二項の規定の適用については同条に規定する病院等と、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十四条第五項の規定の適用については同項に規定する薬局開設者等と、同法第四十六条第二項及び第四十九條第一項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する薬剤師等とみなす。

(平一五法八〇・追加、平一四法九六(平一五法八〇)・平一七法三九・

平一八法六九・平一五法八四・平一七法七六・令元法六三・一部改正)

(漁港漁場整備法の特例)

第一百五十五条の六 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による

措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号) 第三十九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第四項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十九条第四項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とする。

2 前項の規定により読み替えられた漁港漁場整備法第三十九条第四項の通知を受けた漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

(平一五法八〇・追加、平一七法七六・一部改正)

(建築基準法の特例)

第一百五十五条の七 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う破損した建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築については建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号) 第八十五条第一項本文、第三項本文、第四項及び第五項の規定を、当該部隊等が建築物の用途を変更して他の用途の建築物として使用する場合における当該他の用途の建築物については同法第八十七条の三第一項本文、第三項本文、第四項及び第五項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十五条第三項本文中「その建築工事を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号) 第七十六条第二項若しくは

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第九條第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七條の二の規定による命令が解除された後においても」と、同項本文及び同法第八十七條の三第三項本文中「その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可」とあるのは「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに、特定行政庁に申請し、その許可」と、同法第八十五條第五項中「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等（自衛隊法第八條に規定する部隊等をいう。以下同じ。）」と、「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等」と、同法第八十七條の三第三項本文中「その用途の変更を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法第七十六條第二項若しくは事態対処法第九條第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七條の二の規定による命令が解除された後においても」と、同法第五項中「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等」と読み替へるものとする。

（平一五法八〇・追加、平一六法六七・平一八法四五・平一七法七六・平一七法六七・令四法四四・一部改正）

（港湾法の特例）

第一百十五條の八 第七十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が港湾法（昭和二十五年法律第

二百十八号）第三十七條第一項又は第五十六條第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第三十七條第三項（同法第五十六條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十七條第三項中「とあるのは「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」とあるのは、「とあるのは、「あらかじめ、その旨を港湾管理者に通知し」とする。

2 前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて港湾法第三十八條の二第一項の規定により届出を要するものをしようとする場合における同法第九項の規定の適用については、同項中「同項の規定による届出の例により」とあり、及び「第四項の規定による届出の例により」とあるのは、「あらかじめ」とする。

3 前二項の規定により読み替えられた港湾法第三十七條第三項又は第三十八條の二第九項の通知を受けた港湾管理者又は都道府県知事は、港湾の利用又は保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

4 港湾法第四十條第一項の規定は、第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

（平一五法八〇・追加、平一七法七六・一部改正）

*令和四年法律第八七号で、本条は令和四年二月一六日から次のように改まる。

(港湾法の特例)

第一百五十五条の八 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第三十七条第三項（同法第五十六条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十七条第三項中「とあるのは「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」とあるのは、「とあるのは、「あらかじめ、その旨を港湾管理者に通知し」とする。

2 前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて港湾法第三十八条の二第一項の規定により届出を要するものをしよとする場合における同条第九項の規定の適用については、同項中「同項の規定による届出の例により」とあり、及び「第四項の規定による届出の例により」とあるのは、「あらかじめ」とする。

3 前二項の規定により読み替えられた港湾法第三十七条第三項又は第三十八条の二第九項の通知を受けた港湾管理者又は都道府県知事は、港湾の利用又は保全上必要があると認めるときは、当該通知に

第一章 基本法令（自衛隊法）

係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

4 港湾法第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(土地収用法の適用除外)

第一百五十五条の九 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十八条の三第一項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

（平一五法八〇・追加、平一七法七六・一部改正）

(森林法の特例)

第一百五十五条の十 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の八第一項の規定により届出を要する立木の伐採に対する同項の規定の適用については、同項中「伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ」とあるのは「伐採したときは」と、「森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び

伐採後の造林の届出書を提出しなければ」とあるのは「その旨を通知しなければ」とする。

2 森林法第三十一条の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて森林法第三十四条第一項又は第二項の規定により許可を要するものをしようとするときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ都道府県知事にその旨を通知することをもつて足りる。

4 前項の通知を受けた都道府県知事は、保安林の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

（平一五法八〇・追加、平一七法七六・平一八法四四・一部改正）

（道路法の特例）

第一百五十五条の十一 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る）。

第三項において同じ。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十四条の規定にかかわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。

2 前項前段に規定する自衛隊の部隊等が行う道路の占用に対する道路法第三十五条の規定の適用については、撤収を命ぜられるまでの間は、同条中「道路管理者に協議し、その同意を得れば」とあるのは、「同条第一項又は第三項の許可の権限を有する者」にあらかじめ同条第二項各号に掲げる事項を通知すれば」とする。

3 道路法第九十一条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

4 前項に規定する自衛隊の部隊等が行う道路予定区域の占用に対する道路法第九十一条第二項において準用する同法第三十五条の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十一条第二項において準用する同法第三十五条中「道路管理者に協議し、その同意を得れば」とあるのは、「第九十一条第二項において準用する第三十二条第一項又は第三項の許可の権限を有する者」にあらかじめ同条第二項各号に掲げる事項を通知すれば」とする。

5 第二項の規定により読み替えられた道路法第三十五条又は前項の規定により読み替えられた同法第九十一条第二項において準用する同法第三十五条の通知を受けた者は、道路の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

（平一五法八〇・追加、平一七法七六・一部改正）

(土地区画整理法の適用除外)

第一百五十二条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百九十九号）第七十六条第一項の規定は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

（平一五法八〇・追加、平一七七法七六・一部改正）

（都市公園法の特例）

第一百五十三条 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。第三項において同じ。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う都市公園又は公園予定区域の占用に対する都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九条中「第七条第一項各号に掲げる工作物その他の物件若しくは施設又は同条第二項に規定する社会福祉施設」とあるのは「工作物その他の物件又は施設」と、「公園管理者との協議が成立すること」とあるのは「あらかじめ公園管理者に占用の目的、占用の期間、占用の場所及び工作物その他の物件又は施設の構造を通知すること」とする。この場合において、同法第二十七条（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第一章 基本法令（自衛隊法）

2 前項の規定により読み替えられた都市公園法第九条の通知を受けた公園管理者は、都市公園の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができ

3 都市公園法第十八条の規定に基づく条例の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

（平一五法八〇・追加、平一六法一〇九・平一七七法七六・平一九法二六・

一部改正）

（海岸法の特例）

第一百五十四条 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第十条第二項（同法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第十条第二項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とする。

2 前項の規定により読み替えられた海岸法第十条第二項の通知を受けた海岸管理者は、海岸の保全上必要があると認めるときは、

当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

（平一五法八〇・追加、平二七法七六・一部改正）

（自然公園法の特例）

第一百五十五条の十五 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第二十條第三項、第二十一條第三項、第二十二條第三項又は第三十三條第一項の規定により許可又は届出を要するものをしようとする場合における同法第二十三條第三項ただし書又は第六十八條の規定の適用については、同法第二十三條第三項第一号中「第六十八條第一項後段の規定による協議」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百五條の十五第一項の規定により読み替えられた第六十八條第一項後段の規定による通知」と、同法第六十八條第一項中「協議しなければ」とあるのは「その旨を通知しなければ」と、同条第三項中「これらの規定による届出の例により」とあるのは「あらかじめ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた自然公園法第六十八條第一項又は第三項の通知を受けた環境大臣又は都道府県知事は、自然公園の保護上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施

設の構築その他の行為が自然公園法第七十三條第一項の規定に基づく条例の規定により許可又は届出を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による。

（平一五法八〇・追加、平二四法四七・平二七法七六・一部改正）

（道路交通法の特例）

第一百五十五条の十六 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて道路交通法第七十七條第一項の規定により許可を要するものに対する同項の規定の適用については、撤収を命ぜられるまでの間は、同項中「の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない」とあるのは、「あらかじめ当該行為の概要を通知しなければならない」とならない。この場合において、当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長に通知すれば足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた道路交通法第七十七條第一項の通知を受けた警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七條の

規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新については、道路交通法第九十二条の二第一項から第三項まで及び第一百一条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ。

(平一五法八〇・追加、平一六法一一一・平一七法七六・一部改正)

***令和四年法律第三二号**で、本項は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から次のように改める。

(道路交通法の特例)

第百十五條の十六 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)

の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて道路交通法第七十七条第一項の規定により許可を要するものに対する同項の規定の適用については、撤収を命ぜられるまでの間は、同項中「の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)」を受けなければならない」とあるのは、「にあらかじめ当該行為の概要を通知しなければならない。この場合において、当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長に通知すれば足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた道路交通法第七十七条第一項の通知を受けた警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通

の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができ。

3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七条の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証及び道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の有効期間並びにその更新については、同法第九十五条の六第一項及び第二項並びに第一百一条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ。

(河川法の特例)

第百十五條の十七 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)

の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項又は第五十八条の六第一項の規定により許可を要する行為(同法第二十七条第四項に規定する一定の河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土を除く。)をしようとする場合における同法第九十五条(同法第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十五条中「国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可、登録又は承認があつたものとみなす」とある

のは、「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ河川管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもつて足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた河川法第九十五条の通知を受けた河川管理者は、河川の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

（平一五法八〇・追加、平一五法三五・平一七法七六・一部改正）

（首都圏近郊緑地保全法の適用除外）

第一百五十五条の十八 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百

一号）第七条第一項及び第三項の規定は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

（平一五法八〇・追加、平一六法一〇九・平一七法七六・一部改正）

第一百五十五条の十九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和

十二年法律第百三十三号）第八条第一項及び第三項の規定は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

（平一五法八〇・追加、平一六法一〇九・平一七法七六・一部改正）

（都市計画法の適用除外）

第一百五十五条の二十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十

九条第一項及び第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項並びに第六十五条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

2 都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

（平一五法八〇・追加、平一八法四六・一部改正）

（都市緑地法の特例）

第一百五十五条の二十一 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限

る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により許可を要するものをしてしようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「都道府県知事等に協議しなければ」とあるのは、「同項の許可の権限を有する者にその旨を通知しなければ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた都市緑地法第十四条第八項の通知を受けた者は、緑地の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為が都市緑地法第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により許可を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による。

（平一五法八〇・追加、平一六法一〇九・平一〇法四〇・平三法一〇五）
・平二七法七六・一部改正

（景観法の特例）

第一百五十二条の二十二 景観法（平成十六年法律第一百十号）第十六条

第一項、第二十二條第一項本文及び第三十一條第一項本文の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

2 景観法第七十三條第一項又は第七十五條第二項の規定に基づく条例の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が行う破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は応急仮設建築物の構築等（景観法第十六條第一項第一号に規定する建築等をいう。）若しくは応急仮設工作物の建設等（同項第二号に規定する建設等をいう。）若しく

は設置については、同法第七十七條第一項、第三項本文及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項本文中「その工事を完了した後三月を超えて」とあるのは、「自衛隊法第七十六條第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九條第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七條の二の規定による命令が解除された後においても」と、「その超えることとなる日前に、市町村長の許可」とあるのは、「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに市町村長に申請し、その許可」と読み替えるものとする。

（平一六法一一・追加・一部改正、平二七法七六・一部改正）

（排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特例）

第一百五十二条の二十三 第七十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定

による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第五條第一項又は第九條第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第六條第二項又は第九條第五項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第六條第二項中「国土交通

大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、同条第二項中「許可の申請」とあるのは「協議」と、「その申請」とあるのは「その協議」と、「これを許可しては」とあるのは「その協議に応じては」とあり、及び同法第九条第五項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、前二項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じては」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第六条第二項又は第九条第五項の通知を受けた国土交通大臣は、同法第二条第二項に規定する低潮線の保全上又は同法第九条第一項の規定により公告された水域に係る港湾の利用若しくは保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

（平一三法四一・追加、平一七法七六・一部改正）

（津波防災地域づくりに関する法律の特例）

第一百五十五条の二十四 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十二条第一項

又は第二十三条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第二十五条の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第二十五条中「国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があったものとみなす」とあるのは、「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ津波防護施設管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもって足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた津波防災地域づくりに関する法律第二十五条の通知を受けた津波防護施設管理者は、津波防護施設の保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

（平一三法二四・追加、平一七法七六・一部改正）

（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の特例）

第一百五十五条の二十五 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第三項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中「国土交通大臣の許可を受けな

ければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、前項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じては」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第三項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による通知を受けた国土交通大臣は、同項に規定する促進区域内海域の利用又は保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

(平三〇法八九・追加)

*令和三年法律第四九号で、令和五年四月一日から次の一条が加わる。

(医師法の特例)

第百十五條の二十六 防衛省設置法第十六條第一項第一号の教育訓練を受けている者であつて、医師法第十七條の二第一項に規定する試験に合格したものは、同法第十七條の規定にかかわらず、防衛医科大学校が行う臨床実習において、医師の指導監督の下、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために同項に規定する医業をすることができ。

*令和三年法律第四九号で、本項は令和七年四月一日から次のように改まる。

第百十五條の二十六 防衛省設置法第十六條第一項第一号の

第一章 基本法令 (自衛隊法)

教育訓練を受けている者であつて、医師法第十一条第一項第一号に規定する試験に合格したものは、同法第十七條の規定にかかわらず、防衛医科大学校が行う臨床実習において、医師の指導監督の下、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために同法第十七條の二に規定する医業をすることができ。

*令和四年法律第五五号で、令和五年五月二十六日から次の一条が加わる。

(宅地造成及び特定盛土等規制法の特例)

第百十五條の二十七 第七十六條第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十二條第一項又は第三十條第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同法第十五條第一項(同法第十六條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第三十四條第一項(同法第三十五條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、同法第十五條第一項中「これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第十二條第一項の許可があつたものとみなす」とあるのは「第十二條第一項の規定にかかわらず、国があらかじめ都道府県知事に当該工事をする旨を通知することをもつて足りる」と、同法第三十四條第一項中「これ

第一章 基本法令（自衛隊法）

一六〇

らる者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第三十条第一項の許可があつたものとみなす」とあるのは「第三十条第一項の規定にかかわらず、国があらかじめ都道府県知事に当該工事をする旨を通知することをもつて足りる」とする。

2 宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条第一項及び第三十一条第一項の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて宅地造成及び特定盛土等規制法第二十一条第一項若しくは第三項、第二十七条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出を要するものをしてしようとする場合におけるこれらの規定の適用については、同法第二十一条第一項及び第四十条第一項中「日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより」とあるのは「ときは、遅滞なく」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」と、同法第二十一条第三項及び第四十条第三項中「その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより」とあるのは「あらかじめ」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」と、同法第二十七条第一項中「当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を」とあるのは「あらかじめ、当該工事について」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」と、同法第二十八条第一項中「前条第一項の規定による届出」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百

六十五号）第百十五条の二十七第三項の規定により読み替えられた前条第一項の規定による通知」と、「当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする」とあるのは「当該通知に係る事項の変更をする」と、「当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を」とあるのは「あらかじめ、当該変更について」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」とする。

4 第一項及び前項の規定により読み替えられた宅地造成及び特定盛土等規制法第十五条第一項、第二十一条第一項若しくは第三項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第三十四条第一項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による通知を受けた者は、同法第二十五条に規定する災害の防止のため必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

（需品の貸付け）

第百十六條 防衛大臣又はその委任を受けた者は、自衛隊の航空機以外の航空機が自衛隊の飛行場に着陸した場合において他から入手するみちがないと認めるときは、次の飛行に必要な限度において、かつ、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省令で定めるところにより、これに対し液体燃料その他防衛省令で定める需品を無償で貸し付けることができる。

2 前項の規定に基づき防衛大臣が防衛省令を定める場合には、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

(昭三二法七八・追加、平二二法一六〇・一部改正、平二五法八〇・旧第

百十六條の二(繰上、平二八法二一八・一部改正)

(食事の支給)

第百十六條の二

自衛隊の周知宣伝のため必要があると認めるときは、隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対し、防衛省の職員との給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十条の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品又は役務の調達に際し自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内において当該調達に係る作業に従事する隊員以外の者で、その附近において自ら食事を調えることができないと認められるものに対しても、前項の例により食事を支給することができる。

(昭三三法一六四・追加、昭三六法二二六・平二五法三三六・一部改正、平二

五法八〇・旧第百十六條の二(繰上・一部改正、平二八法二一八・一部改

正)

*令和三年法律第六一号で、本条は令和五年四月一日から次のように改まる。

(食事の支給)

第百十六條の二

自衛隊の周知宣伝のため必要があると認めるときは、隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対し、防衛省職員給与法第二十条の規定により隊員に支給される食事を適正

第一章 基本法令 (自衛隊法)

な対価で支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品又は役務の調達に際し自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内において当該調達に係る作業に従事する隊員以外の者で、その付近において自ら食事を調えることができないと認められるものに対しても、同項の規定の例により食事を支給することができる。

(開発途上地域の政府に対する不用装備品等の譲渡に係る財政法の特例)

第百十六條の三

防衛大臣は、開発途上にある海外の地域の政府から当該地域の軍隊が行う災害応急対策のための活動、情報の収集のための活動、教育訓練その他の活動(国際連合憲章の目的と両立しないものを除く。)の用に供するために装備品等(装備品、船舶、航空機又は需品をいい、武器(弾薬を含む。)を除く。以下この条において同じ。)の譲渡を求める旨の申出があつた場合において、当該軍隊の当該活動に係る能力の向上を支援するため必要と認めるときは、当該政府との間の装備品等の譲渡に関する国際約束(我が国から譲渡された装備品等が、我が国の同意を得ないで、我が国との間で合意をした用途以外の用途に使用され、又は第三者に移転されることがないようにするための規定を有するものに限る。)に基づいて、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、自衛隊の用に供されていた装備品等であつて行財政産の用途を廃止したもの又は物品の不用の決定をしたもの

第一章 基本法令（自衛隊法）

を、当該政府に対して譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

（平二九法四二・追加）

（事務の区分）

第一百六条の四 第三条第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項まで、第三条の二、第五條第四項、第五項（申請書に意見を記載した書面を添える部分を除く。）及び第六項並びに第十五條の十第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十五條の十第四項の規定により処理することとされているものうち民有林に係るものにあつては、森林法第二十五條第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（平一五法八〇・旧第一百六條の四繰上・二部改）

（平二九法四二・旧第一百六條の二繰下）

（委任規定）

第一百七條 この法律に特別の定があるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（昭三七法一三二・一部改正）

（経過措置）

第一百七條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理

的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（平一法一三三・追加）

第九章 罰則

第一百八條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十九條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らしたる者
- 二 第六十二條第一項の規定に違反した者
- 三 第六十五條の四第一項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者
- 四 第六十五條の四第二項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者
- 五 第六十五條の四第三項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者
- 六 第六十五條の四第四項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者
- 七 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職

務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者

八 正当な理由がなくて自衛隊の保有する武器を使用した者

2 前項第一号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

(昭三七法二二二・平一法二二三・平二六法二二二部改正)

*令和四年法律第六八号で、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から次のように改まる。

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第六十二条第一項の規定に違反した者

三 第六十五条の四第一項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者

四 第六十五条の四第二項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者

五 第六十五条の四第三項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者

六 第六十五条の四第四項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者

七 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者

八 正当な理由がなくて自衛隊の保有する武器を使用した者は、同項の刑に処する。

第一章 基本法令（自衛隊法）

頼する行為に限る。）をした再就職者

七 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者

八 正当な理由がなくて自衛隊の保有する武器を使用した者は、同項の刑に処する。

第百十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条の五第二項（第六十五条の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに応ぜず、又は第六十五条の五第二項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかつた者

二 第六十五条の五第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がなくて証言を行わず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ虚偽の事項を記載した書類若しくは写しを提出した者

三 第六十五条の五第三項（第六十五条の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第六十五条の五第一項の調査の対象であ

第一章 基本法令（自衛隊法）

一六四

る若年定年等隊員及び離職の際に若年定年等隊員であつた者並びに第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である一般定年等隊員及び離職の際に一般定年等隊員であつた者を除く。）

（平二六法三二・追加）

*令和四年法律第六八号で、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から次のように改まる。

第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘留、禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条の五第二項（第六十五条の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに

応ぜず、又は第六十五条の五第二項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかつた者

二 第六十五条の五第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がなくして証言を行わず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ虚偽の事項を記載した書類若しくは写しを提出した者

三 第六十五条の五第三項（第六十五条の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第六十五条の五第一項の調査の対象である若年定年等隊員及び離職の際に若年定年等隊員であつた者並びに第六十五

条の八第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である一般定年等隊員及び離職の際に一般定年等隊員であつた者を除く。）

第十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

一 職務上不正な行為（第六十五条の二第一項又は第六十五条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）

をすること若しくはしたことが、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当

該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

二 職務に関し、他の隊員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆すことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

三 前号の職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正

な行為をし、又は相当の行為をしなかつた隊員

(平二六法三二・追加)

*令和四年法律第六八号で、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から次のように改まる。

第一百八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘

禁刑に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

- 一 職務上不正な行為（第六十五条の二第一項又は第六十五条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたことが、又は相当の行為をしなかつたこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員
- 二 職務に関し、他の隊員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしなかつたように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員
- 三 前号の職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしなかつたように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為を

第一章 基本法令（自衛隊法）

し、又は相当の行為をしなかつた隊員

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役

又は禁錮に処する。

- 一 削除
 - 二 第六十四条第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者
 - 三 第六十四条第二項の規定に違反した者
 - 四 第七十条第一項第一号の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官又は第七十五条の四第一項第一号若しくは第三号の規定による防衛招集命令若しくは治安招集命令を受けた即応予備自衛官で、正当な理由がなくて指定された日から三日を過ぎてなお指定された場所に出頭しないもの
 - 五 第七十七条又は第七十九条第一項の規定による出動待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて七日を過ぎてなお職務の場所につかないもの
 - 六 第七十八条第一項又は第八十一条第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しないもの
 - 七 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者
 - 八 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者
- 2 前項第二号若しくは第四号から第六号までに規定する行為の遂

第一章 基本法令（自衛隊法）

行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第三号、第七号若しくは第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

（昭三七法一三二・平九法四三・平二法四〇・平一八法四五・令三法七

五・一部改正

*令和四年法律第六八号で、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から次のように改まる。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑に処する。

一 第六十一条第一項の規定に違反した者

二 第六十四条第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者

三 第六十四条第二項の規定に違反した者

四 第七十条第一項第一号の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官又は第七十五条の四第一項第一号若しくは第三号の規定による防衛招集命令若しくは治安招集命令を受けた即応予備自衛官で、正当な理由がなくて指定された日から三日を過ぎてなお指定された場所に出頭しないもの

五 第七十七条又は第七十九条第一項の規定による出勤待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて七日を過ぎてなお職務の場所につかないもの

六 第七十八条第一項又は第八十一条第二項に規定する治安出勤命

令を受けた者で、上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しないもの

七 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

八 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

2 前項第二号若しくは第四号から第六号までに規定する行為の遂行を教唆し、若しくはその幫助をした者又は同項第三号、第七号若しくは第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくは煽動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

*令和四年法律第六八号で、次の項は刑法等の一部を改正する法律の施行の日に削られる。

第十九条の二 第六十一条第一項の規定に違反した者は、三年以下の禁錮に処する。

（令三法七五・追加）

第二十号 第七十八条第一項又は第八十一条第二項に規定する治安出勤命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 第六十四条第二項の規定に違反した者

二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者

三 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛

隊の部隊を指揮した者

2 前項第二号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

(昭三七法一三二・一部改正)

* 令和四年法律第六八号で、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から次のように改まる。

第二百十條 第七十八條第一項又は第八十一條第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の拘禁刑に処する。

- 一 第六十四條第二項の規定に違反した者
- 二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者
- 三 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者
- 四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者
- 2 前項第二号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはその幫助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくは煽動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第二百十一條 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機

第一章 基本法令（自衛隊法）

その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

* 令和四年法律第六八号で、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から次のように改まる。

第二百十一條 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

第二百十二條 第七十六條第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するものは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

- 一 第六十四條第二項の規定に違反した者
- 二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者
- 三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者
- 四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者
- 五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠してい眠し、若しくは酩酊して職務を怠つた者
- 2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはその幫助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくは煽動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第一章 基本法令（自衛隊法）

（昭三七法三三・一部改正、平一三法二・五・旧第百二十二条繰下、平一五法一〇八・旧第百二十三条繰上・一部改正）

***令和四年法律第六八号**で、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から次のように改まる。

第百二十二条 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するものは、七年以下の拘禁刑に処する。

- 一 第六十四条第二項の規定に違反した者
- 二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者
- 三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者
- 四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者
- 五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくは酩酊^{めいとう}して職務を怠つた者

2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはその補助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくは煽動^{せんどう}した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第百二十二条の二 第百十九条第一項第七号及び第八号並びに前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第百十九条第二項の罪（同条第一項第七号又は第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者に係るものに限る。）及び前条第二項の罪は、刑法第二条の例に従う。

（平一七法七六・追加）

第百二十三条 第百三条第十三項（第百三条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第十四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

（平一五法八〇・追加、平一五法一〇八・旧第百二十四条繰上）

第百二十四条 第百三条第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（平一五法八〇・追加、平一五法一〇八・旧第百二十五条繰上）

***令和四年法律第六八号**で、刑法等の一部改正する法律の施行の日から次のように改まる。

第百二十四条 第百三条第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第百二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（平一五法八〇・追加、平一五法一〇八・旧第百二十六条繰上）

第二百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第六十五条の四第一項から第四項までの規定に違反して、隊員又はこれらの規定に規定する隊員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）

二 第六十五条の十一第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（平二六法二二・追加）

附則抄

1 この法律は、防衛庁設置法施行の日から施行する。

（施行の日〓昭和二十九年七月二日）

（昭三七法二二・平一八法一八・一部改正）

2 防衛大臣又はその委任を受けた者は、当分の間、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が自衛隊と隣接して所在する場合において他から入手するみちがないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省令で定めるところにより、これに対し、自衛隊のために設けられている施設による給水その他防衛省令で定める役務を適正な対価で提供することができる。

第一章 基本法令（自衛隊法）

（昭三二法七八・追加、昭三五法二〇二・平二二法一六〇・一部改正、平一八法二二八・旧第十二項繰上・一部改正）

3 前項の規定に基づき防衛大臣が防衛省令を定める場合には、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

（昭三二法七八・追加、平二二法一六〇・一部改正、平一八法二二八・旧第十三項繰上・一部改正）

4 自衛隊は、当分の間、防衛大臣の命を受け、陸上において発見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理を行うことができる。

（昭三三法一六四・全改、平一八法二二八・旧第十四項繰上・一部改正）

5 第一百一条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社」とあるのは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」と、「及び西日本電信電話株式会社」とあるのは、「西日本電信電話株式会社及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号。以下この項において「改正法」という。）による改正

前の日本電信電話株式会社（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第二項の規定により日本電信電話株式会社が営んでいた国内電気通信業務のうち改正法附則第二条第二項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を改正法附則第七条の定めるところにより承継して営んでいる法人（当該法人が合併により消滅したときは、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人）とする。

（平九法九八・追加、平一三法六一・一部改正、平一八法二一八・旧第十二項繰上、平一七法三六・一部改正）

6 第二条の規定の適用については、令和五年五月十六日までの間、同条第一項中「第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第一項第二十四号に掲げる事務又は同項第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第一百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

（平一三法一〇二・追加、平一五法三〇・一部改正、平一八法二一八・旧第十六項繰上・一部改正、平一〇法一七・平二五法一五・平三〇法一三・令三三法六一・一部改正）

7 令和三年法律第六一号で、次の項は令和五年四月一日に削られる。
* 令和三年法律第六一号で、次の項は令和五年四月一日に削られる。
防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める物品の提供を実施することができる。

一 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三十七号） 対応措置としての物品の提供
二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一号） 補給支援活動としての物品の提供
（平一八法二一八・追加、平一〇法一・一部改正）

8 令和三年法律第六一号で、次の項は令和五年四月一日に削られる。
* 令和三年法律第六一号で、次の項は令和五年四月一日に削られる。
防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法 部隊等による対応措置としての役務の提供
二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法 部隊等による補給支援活動としての役務の提供
（平一八法二一八・追加、平一九法八〇・平一〇法一・一部改正）

9 令和三年法律第六一号で、次の項は令和五年四月一日に削られる。
* 令和三年法律第六一号で、次の項は令和五年四月一日に削られる。
次の各号に掲げる活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

一 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員、当該職務に従事する内閣府本府の職員又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者

二 前項第二号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者

(平一八法一八・追加、平二〇法一一部改正)

10 航空法附則第六条及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第六条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第四項及び第六項の規定は、自衛隊の使用する航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者については、適用しない。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

7 航空法附則第六条及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第六条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第四項及び第六項の規定は、自衛隊の使用する航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者については、適用しない。

* 令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一項が加わる。

8 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第四十四条の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同

表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十二年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年	六十九年

* 令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一項が加わる。

9 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下「令和三年国家公務員法等改正法」という。）第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員に対する第四十四条の六第二項ただし書の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十五年を超え七十年を超えない範囲内で政令で定める年齢	年齢六十六年
------------------------	-----------------------------	--------

第一章 基本法令（自衛隊法）

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	七十年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	七十年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	七十年	六十九年

*令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一項が加わる。

10 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員に対する第四十四条の六第二項の規定の適用については、附則第八項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十三年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十三年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年

令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年
--------------------------	------	------

*令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一項が加わる。

11 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員に対する第四十四条の六第二項の規定の適用については、附則第八項の規定にかかわらず、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは、「六十年を超え六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超え七十年を超えない範囲内で政令で定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。

*令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一項が加わる。

12 令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における前項に規定する隊員に対する第四十四条の六第二項の規定の適用については、附則第八項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	、六十一年を超え六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢	六十七年
------------------------	-------------------------------	------

令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	え六十五年を超えない範囲内で政令で定める年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	え六十五年を超えない範囲内で政令で定める年	六十九年

*令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一項が加わる。

13 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第六十五条の二第二項第一号イ及びハの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号イ及びハ中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十二年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

第一章 基本法令（自衛隊法）

*令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一項が加わる。

14 任命権者は、当分の間、隊員（臨時的に任用された隊員その他の法律により任期を定めて任用された隊員及び非常勤の隊員並びに令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員及び同項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員その他政令で定める隊員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（同条第二項第二号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員にあつては同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員にあつては同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に隊員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない隊員として政令で定める隊員にあつては、政令で定める期間）において、当該隊員に対し、政令で定めるところにより、令和三年国家公務員法等改正法による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる防衛省職員給与法附則第五項から第十一項まで及び第十六項の規定による年齢六十年に達した日後における最初の四月一日以後の当該隊員の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第十二項から第十五項までの規定による当該隊員が年齢六十年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該

第一章 基本法令（自衛隊法）

隊員が当該退職をした日に第四十四条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該隊員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

11 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

15 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（昭三・法七八・旧第十二項繰下、昭三・法九九・旧第十四項繰下、昭三・法一六四・旧第十六項繰上、平九法九八・旧第十五項繰下、平一法一〇二・旧第十六項繰下、平二法一一三・旧第十七項繰下、平二五法一三七・旧第十九項繰下、平一八法二一八・旧第二十一項繰上）

15 この附則に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

19 この附則に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

（昭三・法七八・旧第二十六項繰下、昭三・法九九・旧第二十八項繰下、昭三・法一六四・旧第三十項繰上、昭三七法一三三・一部改正、平九法九八・旧第二十九項繰下、平一法一〇二・旧第三十項繰下、平一三法一一三・旧第三十一項繰下、平一五法一三七・旧第三十三項繰下、平一八法一一八・旧第三十五項繰上）

附則（昭和三〇年八月一日法律第一〇七号）

1 この法律は、公布の日から起算して七月をこえない範囲内において各規定について政令で定める日から施行する。ただし、自衛隊法第三十六条、第四十条及び第四十五条第一項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（昭和三〇年政令第二六号で第二十四条の改正規定は昭和三〇年一月一日から、第十条の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定並びに第十三条、第十四条及び第二十條の改正規定、第二十條の次に二條を加える改正規定第二十一條の改正規定別表第一の改正規定並びに別表第二の次に別表第二を加える改正規定は同年二月一日から、第二十八條及び第二十九條の改正規定並びに附則第二項の規定は昭和三十一年一月六日から施行）

2 改正後の自衛隊法第三十六条の規定は、昭和三十一年三月三十一日までの間に任用された同法同条第一項に規定する海士長等及び空士長等については、適用がないものとし、これらの者の停年については、なお従前の例による。

附則（昭和三〇年八月二〇日法律第一七一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和三十二年四月二〇日法律第七八号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条第一項及び第十二条の二第二項並びに別表第一及び別表第三の改正規定は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和三十二年政令第三〇一号で、第十条第一項及び第十二条の二第二項並びに別表第三の改正規定は昭和三十二年二月一日から、別表第三の改正規定は昭和三十二年一月一日からそれぞれ施行)

附則 (昭和三十二年五月一〇日法律第九九号)

この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十五条の改正規定、第十七条の次に一条を加える改正規定並びに第十八条、第二十二條及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。

(昭和三十二年政令第二〇八号で、昭和三十二年八月一日から施行。ただし、別表第三の改正規定中、第二航空司令部の所在地に係る部分は昭和三十二年九月二日から、第三航空団に係る部分は昭和三十二年二月一日から、第四航空団に係る部分は昭和三十二年一月一六日からそれぞれ施行)

附則 (昭和三十二年六月一日法律第一五五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

第一章 基本法令 (自衛隊法)

附則 (昭和三十二年六月一日法律第一五九号) 抄
1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月一〇日法律第六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月二四日法律第七八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月二三日法律第一六四号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十条及び第二十条の四の改正規定、第二十条の三第二項を改め、同条を第二十条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定、第二十条の二を改め、同条の次に一条を加える改正規定、第二十一条、第二十六条第三項、第二十七条第三項及び第二十八条の改正規定並びに別表第一及び別表第三の改正規定は、各規定につき、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和三十三年政令第一六五号で別表第一の改正規定は、昭和三十三年六月一日から施行)

(昭和三十三年政令第三三六号で自衛隊法第二十条及び第二十条の四の改正規定(管制教育団に係る部分を除く。)、同法第二十条の三第三項を改め、

同条を同法第二十条の四とする改正規定、同法第二十条の二を改め、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条の改正規定(管制教育団及び管制教育団司令部に係る部分を除く。)、同法第二十六条第三項、第二十二

第一章 基本法令（自衛隊法）

七条第三項及び第二十八条の改正規定並びに同法別表第三の改正規定（輸送航空団及び輸送航空団司令部並びに管制教育団及び管制教育団司令部に係る部分を除く。）は、昭和三十三年八月一日から施行）

（昭和三十三年政令第二七五号で自衛隊法第二十條及び第二十條の四の改正規定（管制教育団に係る部分に限る。）、同法第二十條の五を加える改正規定、同法第二十一條の改正規定（管制教育団及び管制教育団司令部に係る部分に限る。）並びに同法別表第三の改正規定（輸送航空団及び輸送航空団司令部並びに管制教育団及び管制教育団司令部に係る部分に限る。）は、昭和三十三年一月一日から施行）

附則（昭和三十四年四月一日法律第八六号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（昭和三十四年政令第三〇五号で昭和三十四年九月三〇日から施行）

附則（昭和三十四年四月一日法律第一三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

（昭和三十四年政令第一六二号で昭和三十四年七月一〇日から施行）

附則（昭和三十四年五月二二日法律第一六二号）

この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十五條第一項及び第二十七條第一項の改正規定並びに別表第三の改正規定（飛行教育集団及び第五航空団並びに飛行教育集団司令部及び第五航空団司令部

に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（昭和三十四年政令第一七号で昭和三十四年六月一日から施行。別表第三の改正規定中第五航空団及び第五航空団司令部に係る部分は昭和三十四年二月一日から施行、第十條第一項及び第二項、第十二條第一項、第十二條の第二項、第二十六條第二項、第二十七條第二項並びに第二十九條第三項の改正規定並びに別表第一の改正規定中方面隊及び方面總監部に係る部分は昭和三十五年一月一日から施行）

附則（昭和三十五年三月三一日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附則（昭和三十五年六月二三日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

（効力発生の日：昭和三十五年六月三日）

附則（昭和三十五年七月一日法律第一一五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年八月二日法律第一四〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和三十五年政令第一七一号で昭和三十六年二月一日から施行）

附則 (昭和三十六年六月二日法律第二二六号) 抄

1 この法律中第十五条第一項及び第十八条の改正規定(「練習隊群」を「練習艦隊」に改める部分に限る。)、第十五条第三項の改正規定(「警戒隊」を削る部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「練習隊群」を「練習艦隊」に、「練習隊群司令部」を「練習艦隊司令部」に改める部分に限る。)、第十六条の改正規定、第十七条の二の改正規定(「練習隊群」を「練習艦隊」に、「練習隊群司令」を「練習艦隊司令官」に改める部分に限る。)、第二十条の二から第二十条の五まで、第二十二條、第二十六条第三項及び第二十七条第三項の改正規定、第二十八条の改正規定(「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改める部分に限る。)、第三十三条及び第六十六条の改正規定、第百条の二の次に一条を加える改正規定並びに第百一条、第百十六條の三及び別表第二の改正規定は公布の日から施行し、その他の部分は公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、この法律による改正後の自衛隊法(以下「新法」という。)別表第一中第四師団、第六師団、第七師団、第八師団及び第九師団に係る部分は、この法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日(以下「指定日」という。)までの間は、適用しない。

(昭和三十六年政令第二五七号で第二十条の改正規定、第二十条の七を改め、同条を第二十条の八とし、第二十条の六を第二十条の七とし、第二十条の五の次に一条を加える改正規定、第二十一条、第二十四条及び第二十

第一章 基本法令 (自衛隊法)

六条の改正規定、第二十六条の次に一条を加える改正規定並びに別表第三の改正規定は昭和三十六年七月一日から、別表第一中「宮城県宮城郡多賀城町」を「東根市」に改める規定は同年八月一日から、第十五条の改正規定(「練習隊群」を「練習艦隊」に改め、「警戒隊」を削り、「練習隊群司令部」を「練習艦隊司令部」に改める部分を除く。)、第十六条の次に一条を加える改正規定、第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の次に一条を加える改正規定及び第十八条の改正規定(「練習隊群」を「練習艦隊」に改める部分を除く。)は同年九月一日から、第十条及び第十二条の改正規定、第十二条の二を削る改正規定、第十三条及び第十四条の改正規定、第二十八条の改正規定(「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改める部分を除く。)、別表第一の改正規定並びに附則第一項ただし書及び附則第二項から附則第四項までの規定は昭和三十七年一月一日から施行(ただし書の政令で定める日)昭和三十七年政令第三号で昭和三十七年八月四日)

附則 (昭和三十七年五月八日法律第一〇九号)

1 この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。ただし、第三条中災害救助法第三十六条の改正規定は、公布の日から施行し、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。

(施行の日)昭和三十七年七月一日

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和三十七年五月一日法律第一三二号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第一条中「左の」を「次の」に、「の外」を「のほか」に改める改正規定、防衛庁設置法第一条の改正規定、同法第五条の改正規定（各号列記以外の部分を改める部分に限る。）、同法第七条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）及び同法第三十条の改正規定並びに第二条中「の外」を「のほか」に改める等の改正規定、自衛隊法第六十六条第二項、第七十一条第四項、第八十八条第二項、第九十条第一項、第九十二条第一項、第百五条第一項及び別表第一の改正規定並びに別表第三第七航空団の項の改正規定は、公布の日から施行し、第二条中自衛隊法第四十八条の次に一條を加える改正規定は、第一条中防衛施設庁の設置に係る規定の施行の日（以下「防衛施設庁の設置の日」という。）において行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）がすでに施行されている場合にあつては防衛施設庁の設置の日から、防衛施設庁の設置の日において同法がまだ施行されていない場合にあつては同法の施行の日から施行する。

（昭和三十七年政令第三五三号で第六十一条第一項の改正規定及び防衛庁設置法等の一部を改正する法律附則第四項の規定は昭和三十七年九月一日から、同法第二条中自衛隊法第二十条の改正規定、同法第二十條の七を削るら、同法第二十一条第一項、第二十四条及び第二十五条の改正規定、同法改正規定、同法第二十条の八を改め、同条を第二十条の七とする改正規定、同法第二十一条第一項、第二十四条及び第二十五条の改正規定、同法第二十七條の次に一條を加える改正規定並びに同法第二十八條及び別表第

三の改正規定（管制教育団に係る部分に限る。）は、昭和三十七年一月一日から施行）

（昭和三十七年政令第四〇六号で第一条第一項及び第五項、第五条第一項、第三十一条、第四十条及び第四十四条第四項の改正規定は、昭和三十七年一月一日から施行）

附則（昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。
- 6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟

で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等につい

ても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和三十九年六月二九日法律第一一八号）抄

第一章 基本法令（自衛隊法）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則

（昭和三十九年二月二八日法律第一八五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則

（昭和四〇年四月一五日法律第四七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則

（昭和四一年五月二〇日法律第七五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の運輸省設置法第八十三条の規定及び次項の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

附則

（昭和四二年七月一〇日法律第五三号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二章第四節に係る改正規定及び附則第四項から第六項までの規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則

（昭和四二年七月一五日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則

（昭和四二年七月二八日法律第八九号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則

（昭和四二年八月二日法律第一三二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

（昭和四二年政令第三六二号で昭和四三年二月一日から施行）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附則

（昭和四四年七月二九日法律第六七号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則

（昭和四五年五月二五日法律第九七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（衛視等の期間を有する准陸尉等の退職共済年金等の受給資格に関する特例）

第二条 警察監獄職員（国家公務員共済組合法の長期給付に関する

施行法（昭和三十三年法律第二百一十九号。以下「施行法」という。）第二条第四号の二に規定する警察監獄職員をいう。以下同じ。）である恩給更新組合員（施行法第二十三条第一項に規定する恩給更新組合員をいう。）又は当該恩給更新組合員であつた者のうち、この法律の施行の際現に一等陸曹、一等海曹又は一等空

曹以下の自衛官（以下「一等陸曹等」という。）として在職している者が、引き続き陸曹長、海曹長若しくは空曹長である自衛官（以下「陸曹長等」という。）となり、かつ、陸曹長等からその者の意思によることなく引き続き准陸尉、准海尉若しくは准空尉である自衛官（以下「准陸尉等」という。）となり（防衛庁設置法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十三号。以下「昭和五十五年法律第九十三号」という。）の施行の日前に一等陸曹長からその者の意思によることなく引き続き准陸尉等となつた場合（以下「施行前准陸尉等昇任の場合」という。）を含む。）、当該准陸尉等として退職した場合又は当該准陸尉等からその者の意思によることなく引き続き三等陸尉、三等海尉若しくは三等空尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」という。）となり、当該幹部自衛官として退職した場合において、その者の昭和三十四年十月一日前の警察在職年（施行法第二条第十二号に規定する警察在職年をいう。以下同じ。）が八年以上である者にあつてはその者の衛視等（同条第三号に規定する衛視等をいう。以下同じ。）であつた期間が一年以上、その者の同日前の警察在職年が四年以上八年未満である者にあつてはその者の衛視等であつた期間が六年以上、その者の同日前の警察在職年が四年未満である者にあつてはその者の衛視等であつた期間が八年以上であり、かつ、衛視等であつた期間の年月数と准陸尉等であつた期間及び幹部自衛官であつた期間の年月数とを合算した年月数が十五年（当該衛視等であつた期間の年月数と准陸尉等であつた期間及び幹部

第一章 基本法令（自衛隊法）

自衛官であつた期間の年月数とを合算した年月数のうち昭和五十五年一月一日前の期間が十二年未満である者にあつては、十六年以上であるときは、その者を施行法第二十五条各号に掲げる者に該当するものとみなして同条の規定を適用する。

2 施行法第二十六条の規定は、前項の規定の適用を受ける者について準用する。

（昭五四法七二・昭五五法九三・昭五七法六六・昭五八法八二・昭六〇法一〇五・平八法八一一部改正）

附 則（昭和四七年六月八日法律第五七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和四七年政令第二五四号で昭和四七年一月一日から施行）

附 則（昭和四八年一月二日法律第一二三号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和四八年政令第三七六号で昭和四九年一月一日から施行）

附 則（昭和四八年一月二日法律第一二六号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中防衛庁設置法第十四条の二の改正規定、同法第三十一条の改正規定（防衛医科大学校に係る部分に限る。）、同法第三十三条の次に二条を加える改正規定及び同法第三十八条の改正規定並びに第二条中自

第一章 基本法令（自衛隊法）

衛隊法第三十三條及び第四十八條第一項の改正規定、同法第六十四條の次に一條を加える改正規定並びに同法第九十八條の次に一條を加える改正規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から、第二條中自衛隊法第二十二條の改正規定、同法第二十二條の七の一部を改め、同條を同法第二十二條の八とし、同法第二十二條の六を同法第二十二條の七とし、同法第二十二條の五を同法第二十二條の六とし、同法第二十二條の四の次に一條を加える改正規定、同法第二十一條第一項の改正規定及び同法別表第三の改正規定（南西航空混成団に係る部分に限る。）は、昭和四十八年七月一日から施行する。

（昭和四十八年政令第三四八号で昭和四十八年二月二七日から施行

附則（昭和五〇年七月一〇日法律第五八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（昭和五二年二月二七日法律第九七号）

この法律中、第一條の規定は公布の日から、第二條の規定は昭和五十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

（昭和五十三年政令第一号で昭和五十三年三月二二日から施行

附則（昭和五十三年六月一五日法律第七三号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。

（昭和五十三年政令第三八四号で昭和五十三年二月一四日から施行

附則（昭和五十三年七月五日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五四年二月二八日法律第七二号）抄

（施行期日等）

第一條 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附則（昭和五十五年五月六日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（効力を生ずる日）昭和五十七年七月一八日

附則（昭和五五年一月二九日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條の規定（自衛隊法第三十二條及び第六十六條の改正規定を除く。）は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和五六年政令第八号で昭和五六年一月一〇日から施行

附則（昭和五六年六月一日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただ

し、次条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備)

第二条 この法律による改正後の自衛隊法（以下「新法」という。）の規定による隊員（自衛官を除く。以下同じ。）の定年に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、長官は、任命権者の行う準備に関し必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに新法第四十四条の二第二項に規定する定年に達している隊員（同条第三項に規定する隊員を除く。）は、施行日に退職する。

第四条 新法第四十四条の三の規定は、前条の規定により隊員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、新法第四十四条の三第一項中「同項」とあるのは「自衛隊法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十八号。以下「昭和五十六年法律第七十八号」という。）附則第三条」と、同条中「当該隊員に係る定年退職日」とあるのは「昭和五十六年法律第七十八号の施行の日」と読み替えるものとする。

第五条 新法第四十四条の四の規定は、附則第三条の規定により隊員が退職した場合又は前条において準用する新法第四十四条の三の規定により隊員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、新法第四十四条の四第三項中「その者に係る定年退職日」とあるのは、「その者が年齢六十年（退職した時に

第四十四条の二第二項各号に掲げる隊員であつた者にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日」と読み替えるものとする。

附則

(昭和五十七年五月一日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

(昭和五十七年政令第三四号で昭和五十七年一〇月一日から施行)
(昭和五十七年七月一六日法律第六六号)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則

(昭和五十八年二月二日法律第七四号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則

(昭和五十八年二月二日法律第七八号)

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則

(昭和五十八年二月三日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一章 基本法令（自衛隊法）

一八四

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 （昭和五十九年二月二五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要事項は、政令で定める。

附 則 （昭和六〇年二月二日法律第九九号） 抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年二月二七日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六一年二月四日法律第九三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要事項は、政令で定める。

附 則 （昭和六一年二月一九日法律第一〇〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六二年二月二五日法律第一〇七号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年一月一日法律第八六号）

この法律のうち、第一条の規定及び第二条中自衛隊法第六十六条第二項の改正規定は公布の日から、第二条の規定（自衛隊法第六十六条第二項の改正規定を除く。）は公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成元年政令第一〇号で平成元年三月一六日から施行）

附 則 （平成元年二月一九日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二年政令第二二二号で平成二年二月一日から施行）

附 則 （平成二年六月一九日法律第三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二年政令第三六号で平成二年八月二五日から施行）

附 則 （平成二年六月二三日法律第三六号） 抄

（施行期日等）

1 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 （平成四年六月一九日法律第七九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成四年政令第二六七号で平成四年八月一日から施行)

附 則 (平成四年六月一九日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年二月一八日法律第一〇二号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年六月一六日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成七年政令第二八号で平成七年九月一日から施行)

附 則 (平成七年二月八日法律第一三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中災害対策基本法第四十八条、第五十三条、第六十条、第六十三条から第六十五条まで、第七十六条の三、第八十二条及び第八十四条の改正規定、同法第一百三条の改正規定(「五万円」を「三十万円」に改める部分に限る。)、同法第一百四十四条の改正規定、同法第一百五十五条の改正規定(「三万円」を「二十万円」に改める部分に限る。)、並びに同法第一百六十六条の改正規定、第二条中大規模地震対策特別措置法第二十六条の改正規定、同法第三十六条の改正規定(「二十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。)、同法第三十七条の改正規定、同法第三十八条の改正規定(「十万円」を

第一章 基本法令 (自衛隊法)

「二十万円」に改める部分に限る。)及び同法第三十九条の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成八年政令第九号で平成八年一月二五日から施行)

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年六月一九日法律第八六号)

この法律は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

(効力発生の日〓平成八年一〇月二日)

附 則 (平成九年五月九日法律第四三三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(平成九年政令第三六号で平成一〇年三月二六日から施行)

附 則 (平成九年六月二〇日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二年政令第六四号で平成二年七月一日から施行)

附 則 (平成一〇年四月二四日法律第四三三号) 抄

第一章 基本法令（自衛隊法）

一八六

（施行期日）

1 この法律は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成二年政令第二十九号で平成二年三月二十九日から施行）

一 第一条中防衛庁設置法第二十八条の三に一項を加える改正規定、第二条中自衛隊法第三十六条の次に三条を加える改正規定並びに同法第四十四条の三及び第百条の二の改正規定並びに第三条、次項及び附則第三項の規定 公布の日

二 第二条中自衛隊法第二十四条第二項、第二十六条及び第二十七条の三の改正規定並びに同法第二十八条の改正規定（「地方総監」を「自衛艦隊司令官、地方総監」に改める部分に限る。） 平成十年十二月三十一日までの間において政令で定める日

（平成一〇年政令第三六五号で平成一〇年二月八日から施行）

附則

（平成一一年五月二八日法律第六〇号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二年政令第二五二号で平成二年八月五日から施行）

附則

（平成一一年五月二八日法律第六一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則

（平成一一年七月一六日法律第八七号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十六条、第七十七条、第一百三十三條及び第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十号

この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三号において同じ。）

の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていぬものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項についてその手続がされていぬものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第一章 基本法令（自衛隊法）

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一号

施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての

同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第六十三号

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四号

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二十五号

新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号

第一章 基本法令（自衛隊法）

一八八

法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日）平成十三年一月六日

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年七月三〇日法律第一一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成十一年八月四日法律第一一九号）

この法律は、平成十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

（平成十二年政令第二六号で平成十二年三月二十八日から施行）

附則（平成十一年八月一三日法律第一二三号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日

二 第一条中自衛隊法第四十六条の改正規定（同条第二項後段に係る部分を除く。）及び附則第五条第一項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成十二年政令第二八四号で平成十二年一〇月一日から施行）

三 第一条中自衛隊法目次の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第八章中第一百七七条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百八条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（平成十二年政令第三四二号で平成十二年七月一日から施行）

（実施のための準備）

第二条 第一条の規定による改正後の自衛隊法（附則第四条から第六条までの規定において「新自衛隊法」という。）第四十四条の四、第四十四条の五及び第四十五条の二の規定の円滑な実施を確

保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、長官は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

(旧法再任用隊員に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である隊員(次項において「旧法再任用隊員」という。)に係る任用(任期の更新を除く。)及び退職手当については、なお従前の例による。

2 旧法再任用隊員に対する第二条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律第五条第一項、第八条第一項及び第二項、第十条第一項及び第三項、第二十二條の二第五項、別表第一並びに別表第二の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第七条の規定の適用については、旧法再任用隊員は、自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用された隊員でないものとみなす。

(任期の末日に関する特例)

第四条 次の表の上欄に掲げる期間における新自衛隊法第四十四条の四第三項(新自衛隊法第四十四条の五第二項において準用する場合を含む。)及び第四十五条の二第三項の規定の適用については、新自衛隊法第四十四条の四第三項及び第四十五条の二第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ

ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年

(懲戒処分に関する経過措置)

第五条 新自衛隊法第四十六条第二項前段の規定は、同項前段に規定する退職が附則第一条第二号の政令で定める日以後である隊員について適用する。この場合において、同日前に同項前段に規定する先の退職がある隊員については、当該先の退職の前の隊員としての在職期間は、同項前段に規定する要請に応じた退職前の在職期間には含まれないものとする。

2 新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定は、同項後段の第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となった日が施行日以後である隊員について適用する。この場合において、附則第一条第二号の政令で定める日前に同項前段に規定する退職又は先の退職がある隊員については、同日前のこれらの退職の前の隊

第一章 基本法令（自衛隊法）

一九〇

員としての在職期間は、同項後段の第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となった日までの引き続く隊員としての在職期間には含まれないものとする。

（承認の処分国会に対する報告に関する経過措置）

第六条 新自衛隊法第六十二条第五項の規定は、第一条中自衛隊法第六十二条の改正の規定の施行の日以後に防衛庁長官が行った新自衛隊法第六十二条第三項の承認の処分（新自衛隊法第六十二条第一項の規定に係るものを除く。）について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第七条 第一条中自衛隊法第六十二条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十一年八月二三日法律第一三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十一年二月八日法律第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十一年二月一七日法律第一五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成十二年政令第一九四号で平成十二年六月一六日から施行）

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百二条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してさ

れた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第一千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第一千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(自衛隊法の適用に関する経過措置)

第一章 基本法令 (自衛隊法)

第一千三百十一条 改革関係法等の施行前の自衛隊法第六十二条第二

項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた従前の防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものは、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の自衛隊法第六十二条第二項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものとみなして、同法の規定を適用する。

(政令への委任)

第一千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第一千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則

(平成十一年二月三日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定公布の日

第一章 基本法令（自衛隊法）

一九二

附 則

（平成二十一年二月三日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（平成二十二年五月二日法律第五八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

（平成二十三年政令第二五号で平成二十三年三月二七日から施行）

附 則

（平成二十二年二月六日法律第一四五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二十三年政令第四〇号で平成二十三年三月一日から施行）

附 則

（平成二十三年四月二五日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二十三年政令第二八号で平成二十三年一〇月一日から施行）

附 則

（平成二十三年六月八日法律第四〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法第三十六条の四第一項の改正規定、同条を同法第三十六条の八とする改正規定、同法第三十六条の三を同法第三十六条の七とする改正規定、同法第三十六条の二の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同条を同法第三十六条の六とし、同条の前に見出しを付する改正規定及び同法第三十六条の次に四条を加える改正規定並びに第三条（防衛庁の職員の給与等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第二十四条の四及び第二十四条の五の改正規定、同条を同法第二十四条の六とする改正規定、同法第二十四条の四の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十八条の三の改正規定に係る部分を除く。）、第四条及び附則第三項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（平成二十三年政令第四二七号で平成二十四年三月二七日から施行）

附 則

（平成二十三年六月二日法律六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成二十三年政令第三四四号で平成二十三年二月一日から施行）

（政令への委任）

第二十一条 附則第六条から第十三条までに定めるもののほか、こ

の法律の施行に關して必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一三年七月四日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成一三年政令第三八〇号で平成一四年四月一日から施行）

附則（平成一三年一月二日法律第一一三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年一月二日法律第一一五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章の章名の改正規定、第七章中第九十六条の次に一条を加える改正規定、第二百二十二条を第二百二十三条とし、第二百二十一条の次に一条を加える改正規定及び別表第三の次に一表を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一四年政令第二一〇号で平成一四年一月一日から施行）

附則（平成一四年五月七日法律第三六号）

この法律は、平成十五年三月三十一日までの間において政令で定

第一章 基本法令（自衛隊法）

める日から施行する。

（平成一五年政令第五六号で平成一五年三月一七日から施行）

附則（平成一四年六月七日法律第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一四年政令第三四四号で平成一五年六月一日から施行）

附則（平成一四年七月三十一日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成一五年政令第五三四号で平成一七年四月一日から施行）

一 第一条及び第三条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第四条、第六条、第七条及び第二十八条から第二十九条の二までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（平成一五年政令第二二二号で平成一五年七月三〇日から施行）

二 附則第二条第二項、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規定 公布の日

（平一五法八〇・一部改正）

（処分等の効力）

第三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当

第一章 基本法令（自衛隊法）

一九四

該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日）平成一五年四月二日

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一五年四月二五日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年五月一日法律第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

（平成一六年政令第六四号で平成一六年三月二九日から施行）

附則（平成一五年六月二三日法律第八〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法本則に三条を加える改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（平成一五年八月一日法律第一三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年五月二二日法律第四一号）

この法律は、平成十七年三月三十一日までの間において政令で定

める日から施行する。

(平成一七年政令第四三三号で平成一七年三月二八日から施行)

附 則 (平成一六年五月一九日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 **第二条** (電波法第九十九条の十一第一項第一号の改正規定を除く。)並びに附則第六条及び第八条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(平成一七年政令第一五八号で平成一七年五月一六日から施行)

附 則 (平成一六年六月二日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第一九一号で平成一七年六月一日から施行)

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第三一一号で平成一七年四月一日から施行)

第一章 基本法令 (自衛隊法)

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第三九五号で平成一六年二月一七日から施行)

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(施行の日〓平成一六年二月一七日)

(規定する日〓平成一七年六月一日)

(平一六法一一二・二部改正)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

第一章 基本法令（自衛隊法）

附則（平成一六年六月一八日法律第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一六年政令第二七四号で平成一六年九月一七日から施行）

附則（平成一六年六月一八日法律第一二三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。

（効力発生の日〓平成一六年七月一九日）

附則（平成一六年六月一八日法律第一二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一六年政令第三九一号で平成一六年二月一七日から施行）

附則（平成一六年六月一八日法律第一二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（効力を生ずる日〓平成一七年二月一八日）

附則（平成一六年六月一八日法律第一二八号）抄

この法律は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。

（効力発生の日〓平成一六年七月一九日）

附則（平成一七年五月二日法律第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一八年政令第六九号で平成一八年四月一日から施行）

附則（平成一七年七月二九日法律第八八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法別表第三の改正規定及び第三条中防衛庁の職員の給与等に関する法律附則第五項を削り、同法附則第六項を同法附則第五項とする改正規定並びに次条から附則第八条まで及び附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

（平成一八年政令第四〇号で平成一八年三月七日から施行）

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成一七年一〇月二日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成一九年一月二日

(罰則に関する経過措置)

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

第一章 基本法令 (自衛隊法)

よる。

附則 (平成一八年三月三十一日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条、第十条(国土交通省設置法第十五条の改正規定を除く。)、第十一条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日

附則 (平成一八年五月一九日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第二七五号で平成一八年一〇月一日から施行)

附則 (平成一八年五月三十一日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成一八年政令第二四二号で平成一八年七月二日から施行)

一 第一条中防衛省設置法第六条の改正規定並びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同法第十二条の二の次に一条を加える

第一章 基本法令（自衛隊法）

一九八

改正規定、同法第十四条を削り、同法第三章第一節第十三条を第十四条とし、同条の前に一条を加える改正規定、同法第七十五条の二第二項の改正規定及び同法別表第一の改正規定 平成十九年三月三十一日までの間において政令で定める日

（平成一九年政令第五〇号で平成一九年三月二十八日から施行）

二 第二条中自衛隊法第一百五十五条の七、第一百九条第一項第四号及び別表第三の改正規定 公布の日

（平一八法二八・一部改正）

附 則

（平成一九年五月三二日法律第四六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一八年政令第三四九号で平成一九年一月三〇日から施行）

附 則

（平成一九年六月一四日法律第六九号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二二年政令第一号で平成二二年六月一日から施行）

附 則

（平成一九年二月三日法律第一一八号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一九年政令第一号で平成一九年一月九日から施行）

（処分等に関する経過措置）

第四条

この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定により次の各号に掲げる従前の

国の機関（以下「旧機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定に基づいて当該各号に定める国の機関（以下「新機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 内閣総理大臣（当該処分又は行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣総理大臣の権限とされる場合を除く。）又はその委任を受けた者 防衛大臣又はその委任を受けた者

二 防衛庁長官又は防衛庁に置かれる部局若しくは機関の長 防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

三 防衛庁に置かれる部局又は機関 防衛省に置かれる部局又は機関

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して提出その他の手続をしなければならぬこととされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関の長に対してその手続を

しなければならぬこととされた事項について、その手続がされていなくてもみなして、当該相当規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定(従前の防衛庁の所掌事務に係るものに限る。)により発せられた内閣府令(中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)第千三百四条第一項の規定により内閣府令としての効力を有するものとされた総理府令を含む。)は、この法律の施行後は、新法令の相当規定(防衛省の所掌事務に係るものに限る。)に基づいて発せられた相当の防衛省令としての効力を有するものとする。

(自衛隊法の適用に関する経過措置)

第六条 第二条の規定による改正前の自衛隊法第六十二条第二項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた従前の防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものは、この法律の施行後は、第二条の規定による改正後の自衛隊法第六十二条第二項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた防衛省本省又は防衛施設庁と密接な関係にあるものとみなして、同条の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一章 基本法令(自衛隊法)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年六月八日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法目次の改正規定、同法第十条第五項及び第十五条第六項の改正規定、同法第三章第四節を同章第五節とし、同章第三節の次に一節を加える改正規定並びに同法第七十五条の二第二項及び別表第一の改正規定は、平成二十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第二六九号で、本文に係る部分は、平成一九年九月一日から施行)

(平成二〇年政令第五四号で、ただし書に係る部分は、平成二〇年三月二

第一章 基本法令（自衛隊法）

六日から施行）

（処分等に関する経過措置）

第三条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む）

以下「旧法令」という。）の規定により次の各号に掲げる従前の国の機関（以下「旧機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定に基づいて当該各号に定める国の機関（以下「新機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 一 防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる部局若しくは機関の長 防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長
- 二 防衛施設庁に置かれる部局又は機関 防衛省に置かれる部局又は機関

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して提出その他の手続をしなければならぬこととされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないこととされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（自衛隊法の適用に関する経過措置）

第四条 第二条の規定による改正前の自衛隊法第六十二条第二項に

規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた従前の防衛施設庁と密接な関係にあるものは、この法律の施行後は、第二条の規定による改正後の自衛隊法第六十二条第二項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものとみなして、同条の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二〇年一月一六日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年四月一八日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月三日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二〇年政令第三三六号で平成二〇年一月四日から施行)

附 則 (平成二〇年六月一日法律第七五号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年六月三日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二二年政令第二六四号で平成二二年三月二六日から施行)

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成二二年政令第一八八号で平成二二年八月一日から施行)

イ 略

ロ 第三条中自衛隊法第二条の改正規定、同法第四十四条の四

第一項第五号の改正規定、同法第四十五条に一項を加える改正規定、同法第四十五条の二の改正規定及び同法第七十五条の二第二項の改正規定

ハ 略

第一章 基本法令 (自衛隊法)

二 附則第三条、第十条及び第十一条の規定

二 次に掲げる規定 平成二二年四月一日

イ 第三条中自衛隊法第三十三条の改正規定(「その他」を

「生徒その他」に改める部分に限る。)、同法第四十八条(見出しを含む。)、第五十条及び第五十条の二の改正規定並びに同法第五十八条第二項の改正規定(「及び学生」を「学生及び生徒」に改める部分に限る。)

三 次に掲げる規定 平成二二年七月一日

イ 第三条中自衛隊法第二十九条第一項の改正規定、同法第三

十三條の改正規定(前号イに掲げる改正規定を除く。)、同法第三十六条(見出しを含む。の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。)、同法第五十八条第二項の改正規定(前号イに掲げる改正規定を除く。))及び同法第九十七条の改正規定

四 第三条中自衛隊法第三十二条の改正規定(「陸曹長」を「陸

曹長」に改める部分を除く。)及び同法第三十六条第一項の改正規定並びに第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定 平成二二年十月一日

(陸上自衛隊の学校に係る経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の自衛隊法第二十五条第五項の

学校は、当分の間、この法律の施行の日前に三等陸士として採用され、かつ、この法律の施行の際現に隊員の職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を受けている一等

第一章 基本法令（自衛隊法）

陸士、二等陸士又は三等陸士に対し、当該教育訓練を行うことができる。

（自衛官候補生に係る準備行為）

第三条 自衛官候補生の募集の実施に必要な告示その他の準備行為は、附則第一条第三号イに掲げる規定の施行の日前においても、行うことができる。

（三等陸士の廃止に伴う経過措置）

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に附則第二条の規定により教育訓練を受けている三等陸士の階級及び俸給については、第三条の規定による改正後の自衛隊法第三十二条第一項の規定及び第五条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二年六月三日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二年政令第二号で平成三年四月一日から施行）

附則（平成二年六月二日法律第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二年六月二日法律第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第五項及び第七項、第三章、第十七条（第一号に係る部分に限る。）並びに第十八条（第一号に係る部分に限る。）並びに附則第五条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二年政令第一五六号で、本文に係る部分は、平成二年六月二日）

日から施行）

（平成三年政令第一五七号で、ただし書に係る部分は、平成三年六月）

一日から施行）

附則（平成二年二月三日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成三年政令第一八〇号で平成三年六月三〇日から施行）

附則（平成三年六月二日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日)平成二十三年八月三〇日

附 則 (平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第二十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童

福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三、第一百五、(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百七、第一百八、第一百五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百八条(近畿圏の保

全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第二百二十条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第二百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第三十九条の三、第六四十一条の二及び第六四十二条の改正規定に限る。）、第二百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第二百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第三百十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第四十条及び第九十九条の二の改正規定に限る。）、第六百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第四百四十五条、第四百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第四百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第九十一条、第九十二条、第九十七、七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第五百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限

る。）、第五百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条の改正規定を除く。）、第五百五十七条、第五百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項二号イ」を「第二項一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第六十九条、第七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第七十四条、第七十八条、第八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十

六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第二百一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定、平成二十四年四月一日

（平三法七〇・平三法二二・一部改正）

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第九十条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の自衛隊法第一百五十五条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する旧都市緑地法第十四条第八項の規定により同条第一項の許可の権限を有する者に対して行った通知で、前条の規定による改正後の自衛隊法第一百五十五条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する新都市緑地法第十四条第八項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、同項の規定により当該市長に対して行った通知とみなす。

第一章 基本法令（自衛隊法）

附則（平成三年二月四日法律第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定、公布の日

附則（平成三年二月四日法律第一二四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成三年二月二七日

附則（平成二年九月二日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成五年政令第九号で平成五年三月一日から施行）

附則（平成四年一月二六日法律第一〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成五年政令第三号で平成五年三月一日から施行）

一 第一条中自衛隊法第百条の六の改正規定、公布の日

第一章 基本法令（自衛隊法）

二 略

三 第一条中自衛隊法第三十三条の改正規定、同法第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定及び同法第十九条第一項の改正規定、第二条の規定並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定（一の教育訓練又は同法第十六条第一項を「又は第十六条第一項（第三号を除く。）」に改める部分に限る。）並びに次条の規定 平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日

（平成二十五年政令第一二二号で平成二十六年四月一日から施行）

四 略

五 第一条中自衛隊法第百条の七の次に二条を加える改正規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日

（効力発生の日 平成二十五年二月三日）

（平二五法七七・一部改正）

附 則

（平成二十五年五月一六日法律第一五号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

（平成二十五年六月二二日法律第三五号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条（河川法

目次の改正規定（第十五条）を「第十五条の二」に改める部分に限る。）、同法第十五条の改正規定、同法第二章第一節同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条（見出しを含む。）、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条の改正規定、同法第四十一条（見出しを含む。）、同法第七十五条の改正規定（同条第二項第三号中「洪水」の下に「津波」を加える部分を除く。）、同法第七十六条から第七十九条まで及び第八十七条の改正規定、同法第八十八条（見出しを含む。）、同法第九十条及び第九十五条の改正規定、同法第百条の三第一項第一号の改正規定（「第十五条」の下に「第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る。）並びに同法第百二条及び第百五条の改正規定に限る。）並びに附則第三条、第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の項第一号イの改正規定中「第十五条」の下に「第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る。）、第八条、第九条及び第十一条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二十五年政令第三三三号で、ただし書に係る部分は、平成二十五年二一

月二日から施行)

(平二五法五三・一部改正)

附 則 (平成二五年六月二二日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第九条の規定 この法律の公布の日又は水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)の公布の日のいずれか遅い日

(この法律の公布の日) 平成二五年六月二二日

附 則 (平成二五年一月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第二八号で平成二六年一月二五日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第一百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

第一章 基本法令 (自衛隊法)

る。

(平二五法一〇三・旧第百条繰下)

附 則 (平成二五年一月二三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(この法律の公布の日) 平成二五年二月二三日

附 則 (平成二五年一月二三日法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第三三五号で平成二六年二月一〇日から施行)

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法(以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。)第九十六条の二第一項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情

二〇七

報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第九十六条の二第二項第一号の規定により付した標記又は同項第二号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第三条第二項第一号の規定によりした表示又は同項第二号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第四条第一項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。旧自衛隊法第二百二十二条第一項に規定する防衛秘密を取り扱うことを業務とする者であつて施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものが、その業務により知得した当該防衛秘密に関し、施行日以後にした行為についても、同様とする。

（政令への委任）

第八条 附則第二条、第三条、第五条及び第六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（平成二六年四月一八日法律第三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成二六年政令第一九〇号で平成二六年五月三〇日から施行）

一 次条及び附則第三十九条から第四十二条までの規定 公布の日

二 略

三 第一条（国家公務員法第六十六条の八第一項の改正規定、同法第六十六条の十第三号の改正規定及び同法第六十六条の十四第五項の改正規定に限る。）、第三条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条の改正規定（同条第四項中「第六項」を「次項」に改める部分、同条第五項を削る部分及び同条第六項を同条第五項とする部分に限る。）に限る。）及び第十七条並びに附則第八条、第十二条及び第十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二七年政令第三二二号で平成二七年一〇月一日から施行）

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 施行日から附則第一条第二号に定める日の前日までの間は、第十六条の規定による改正後の自衛隊法（以下この条において「新自衛隊法」という。）第三十一条及び第三十一条の六の規定の適用については、新自衛隊法第三十一条第二項中「合格した試験の種類及び課程対象者（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者をいう。以下この項及び第三十一条の六第一項において同じ。）であるか否か又は課程対象者であつたか否か」とあるのは「及び合格した試験の種類」と、同条第三項中「国家公務員法」とあるのは「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）」と、新自

衛隊法第三十一条の六第一項中、「課程対象者である隊員その他」とあるのは「その他」とする。

2 施行日から起算して三年を経過する日（以下この項において「三年経過日」という。）までの間は、自衛隊法第三十一条から第三十一条の三まで、第三十七条及び第六十九条の規定の適用については、同法第三十一条第三項中「この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）とあるのは「人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）又はその他の能力の実証」と、同法第三十一条の二、第三十一条の三第二項及び第三項、第三十七条第一項及び第二項並びに第六十九条第一項中「人事評価」とあるのは「人事評価又はその他の能力の実証」とし、附則第一条第二号に定める日から三年経過日までの間は、新国家公務員法第六十一条の九の規定の適用については、同条第二項第一号中「規定する人事評価」とあるのは「規定する人事評価（自衛隊員にあつては、同項に規定する人事評価又はその他の能力の実証）」とする。

3 施行日から附則第三条第二項の政令で定める日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職（以下この項において単に「幹部職」という。）に任用される者並びに同号に規定する幹部隊員であつて幹部職以外の官職に任用される者、

退職する者及び免職される者について、新自衛隊法第三十一条の三及び第三十一条の四の規定は適用せず、新自衛隊法第三十七条第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「昇任）は、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き」とあるのは「昇任）は」と、同条第二項中「降任させる場合（隊員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「については、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き」とあるのは「については」とする。

（平二七法三九・一部改正）

第八条 防衛大臣がした第十七条の規定による改正前の自衛隊法第六十二条第三項の承認の処分（同条第二項の規定に係るものに限る。）に関する同条第五項に規定する事項であつて、同項の規定による報告が行われていないものについては、なお従前の例による。

2 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百八号）第二条の規定による改正前の自衛隊法第二条第五項に規定する隊員（次項において「防衛庁に係る隊員」という。）であつた者であつて、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日前に防衛庁を離職したものは、離職の際同法第二条の規定による改正後の自衛隊法第二条第五項に規定する隊員であつたものとみなして、自衛隊法第三十一条第四項及び第五項並びに第五章第五節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

3 防衛庁に係る隊員であつた者に対する自衛隊法第五章第五節の

規定の適用については、同法第六十五条の四第二項中「職又は」とあるのは「職若しくは」と、「職であつて政令で定めるもの」とあるのは「職であつて政令で定めるもの又は防衛庁に置かれていた部の部長若しくは課の課長の職若しくはこれらに準ずる職であつて政令で定めるもの」と、「隊員又は」とあるのは「隊員若しくは」と、「者として政令で定めるもの」とあるのは「者として政令で定めるもの又は当該職に就いていたときに在職していた防衛庁局等組織（防衛庁に置かれていた官房又は局、施設等機関その他これらに準ずる部局又は機関として政令で定めるものをいう。）の所掌していた事務を所掌する局等組織に属する隊員若しくはこれに類する者として政令で定めるもの」と、同条第三項中「職又は」とあるのは「職若しくは」と、「職であつて政令で定めるもの」とあるのは「職であつて政令で定めるもの又は防衛庁の事務次官若しくは内部部局に置かれていた局長の職若しくはこれらに準ずる職であつて政令で定めるもの」と、同条第四項中「防衛省において」とあるのは「防衛省若しくは防衛庁において」と、「防衛省による」とあるのは「防衛省若しくは防衛庁による」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（平一七法三九・一部改正）

（処分等の効力）

第十条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、

この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。）の相当の規定によつてしたものとみなす。

（命令の効力）

第十一条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

（罰則に関する経過措置）

第十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前にした第十七条の規定による改正前の自衛隊法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置）

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（検討）

第四十二条

政府は、平成二十八年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

附則

(平成二六年六月一三日法律第六五号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二六年政令第二六二号で平成二六年七月二五日から施行。ただし、

- 法第一条中防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第六条、第十条第一項、第十一條及び第二十二條第六号の改正規定並びに法第三十條中自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二十条第二項、第二十五条第一項、第七十五条の二第二項及び別表第三の改正規定は、平成二六年八月一日から施行)

一及び二 略

三 第三十條中自衛隊法第三十條の二第一項第六号の改正規定 この法律の施行の日又は国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日のいずれか遅い日
(この法律の施行の日)平成二六年七月二五日

第一章 基本法令 (自衛隊法)

附則

(平成二六年六月一三日法律第六七号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日)平成二七年四月一日

一 附則第十四條第二項、第十八條及び第三十條の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附則（平成二十六年六月二三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成二十八年四月二日

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合に

あつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十七年六月一〇日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十七年政令第四四三号で平成二十八年四月二日から施行)

附 則 (平成二十七年六月一七日法律第三九号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに第三条中自衛隊法第二十条第四項、第二十条の八第二項、第七十五条の二第二項及び別表第三の改正規定は、平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(平成二十七年政令第三三三号で、本文に係る部分は、平成二十七年一〇月一日から施行)

(平成二十八年政令第三号で、ただし書に係る部分は、平成二十八年三月二日から施行。ただし、第三条中自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二十条第四項、第二十条の八第二項及び別表第三の改正規定は、平成二十八年一月三二日から施行)

附 則

(平成二十七年九月二一日法律第六六号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年九月二一日法律第六七号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一章 基本法令 (自衛隊法)

(平成二十七年政令第三七一号で平成二十七年二月一〇日から施行)
(平成二十七年九月三〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十八年政令第八三号で平成二十八年三月二九日から施行)

附 則

(平成二十八年五月二〇日法律第四四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二二日法律第二六号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二十九年政令第一五五号で平成二十九年六月一五日から施行)

一 附則第二十五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年六月二日法律第四二号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

第一章 基本法令（自衛隊法）

当該各号に定める日から施行する。

（平成三〇年政令第二号で平成三〇年三月二十七日から施行）

一 第二条中自衛隊法第百六条の三を第百六条の四とし、第百六条の二の次に一条を加える改正規定 公布の日

二 第二条中自衛隊法第二十条の改正規定、同法第二十条の七を削る改正規定、同法第二十条の八第二項の改正規定、同条を同法第二十条の七とする改正規定、同法第二十条の九の改正規定、同条を同法第二十条の八とする改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定、同法第七十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十五条の八及び別表第三の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二九年政令第一六四号で平成二九年七月一日から施行。ただし、第

二条中自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十三条の次に一条

を加える改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定は、平成二九年九月

一日から施行）

三 第二条中自衛隊法第百九条から第百十一条までの改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二九年政令第一七四号で平成二九年一月三〇日から施行）

四 第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定並びに同法第百条の九の次に二条を加える改正規定並びに第三条の規定 日本国の自衛隊とグレートブリテン

及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日

（効力発生の日〓平成二九年八月一八日）

五 第二条中自衛隊法第百条の八の改正規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日

（効力発生の日〓平成二九年九月六日）

（罰則に関する経過措置）

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

（平成三〇年四月二十三日法律第一七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則

（平成三〇年四月二〇日法律第一七号）

（施行期日）

1 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成三〇年政令第二六八号で、ただし書に係る部分は、平成三〇年一〇

月一日から施行）

(予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給に関する経過措置)

2 第二条の規定による改正後の自衛隊法(以下この項において「新法」という。)第七十三条の三(新法第七十五条の人において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、第二条の規定の施行の日以後に自衛隊法第七十条第一項各号若しくは第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令又は同法第七十一条第一項若しくは第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令を受け、新法第七十三条の三第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった予備自衛官(自衛隊法第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となっている者を含む。)又は即応予備自衛官(自衛隊法第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となっている者を含む。)である者の使用者について適用する。

(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成三〇年六月二七日法律第六七号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和元年政令第二十九号で令和元年六月二五日から施行)

第一章 基本法令(自衛隊法)

附 則

(平成三〇年二月七日法律第八九号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成三二年政令第四五号で平成三二年四月二日から施行)

附 則

(平成三二年四月二六日法律第一九号)

(施行期日)

1 この法律は、平成三十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和二年政令第三六号で令和二年三月二六日から施行)

一 第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定並びに同法第百条の十一の次に二条を加える改正規定並びに第四条の規定 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の効力発生の日

(効力発生の日)令和元年七月一八日

二 第三条及び第五条並びに次項の規定 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の効力発生の日

(効力発生の日)令和元年六月二六日

(調整規定)

二二五

2 前項第二号に掲げる規定の施行の日が同項第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第二条のうち、自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定中「英国」とあるのは「フランス」と、同法第百条の十一の次に二条を加える改正規定中「第百条の十一」とあるのは「第百条の十三」と、「第百条の十二」とあるのは「第百条の十四」と、「第百条の十三」とあるのは「第百条の十五」と、第三条のうち、同法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定中「カナダ」とあるのは「英国」と、同法第百条の十三の次に二条を加える改正規定中「第百条の十三」とあるのは「第百条の十一」と、「第百条の十四」とあるのは「第百条の十二」と、「第百条の十五」とあるのは「第百条の十三」と、第四条のうち国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三十三条第一項の改正規定中「英国」とあるのは「フランス」と、第五条のうち同項の改正規定中「カナダ」とあるのは「英国」とする。

附 則

（令和元年五月二四日法律第一〇号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則

（令和元年六月一四日法律第三七号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める

日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百条、第一百七七条（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第百十一条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、第百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条

この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。

以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条

政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であ

ることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を別途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中航空法の目次の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第九十九条に一項を加える改正規定、同法第九十九条の二を削る改正規定、同法第百四条第一項の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同法第百三十二条の二の改正規定、同法第百三十二条の三の改正規定、同法第百三十四条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百四十五条の二第二号の改正規定、同法第百五十条第十号の改正規定、同法第百五十七条第一項第五号の次に一号を加える改正規定、同法第百五十七条の四（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第百五十七条の五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百五十七条の三の次に見出し及び一条を加える改正規定、同法第百五十九号第二号の改正規定、同法第百六十条の改正規定（同条第一号中「第百九条第四項」を「第二十条第四項若しくは第百四条第四項の規定、第百九条第四項」

第一章 基本法令（自衛隊法）

に改める部分に限る。）並びに同法第六十一条の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第四条、第八条、第十一条及び第十五条から第十七条までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和元年七月二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和二年政令第三九号で令和二年四月一日から施行)

一 略

二 第二条の規定、第四条（覚せい剤取締法第九条第一項第二号の改正規定に限る。）の規定及び第六条の規定並びに次条、附則第五条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十六条及び第二十条の規定、附則第二十二条（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の五第二項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第二十三条、第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和二年政令第三九号で令和三年八月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によ

りなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和二年六月二十四日法律第六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和三年政令第二六号で令和四年六月二〇日から施行）

- 一 第一条中航空法第百四十三条及び第百四十四条から第百四十五条の二までの改正規定、同法第百四十五条の三の改正規定、同法第百四十六条の改正規定、同法第百四十七条の改正規定、同法第百四十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、同法第百四十八条の二の改正規定、同法第百五十条の改正規定、同法第百五十五条の改正規定、同法第百五十六条の改正規定、同法第百五十七条の改正規定、同法第百五十七条の二の改正規定、同法第百五十七条の三の改正規定、同法第百五十七条の六の改正規定（した）の下に「ときは、その違反行為をした」を加える部分に限る。）、同法第百五十七条の五の改正規定（該当する）の下に「ときは、その違反行為をした」を加える部分及び同条各号に係る部分（「者」を「とき」に改める部分に限る。）並びに同法第百五十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに第二条の規定並びに次条並び

に附則第五条、第八条（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十五条の四の改正規定に限る。）及び第十四条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

- 二 第一条中航空法第三十九条第一項の改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十七条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十七条の三第一項の改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第五十五条の二第二項の改正規定、同法第三百二十二条の改正規定、同法第三百二十二条の二の改正規定、同法第三百二十二条の三の改正規定、同法第三百三十二条第二十号及び第二十一号の改正規定、同法第百四十八条第四号の改正規定（「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める部分に限る。）、同法第百五十七条の五の改正規定（同法第五号中「第三百三十二条の二十号」を「第三百三十二条の二第一項第十号」に改める部分、同条第四号中「第三百三十二条の第九号」を「第三百三十二条の二第一項第九号」に改める部分、同条第三号中「第三百三十二条の二第四号」を「第三百三十二条の二第一項第四号」に改める部分、同条第二号中「第三百三十二条の二第二号」を「第三百三十二条の二第一項第二号」に改める部分及び同条第一号中「第三百三十二条」を「第三百三十二条第一項」に改める部分に限る。）、同法第百五十七条の四の改正規定（「第三百二十二条の二第一号」を「第三百三十二条の二第一項第一号」に改める部分に限る。）並びに同法第百五十八条第一号の改正規定（「第四十七條第二項」を「第四十七條第三項」に改める部分

に限る。)並びに附則第四条、第六条第一項、第八条(自衛隊法第七十条第一項中「第三百三十二条の二第五号」を「第三百三十二条の二第一項第五号」に改める改正規定に限る。)、第十一条及び第十二条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日)

(令和二年政令第二二号で令和二年九月三日から施行)

附 則 (令和三年四月二八日法律第三号)

この法律は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

(効力発生の日(令和三年七月一日))

附 則 (令和三年五月二日法律第四三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月二八日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 第五条の規定並びに附則第十九条の規定並びに附則第二十一

第一章 基本法令 (自衛隊法)

条中沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号) 第一百条第三項及び同項の表の改正規定(令和五年四月一日)

七 第三条中医療法第三十五条第一項第二号の改正規定(「第一条第二号若しくは」を「第十一条第一項第二号若しくは」に改める部分に限る。)及び第六条の規定(医師法第十六条の十一第一項の改正規定を除く。)並びに附則第十一条、第二十条及び第二十七条の規定(令和七年四月一日)

附 則 (令和三年六月一日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中国国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備等)

第二条

6 第八条の規定による改正後の自衛隊法(以下「新自衛隊法」という。)の規定による隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下同じ。)の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者(同法第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者をいう。以下この項及び次項並びに附則第八条から第十一条までにおいて同じ。)は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行

うものとし、防衛大臣は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

7 任命権者は、施行日の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する隊員（当該隊員が占める官職に係る第八条の規定による改正前の自衛隊法（以下「旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項に規定する定年が年齢六十年である隊員に限る。）に対し、新自衛隊法附則第十四項の規定の例により、同項に規定する給与に関する特例措置及び退職手当に関する特例措置その他の当該隊員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 新自衛隊法第四十一条の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十年以上退職者（次項において「新自衛隊法による年齢六十年以上退職者」という。）及び同条第一項に規定する国家公務員法による年齢六十年以上退職者（次項において「新国家公務員法による年齢六十年以上退職者」という。）について適用する。

2 任命権者は、附則第三条第二項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年相当年齢（新自衛隊法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職であつて同項

に規定する指定職（次条第一項及び附則第十一条第三項において「指定職」という。）以外のもの（附則第十一条第二項を除き、以下「短時間勤務の官職」という。）を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第十条第二項において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職（基準日における新自衛隊法定年相当年齢が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の官職その他の政令で定める短時間勤務の官職（以下この項において「新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職」という。）に、基準日の前日までに新自衛隊法による年齢六十年以上退職者又は新国家公務員法による年齢六十一年以上退職者となつた者（基準日前から新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者及び基準日前から新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している者（当該政令で定める短時間勤務の官職にあつては、政令で定める者）を、新自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用することができず、新自衛隊法原則定年相当年

において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の第二項に規定する定年）を超える官職（基準日における新自衛隊法定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新自衛隊法第四十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している隊員のうち、基準日の前日において同日における当該官職に係る新自衛隊法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の第二項に規定する定年）に達している隊員（当該政令で定める官職にあっては、政令で定める隊員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

9 第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（附則第十二条第五項及び第十三条において「新防衛省職員給与法」という。）附則第五項から第十一項まで及び第十六項の規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している隊員には適用しない。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常

時勤務を要する官職（指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第十一条第四項において同じ。）に係る旧自衛隊法第四十四条の第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあっては、政令で定める年齢）に達している者を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができ

る。

一 施行日前に旧自衛隊法第四十四条の第二項の規定により退職した者

二 旧自衛隊法第四十四条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日前に旧自衛隊法の規定により退職した者（前二号及び第五号から第七号までに掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

四 施行日前に旧国家公務員法の規定により退職した者（旧国家公務員法第八十一条の三第一項又は第二項及び附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務した後退職した者を含む。）のうち、前三号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

五 施行日前に自衛隊法第四十五条第一項の規定により退職した者

六 施行日前に自衛隊法第四十五条第二項の規定による政令で定

める定年に達した者であつて、同条第三項又は第四項の規定により勤務した後退職した者

七 施行日以前に自衛隊法第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した者のうち勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずるものとして政令で定める者

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職に係る新自衛隊法定年に達している者を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一 施行日以後に新自衛隊法第四十四条の六第一項の規定により退職した者

二 施行日以後に新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したところにより退職した者

四 施行日以後に新自衛隊法の規定により退職した者（前三号及び第六号から第八号までに掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

五 施行日以後に新国家公務員法の規定により退職した者のうち、前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

六 施行日以後に自衛隊法第四十五条第一項の規定により退職した者

七 施行日以後に自衛隊法第四十五条第二項の規定による政令で定める定年に達した者であつて、同条第三項又は第四項の規定により勤務した後退職した者

八 施行日以後に自衛隊法第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した者のうち勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずるものとして政令で定める者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

第十條 任命権者は、新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る旧自衛隊法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあつては、政令

で定める年齢）をいう。）に達している者を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

- 2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している者（新自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により当該短時間勤務の官職に採用することができずる者を除く。）を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

- 3 前二項の規定により採用された隊員の任期については、前条第三項の規定を準用する。

第十一条 施行日前に旧自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された隊員（以下この項及び次項において「旧自衛隊法再任用隊員」という。）のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する官職を占める隊員は、施行日に、附則第九条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる隊員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧自衛隊法再任用

隊員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 2 旧自衛隊法再任用隊員のうち、この法律の施行の際現に旧自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる隊員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧自衛隊法再任用隊員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 任命権者は、暫定再任用隊員を指定職に昇任し、又は転任することができない。

- 4 任命権者は、附則第九条第一項又は前条第一項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあつては、政令で定める年齢）に達した隊員以外の隊員及び附則第九条第二項又は前条第二項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年に達した隊員以外の隊員を、当該常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 5 前二条の規定が適用される場合における新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務隊員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務隊員、国家公務員法等の一部を改正する法律

(令和三年法律第六十一号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。) 附則第九条第一項又は第十条第一項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る旧自衛隊法定年相当年齢(短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項に規定する定年(令和三年国家公務員法等改正法の施行の日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあつては、政令で定める年齢)をいう。)に達している隊員及び令和三年国家公務員法等改正法附則第九条第二項又は第十条第二項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る新自衛隊法定年相当年齢(短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。)に達している隊員」とする。

6 任命権者は、附則第六条第六項に規定する基準日(以下この項において「基準日」という。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年(新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年(短時間勤務の官職にあつては、当該短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でそ

の職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における同項に規定する定年)をいう。以下この項において同じ。)が基準日の前日における新自衛隊法定年を超える官職及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職(以下この項において「新自衛隊法定年引上げ官職」という。)に、附則第九条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達している者(当該政令で定める官職にあつては、政令で定める者)を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新自衛隊法定年引上げ官職に、附則第九条第二項又は前条第二項の規定により採用された隊員のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達している隊員(当該政令で定める官職にあつては、政令で定める隊員)を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該隊員は当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定を適用する。

7 暫定再任用隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定を適用する。この場合に

において、同項後段中「年齢六十一年以上退職者」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）

附則第九条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで若しくは第二項第一号、第二号、第四号若しくは第六号から第八号までに掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十一年以上退職者」と、ウ）又は「とあるのは」ウ）又は令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定によりかつ採用されて隊員として在職していた期間、令和三年国家公務員法等改正法附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定によりかつ採用されて令和三年国家公務員法等改正法附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員として在職していた期間若しくは」とする。

8 平成十一年十月一日前に新自衛隊法第四十六条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用隊員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務隊員とみなして同条第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続き隊員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の隊員としての在職期間を含まないものとする。

9 退職時に特定地方警務官であつた者については、前二条の規定は、適用しない。

第十二条 暫定再任用隊員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用

隊員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務隊員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給月額は、当該暫定再任用隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用隊員の属する職務の級に応じた額とする。

2 新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の二週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務隊員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務隊員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再

任用短時間勤務隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務隊員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する新一般職給与法第十二条第二項及び第十六条第二項の規定を適用する。

5 新寒冷地手当法の規定並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項、第十二条及び第十四条（初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）に係る部分に限る。）並びに新防衛省職員給与法第五条第一項の規定は、暫定再任用隊員には適用しない。

6 暫定再任用隊員に対する新退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項」とする。

7 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、新育児休業法第二十七条第一項において準用する新育

児休業法第二十六条第一項並びに自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める勤務時間及び休暇の規定を適用する。

8 前三条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用隊員の任用その他暫定再任用隊員に関し必要な事項は、政令で定める。

（令三法六二・一部改正）

（その他の経過措置の政令等への委任）

第十五条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（検討）

第十六条 政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高齢者の雇用の状況その他の事情並びに人事院における検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法若しくは新自衛隊法に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等若しくは定年前再任用短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務隊員に関連する制度又は新検察庁法に規定する年齢が六十三年に達した検察官の任用に関連する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一条の二第二項、第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二条又は旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院にお

第一章 基本法令（自衛隊法）

いてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和十三年三月三十一日までに所要の措置を順次講ずるものとする。

3 政府は、前項の人事院における検討のためには、職員的能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和三年六月一日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和三年六月一日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第二条及び第三条並びに附則第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十一条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律（令和三法律七五）抄

（趣旨）

第一条 この法律は、我が国が強制労働の廃止に関する条約（第百五号）を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則に関する規定に係る関係法律の整備について定めるものとする。

附則（令和三年六月一六日法律第七五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（令和四年四月二〇日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び次条の規定 公布の日

附則（令和四年五月二〇日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十一条の規定及び附則第七条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則

(令和四年六月一〇日法律第六二号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(令和四年六月一七日法律第六八号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則

(令和四年二月一八日法律第八七号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一章 基本法令（自衛隊法）

別表第一（第十四条関係）

（昭三六法二二六・全改、昭三七法一三二・昭三九法一八五・昭四八法二一六・昭五二法九七・平一〇法四三・平一二法五八・平一五法三二・平一七法八八・平一八法四五・平一九法八〇・平二二法四四・一部改正）

方面隊、師団及び旅団の名称	方面隊、師団及び旅団の名称		所在地
	方面隊、師団	方面隊、師団司令部及び旅団司令部	
北部方面隊	北部方面隊	北部方面隊司令部	札幌市
東北方面隊	東北方面隊	東北方面隊司令部	仙台市
東部方面隊	東部方面隊	東部方面隊司令部	東京都
中部方面隊	中部方面隊	中部方面隊司令部	伊丹市
西部方面隊	西部方面隊	西部方面隊司令部	熊本市
第一師団	第一師団	第一師団司令部	東京都
第二師団	第二師団	第二師団司令部	旭川市
第三師団	第三師団	第三師団司令部	伊丹市
第四師団	第四師団	第四師団司令部	春日市
第五旅団	第五旅団	第五旅団司令部	帯広市
第六師団	第六師団	第六師団司令部	東根市
第七師団	第七師団	第七師団司令部	千歳市
第八師団	第八師団	第八師団司令部	熊本市

第九師団	第九師団司令部	青森市
第十師団	第十師団司令部	名古屋市
第十一旅団	第十一旅団司令部	札幌市
第十二旅団	第十二旅団司令部	群馬県北群馬郡榛東村
第十三旅団	第十三旅団司令部	広島県安芸郡海田町
第十四旅団	第十四旅団司令部	善通寺市
第十五旅団	第十五旅団司令部	那覇市

別表第二（第十九条関係）（昭三六法二二六・昭五二法九七・一部改正）

地方隊の名称	地方隊の名称	
	名称	所在地
横須賀地方隊	横須賀地方総監部	横須賀市
舞鶴地方隊	舞鶴地方総監部	舞鶴市
大湊地方隊	大湊地方総監部	むつ市
佐世保地方隊	佐世保地方総監部	佐世保市
呉地方隊	呉地方総監部	呉市

第一章 基本法令（自衛隊法）

別表第三（第二十一条関係）（昭三三法一六四・全改、昭三四法一六二・

昭三六法二二六・昭三七法二二一・昭三九法一八五・昭四二法八九・昭四
 八法一一六・昭五二法九七・昭六一法一〇〇・昭六三法八六・平一七法八
 八・平一八法四五・平二六法六五・平二七法三九・平二九法四二・二部改
 正

航空総隊等の名	航空総隊司令部等	
	名称	所在地
航空総隊	航空総隊司令部	東京都
航空支援集団	航空支援集団司令部	東京都
航空教育集団	航空教育集団司令部	浜松市
航空開発実験集 団	航空開発実験集団司 令部	東京都
北部航空方面隊	北部航空方面隊司令 部	三沢市
中部航空方面隊	中部航空方面隊司令 部	狭山市
西部航空方面隊	西部航空方面隊司令 部	春日市
南西航空方面隊	南西航空方面隊司令 部	那覇市
第一航空団	第一航空団司令部	浜松市

第二航空団	第二航空団司令部	千歳市
第三航空団	第三航空団司令部	三沢市
第四航空団	第四航空団司令部	東松島市
第五航空団	第五航空団司令部	宮崎県児湯郡新富町
第六航空団	第六航空団司令部	小松市
第七航空団	第七航空団司令部	小美玉市
第八航空団	第八航空団司令部	福岡県築上郡築上町
第九航空団	第九航空団司令部	那覇市

○海上保安庁法（抄）

〔昭和二十三年四月二十七日〕
〔法律 第二十八号〕

最終改正 令和四年六月二十七日法律第六八号

（未施行）

海上保安庁法をここに公布する。

海上保安庁法

第一章 組織

第一条 海上において、人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、国土交通大臣の管理する外局として海上保安庁を置く。

② 河川の口にある港と河川との境界は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条の規定に基づく政令で定めるところによる。

（昭二七法九七・昭四〇法八〇・平二法一〇二・一部改正）

第二条 海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事

第一章 基本法（海上保安庁法）

項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

② 従来運輸大臣官房、運輸省海運総局の長官官房、海運局、船舶局及び船員局、海難審判所の理事官、灯台局、水路部並びにその他の行政機関の所掌に属する事務で前項の事務に該当するものは、海上保安庁の所掌に移るものとする。

（昭二五法一九八・昭二七法二七八・昭四五法一三六・昭四七法二一五・

昭五八法七八・平二法一〇二・平一六法三六・平二四法七一・一部改

正）

第四条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならぬ。

② 海上保安庁の船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を附し、国旗及び海上保安庁の旗を掲げなければならぬ。

③ 海上保安庁の航空機は、番号及び他の航空機と明らかに識別し得るような標識を附さなければならない。

（昭二五政三二八・昭二七法九七・一部改正）

第五条 海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法令の海上における励行に関すること。

- 二 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に關すること。
- 三 遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に關する制度に關すること。
- 四 海難の調査（運輸安全委員会及び海難審判所の行うものを除く。）に關すること。
- 五 船舶交通の障害の除去に關すること。
- 六 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するもの監督に關すること。
- 七 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に關すること。
- 八 航法及び船舶交通に關する信号に關すること。
- 九 港則に關すること。
- 十 船舶交通がふくそうする海域における船舶交通の安全の確保に關すること。
- 十一 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に關する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。）及び海上災害の防止に關すること。
- 十二 海上における船舶の航行の秩序の維持に關すること。
- 十三 沿岸水域における巡視警戒に關すること。
- 十四 海上における暴動及び騒乱の鎮圧に關すること。
- 十五 海上における犯罪の予防及び鎮圧に關すること。
- 十六 海上における犯人の捜査及び逮捕に關すること。
- 十七 留置業務に關すること。
- 十八 國際捜査共助に關すること。
- 十九 警察庁及び都道府県警察（以下「警察行政庁」という。）、税関、檢疫所その他の關係行政庁との間における協力、共助及び連絡に關すること。
- 二十 國際緊急援助隊の派遣に關する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく國際緊急援助活動に關すること。
- 二十一 水路の測量及び海象の観測に關すること。
- 二十二 水路図誌及び航空図誌の調製及び供給に關すること。
- 二十三 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に關すること。
- 二十四 灯台その他の航路標識の建設、保守、運用及び用品に關すること。
- 二十五 灯台その他の航路標識の附屬の設備による氣象の観測及びその通報に關すること。
- 二十六 海上保安庁以外の者で灯台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に關すること。
- 二十七 所掌事務に係る國際協力に關すること。
- 二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に關する研修を行うこと。
- 二十九 所掌事務を遂行するために使用する船舶及び航空機の建造、維持及び運用に關すること。

三十 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関すること。

三十一 前各号に掲げるもののほか、第二条第一項に規定する事務

(昭五八法七八・全改、昭六二法九三・平二法一〇二・平一六法三六・

平一八法五八・平一〇法二六・平一四法七一・一部改正)

第十条 海上保安庁の長は、海上保安庁長官とする。

② 海上保安庁長官は、国土交通大臣の指揮監督を受け、庁務を統理し、所部の職員を指揮監督する。ただし、国土交通大臣以外の大官の所管に属する事務については、各々その大臣の指揮監督を受ける。

(昭三〇法一〇・昭五八法七八・平二法一〇二・一部改正)

第十四条 海上保安庁に海上保安官及び海上保安官補を置く。

② 海上保安官及び海上保安官補の階級は、政令でこれを定める。

③ 海上保安官は、上官の命を受け、第二条第一項に規定する事務を掌る。

④ 海上保安官補は、海上保安官の職務を助ける。

(昭二四法一五八・全改、昭二五政二八・昭二七法九七・昭二七法一七

八・一部改正)

第十五条 海上保安官がこの法律の定めるところにより法令の施行

に関する事務を行う場合には、その権限については、当該海上保安官は、各々の法令の施行に関する事務を所管する行政官庁の当該官吏とみなされ、当該法令の施行に関する事務に関し行政官庁

第一章 基本法 (海上保安庁法)

の制定する規則の適用を受けるものとする。

第十六条 海上保安官は、第五条第二号に掲げる職務を行うため若しくは犯人を逮捕するに当たり、又は非常事変に際し、必要があるときは、付近にある人及び船舶に対し、協力を求めることができる。

(昭二五法一九八・全改、昭五八法七八・一部改正)

第十七条 海上保安官は、その職務を行うため必要があるときは、

船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者に対し、法令により船舶に備え置くべき書類の提出を命じ、船舶の同一性、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷の性質又は積荷の有無その他船舶、積荷及び航海に関し重要と認める事項を確かめるため船舶の進行を停止させて立入検査をし、又は乗組員及び旅客並びに船舶の所有者若しくは賃借人又は用船者その他海上の安全及び治安の確保を図るため重要と認める事項について知つていと認められる者に対しその職務を行うために必要な質問をすることができる。

② 海上保安官は、前項の規定により立入検査をし、又は質問するときは、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。

③ 海上保安官の服制は、国土交通省令で定める。

(昭二七法九七・平八法七五・平二法一〇二・平二四法七一・一部改

正)

第十八条 海上保安官は、海上における犯罪が正に行われようとす

一三三

るのを認めた場合又は天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であつて、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するときは、他の法令に定めのあるもののほか、次に掲げる措置を講ずることができる。

- 一 船舶の進行を開始させ、停止させ、又はその出発を差し止めること。
- 二 航路を変更させ、又は船舶を指定する場所に移動させること。
- 三 乗組員、旅客その他船内にある者（以下「乗組員等」という。）を下船させ、又はその下船を制限し、若しくは禁止すること。
- 四 積荷を陸揚げさせ、又はその陸揚げを制限し、若しくは禁止すること。
- 五 他船又は陸地との交通を制限し、又は禁止すること。
- 六 前各号に掲げる措置のほか、海上における人の生命若しくは身体に対する危険又は財産に対する重大な損害を及ぼすおそれがある行為を制止すること。
- ② 海上保安官は、船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、海上における犯罪が行われることが明らかであると認められる場合その他海上における公共の秩序が著しく乱されるおそれがあると認められる場合であつて、他に適当な手段がないと認められるときは、前項第一号

又は第二号に掲げる措置を講ずることができる。

（平八法七五・平三法二四・一部改正）

第十九条 海上保安官及び海上保安官補は、その職務を行うため、武器を携帯することができる。

（昭二七法九七・一部改正）

第二十条 海上保安官及び海上保安官補の武器の使用については、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三百十六号）第七条の規定を準用する。

② 前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により武器を使用する場合のほか、第十七条第一項の規定に基づき船舶の進行の停止を繰り返し命じても乗組員等がこれに応ぜずなお海上保安官又は海上保安官補の職務の執行に対して抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、海上保安庁長官が当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情及びこれらに関連する情報から合理的に判断して次の各号のすべてに該当する事態であると認めるときは、海上保安官又は海上保安官補は、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。

一 当該船舶が、外国船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的の目的のみに使用されるものを除く。）と見做される船舶であつて、かつ、海洋法に関する国際連合条約第十九条に定めるところによる無害通航でない航行を

我が国の内水又は領海において現に行つてゐると認められること（当該航行に正当な理由がある場合を除く。）。

二 当該航行を放置すればこれが将来において繰り返行われる蓋然性があると認められること。

三 当該航行が我が国の領域内において死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる凶悪な罪（以下「重大凶悪犯罪」という。）を犯すのに必要な準備のため行われているのではないかとの疑いを払拭することができないと認められること。

四 当該船舶の進行を停止させて立入検査をすることにより知り得べき情報に基づいて適確な措置を尽くすのでなければ将来における重大凶悪犯罪の発生を未然に防止することができないと認められること。

（昭二五法一九八・全改、昭二七法九七・昭二九法一六三・平二二法一一

四・一部改正）

第二十五条 この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。

第三章 共助等

（昭二七法九七・旧第三章繰下、昭二七法二七八・旧第四章繰上、平四法七九・改称）

第二十七条 海上保安庁及び警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、連絡を保たなければならず、又、犯罪の予防若しくは鎮圧又

第一章 基本法（海上保安庁法）

は犯人の捜査及び逮捕のため必要があるときは、相互に協議し、且つ、関係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

② 前項の規定による協力を求められた海上保安庁、警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、できるだけその求に応じなければならない。

第二十八条 前条の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政庁の指揮を受けなければならない。

第二十八条の二 海上保安官及び海上保安官補は、本土から遠隔の地にあることその他の理由により警察官が速やかに犯罪に対処することが困難であるものとして海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島において、海上保安庁長官が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該離島における犯罪に対処することができる。

② 警察官職務執行法第二条、第五条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の規定による海上保安官及び海上保安官補の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二条第二項中「警察署、派出所又は駐在所」とあるのは「海上保安庁の施設、船舶又は航空機」と、同条第三項中「警察署、派出所若しくは駐在所」とあるのは「海上保安庁の施設、船舶若しくは航空機」と読み替へるものとする。

（平二四法七一・追加）

第二十八条の三 海上保安庁長官は、国際連合平和維持活動等に対

第一章 基本法令（海上保安庁法）

する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の定めるところにより、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、その船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施させることができる。

（平四法七九・追加、平二四法七一・旧第二十八条の二繰下）

第四章 補則

（昭二七法九七・旧第四章繰下、昭二七法二七八・旧第五章繰上）

第三十一条 海上保安官及び海上保安官補は、海上における犯罪について、海上保安庁長官の定めるところにより、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

② 海上保安官及び海上保安官補は、第二十八条の二第一項に規定する場合において、同項の離島における犯罪について、海上保安庁長官が警察庁長官に協議して定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う。

（昭二四法五八・全改、昭二五政三二八・昭三〇法一〇・平二四法七一・

一部改正）

附 則 抄

第三十四条 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、

その期日は、昭和二十三年五月一日後であつてはならない。

（昭和二十三年政令第九六号で昭和二十三年五月一日から施行）

【参考】

○重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

〔平成十一年五月二十八日〕
法律 第六十号

改正

平成二年二月三日法律第一六〇号
同 二年二月六日同 第一四五号
同 一八年二月三日同 第二八号
同 一九年六月八日同 第八〇号
同 二七年九月三〇日同 第七六号
令和 三年五月一九日同 第三六号

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律をここに公布する。

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 (平二七法七六・改称)

(目的)

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「重要影響事態」という。)に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和

及び安全の確保に資することを目的とする。

(平二七法七六・一部改正)

(重要影響事態への対応の基本原則)

第二条

政府は、重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四百十五号)第二条に規定する船舶検査活動(重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。)その他の重要影響事態に対応するため必要な措置(以下「対応措置」という。)を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらないものであってはならない。

3 後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第七条第六項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。

4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国(国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合)にあつては、当該機関の同意がある場合に限り実施するものとする。

5 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する法律

第一章 基本法令

(参考)重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

6 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

（平二法一四五・平二七法七六・一部改正）

（定義等）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 合衆国軍隊等 重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

二 後方支援活動 合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、我が国が実施するものをいう。

三 搜索救助活動 重要影響事態において行われた戦闘行為によつて遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であつて、我が国が実施するものをいう。

四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条

第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関

2 後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。

3 搜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等の部隊に対して後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

（平二法一六〇・平二七法七六・令三法三六・一部改正）

（基本計画）

第四条 内閣総理大臣は、重要影響事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 前条第二項の後方支援活動

二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方支援活動として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

三 搜索救助活動

四 船舶検査活動

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 重要影響事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響

ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

三 前項第一号又は第二号に掲げる後方支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該後方支援活動に係る基本的事項

ロ 当該後方支援活動の種類及び内容

ハ 当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ 当該後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該後方支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ その他当該後方支援活動の実施に関する重要事項

四 搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該搜索救助活動に係る基本的事項

ロ 当該搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ハ 当該搜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の後方支援

活動の実施に関する重要事項（当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

ニ 当該搜索救助活動又はその実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ その他当該搜索救助活動の実施に関する重要事項

五 船舶検査活動を実施する場合における重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第四条第一項に規定する事項

六 前三号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項

七 第三号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

八 対応措置の実施について地方公共団体その他の国以外の者に対して協力を求め又は協力を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項

九 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

3 前条第二項の後方支援活動又は搜索救助活動若しくはその実施に伴う同条第三項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場

合には、当該外国（第二条第四項に規定する機関がある場合）
については、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるも
のとする。

4 第一項及び前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（平二二法一四五・平二七法七六・一部改正）

（国会の承認）

第五条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方支援
活動、搜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣
は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施する
ことにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必
要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方支援活動、搜
索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方支援活
動、搜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総
理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認
を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速
やかに、当該後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を終
了させなければならない。

（平二二法一四五・平二七法七六・一部改正）

（自衛隊による後方支援活動としての物品及び役務の提供の実
施）

第六条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第

三条第二項の後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を
実施するものとする。

2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の後方支援活動と
しての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これ
について内閣総理大臣の承認を得て、防衛省の機関又は自衛隊の
部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある
役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部
隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後
方支援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」と
いう。）を指定するものとする。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊
等が第三条第二項の後方支援活動を円滑かつ安全に実施すること
が困難であると認める場合又は外国の領域で実施する当該後方支
援活動についての第二条第四項の同意が存在しなくなったと認め
る場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施され
ている活動の中断を命じなければならない。

5 第三条第二項の後方支援活動のうち我が国の領域外におけるも
の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者
は、当該後方支援活動を実施している場所又はその近傍におい
て、戦闘行為が行われるに至つた場合又は付近の状況等に照らし
て戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該後方支援
活動の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回

避しつゝ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 第二項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

（平一八法二一八・平一九法八〇・平二七法七六・一部改正）

（搜索救助活動の実施等）

第七条 防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要がある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。

4 前条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。

5 前条第五項の規定は、我が国の領域外における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する前条第五項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているとき

は、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができる。

7 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

8 前条の規定は、搜索救助活動の実施に伴う第三条第三項後段の後方支援活動について準用する。

（平一八法二一八・平二七法七六・一部改正）

（関係行政機関による対応措置の実施）

第八条 前二条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

（平一八法二一八・一部改正）

（国以外の者による協力等）

第九条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

3 政府は、前二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（国会への報告）

第十条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容

二 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

（武器の使用）

第十一条 第六条第二項（第七条第八項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器（自衛隊が外国の領域で当該後方支援活動又は当該搜索救助活動を実施している場合については、第四条第二項第三号二又は第四号二の規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるとまがらないと

きは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合は、か、人に危害を与えてはならない。

5 第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿营地（宿営のために使用する区域であつて、障碍が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であつて合衆国軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつた場合において、当該宿营地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第三項まで及び次項の規定の適用については、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を

行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿营地（第五項に規定する宿营地をいう。次項及び第三項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する合衆国軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのは「宿营地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第二条第五項に規定する隊員をいう。）とする。

6 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により搜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

（平二七法七六・一部改正）

（政令への委任）

第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則
抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二十一年政令第二五二号で平成二十一年八月二十五日から施行）

第一章 基本法令

（参考―重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律）

二四五

○中央省庁等改革関係法施行法（平成二一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第 三 百 一 条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされて

第一章 基本法令（参考―重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に
関する法律）

二四六

いないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則

（平成二十二年二月二日法律第一六〇号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

附則

（平成二十二年二月六日法律第一四五号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二十三年政令第四〇号で平成二十三年三月一日から施行）

附則

（平成二十八年二月三日法律第一八八号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二十九年政令第一号で平成二十九年一月九日から施行）

附則

（平成二十九年六月八日法律第八〇号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二十九年政令第二六九号で平成二十九年九月一日から施行）

附則

（平成二十七年九月三〇日法律第七六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二十八年政令第八三号で平成二十八年三月二十九日から施行）

附則

（令和三年五月一九日法律第三六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等

の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有する。

するものとする。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一章 基本法令（参考―重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に
関する法律）

別表第一（第三条関係）（平二七法七六・一部改正）

種類	内容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

施設の 利用	らに類する物品及び役務の提供 土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
務 訓練業	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

別表第二（第三条関係）（平二七法七六・一部改正）

種類	内容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

第一章 基本法令（参考―重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に）
 関する法律

【参考】

○重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令

〔平成十一年八月十八日〕
〔政令第二百五十三号〕

改正 平成二年 六月 七日政令第三〇三号

同 一五年 六月 二五日同 第二七七号
同 一九年 一月 四日同 第三号
同 一九年 八月 二〇日同 第二七〇号
同 二〇年 七月 八日同 第三二二号
同 二二年 八月 四日同 第二二七号
同 二四年 九月 一四日同 第三三五号
同 二七年 九月 一八日同 第三二八号
同 二七年 九月 一八日同 第三三四号
同 二八年 三月 二五日同 第三四号
同 三一年 三月 二五日同 第三八号
令和 三年 七月 二日同 第一九五号

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令をここに公布する。

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令 (平二八政八四・改称)

内閣は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)第三条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

- 一 内閣府
- 二 国家公安委員会
- 三 警察庁
- 四 消費者庁
- 五 デジタル庁
- 六 総務省
- 七 消防庁
- 八 法務省
- 九 出入国在留管理庁
- 十 公安調査庁
- 十一 外務省
- 十二 財務省
- 十三 国税庁
- 十四 文部科学省
- 十五 スポーツ庁
- 十六 文化庁
- 十七 厚生労働省

十八 農林水産省

十九 林野庁

二十 水産庁

二十一 経済産業省

二十二 資源エネルギー庁

二十三 国土交通省

二十四 観光庁

二十五 気象庁

二十六 海上保安庁

二十七 環境省

二十八 原子力規制委員会

二十九 防衛省

三十 防衛装備庁

附 則

この政令は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の施行の日（平成十一年八月二十五日）から施行する。

附 則

（平成二二年六月七日政令第三〇三号）

抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則

（平成一五年六月二五日政令第二七七号）

抄

（施行期日）

第一章 基本法令

（参考―重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に
関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令

二五二

第一条 この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則

（平成一九年一月四日政令第三号）

抄

（施行期日）

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附 則

（平成一九年八月二〇日政令第二七〇号）

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

附 則

（平成二〇年七月一八日政令第三一三号）

抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則

（平成二二年八月一四日政令第二二七号）

抄

（施行期日）

1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附 則

（平成二四年九月一四日政令第三三五号）

抄

（施行期日）

第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成十四年九月十九日）から施行する。

附 則

（平成二七年九月一八日政令第三二八号）

抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則

（平成二七年九月一八日政令第三三四号）

抄

（施行期日）

- 1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

附 則

（平成二八年三月二五日政令第八四号）抄

（施行期日）

- 第一条** この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

附 則

（平成三一年三月一五日政令第三八号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則

（令和三年七月二日政令第一九五号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

【参考】

○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

平成十五年六月十三日
法律第七十九号

改正 平成十六年 六月十八日法律第二二号

同 一六年 六月十八日同 第二二号

同 一六年 六月十八日同 第二六号

同 一八年 二月三日同 第二八号

同 二七年 九月二〇日同 第七六号

令和 三年 五月一九日同 第三六号

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律をここに公布する。

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

(平二七法七六・改称)

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための手続等(第九条―第二十条)

第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置(第二十一条―第二十四条)

第一章 基本法令

(参考―武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(平二七法七六・一部改正)

(定義)

第二条 この法律(第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第八号ハ(1)を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態をいう。

三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至つた事態をいう。

四 存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険が

ある事態をいう。

五 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

六 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。

七 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法

人で、政令で定めるものをいう。

八 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動、アメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に従って武力攻撃を排除するために必要な行動及びその他の外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

ロ 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備

の急急の復旧その他の措置

(2) 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

ハ 存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であつて、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるもの（以下「存立危機武力攻撃」という。）を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及び外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

ニ 存立危機武力攻撃による深刻かつ重大な影響から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は存立危機武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために存立危機事態の推移に応じて実施する公共的な施設の保安の確保、生活関連物資等の安定供給その他の措置

(平二七法七六・令二三三六・一部改正)

第一章 基本法令

(参考―武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

一三五

(武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処に関する基本理念)

第三条 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処においては、

国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

2 武力攻撃予測事態においては、武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならない。

3 武力攻撃事態においては、武力攻撃の発生に備えるとともに、武力攻撃が発生した場合には、これを排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、武力攻撃が発生した場合においてこれを排除するに当たっては、武力の行使は、事態に就き合理的に必要なと判断される限度においてなされなければならない。

4 存立危機事態においては、存立危機武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要なと判断される限度においてなされなければならない。

5 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合にあつても、その制限は当該武力攻撃事態等及び存立危機事態に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。この場合において、日本国憲法第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的な人権に関する規定は、最大限に尊重さ

れなければならない。

6 武力攻撃事態等及び存立危機事態においては、当該武力攻撃事態等及び存立危機事態並びにこれらへの対処に関する状況について、適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。

7 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力するほか、関係する外国との協力を緊密にしつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならない。

（平二七法七六・一部改正）

（国の責務）

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等及び存立危機事態において、我が国を防御し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能の全てを挙げ、武力攻撃事態等及び存立危機事態に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

2 国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等及び存立危機事態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこれらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

（平二七法七六・一部改正）

（参考―武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに）

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

（指定公共機関の責務）

第六条 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。

（国と地方公共団体との役割分担）

第七条 武力攻撃事態等への対処の性格にかんがみ、国においては武力攻撃事態等への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態等における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とするものとする。

（国民の協力）

第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性に鑑み、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が武力攻撃事態等において対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

（平二七法七六・一部改正）

第二章 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための

(対処基本方針)

第九条 政府は、武力攻撃事態等又は存立危機事態に至ったときは、武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針(以下「対処基本方針」という。)を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実

ロ 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあつては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

二 当該武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する全般的な方針

三 対処措置に関する重要事項

3 武力攻撃事態又は存立危機事態においては、対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一 防衛大臣が自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第七十条第一項又は第八項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令に関して同項又は

同条第八項の規定により内閣総理大臣が行う承認

二 防衛大臣が自衛隊法第七十五条の四第一項又は第六項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令に関して同項又は同条第六項の規定により内閣総理大臣が行う承認

三 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防衛出動待機命令に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

四 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防衛施設構築の措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

五 防衛大臣が武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

六 防衛大臣が武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)第四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

4 武力攻撃事態又は存立危機事態においては、対処基本方針には、前項に定めるもののほか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認(衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会

による参議院の承認。以下この条において同じ。）の求めを行う場合にあつてはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあつてはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合でなければ、することができない。

一 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについての自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づく国会の承認の求め
二 自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が命ずる防衛出動

5 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一 防衛大臣が自衛隊法第七十条第一項又は第八項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令（事態が緊迫し、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）に関して同法第七十条第一項又は第八項の規定により内閣総理大臣が行う承認

二 防衛大臣が自衛隊法第七十五条の四第一項又は第六項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令（事態が緊迫し、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係る

ものに限る。）に関して同法第七十五条の四第一項又は第六項の規定により内閣総理大臣が行う承認

三 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防衛出動待機命令に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

四 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防衛施設構築の措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

五 防衛大臣が武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

6 内閣総理大臣は、対処基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

7 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、直ちに、対処基本方針（第四項第一号に規定する国会の承認の求めに関する部分を除く。）につき、国会の承認を求めなければならない。

8 内閣総理大臣は、第六項の閣議の決定があつたときは、直ちに、対処基本方針を公示してその周知を図らなければならない。

9 内閣総理大臣は、第七項の規定に基づき対処基本方針の承認があつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

10 第四項第一号に規定する防衛出動を命ずることについての承認の求めに係る国会の承認が得られたときは、対処基本方針を変更

して、これに当該承認に係る防衛出動を命ずる旨を記載するものとする。

11 第七項の規定に基づく対処基本方針の承認の求めに対し、不承認の議決があつたときは、当該議決に係る対処措置は、速やかに、終了されなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、第四項第二号に規定する防衛出動を命じた自衛隊については、直ちに撤収を命じなければならない。

12 内閣総理大臣は、対処措置を実施するに当たり、対処基本方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

13 第六項から第九項まで及び第十一項の規定は、対処基本方針の変更について準用する。ただし、第十項の規定に基づく変更及び対処措置を構成する措置の終了を内容とする変更については、第七項、第九項及び第十一項の規定は、この限りでない。

14 内閣総理大臣は、対処措置を実施する必要がなくなつたと認めるとき又は国会が対処措置を終了すべきことを議決したときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。

15 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、速やかに、対処基本方針が廃止された旨及び対処基本方針に定める対処措置の結果を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(平二六法二二三・平二六法二二六・平一八法二二八・平二七法七六・一

部改正)

第一章 基本法令

(参考―武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

一五九

(対策本部の設置)

第十条

内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に事態対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

内閣総理大臣は、対策本部を置いたときは、当該対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(平二七法七六・一部改正)

(対策本部の組織)

第十一条 対策本部の長は、事態対策本部長(以下「対策本部長」という。)とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。

2 対策本部長は、対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 対策本部に、事態対策副本部長(以下「対策副本部長」という。)、事態対策本部員(以下「対策本部員」という。)その他の職員を置く。

4 対策副本部長は、国務大臣をもって充てる。

5 対策副本部長は、対策本部長を助け、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。対策副本部長が二人以上置かれてある場合にあっては、あらかじめ対策本部長が定めた順序で、そ

の職務を代理する。

6 対策本部員は、対策本部長及び対策副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。この場合において、国務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副本部長（内閣官房副本部長官を含む。）がその職務を代行することができる。

7 対策副本部長及び対策本部員以外の対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長（国務大臣を除く。）その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（平二七法七六・一部改正）

（対策本部の所掌事務）

第十二条 対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置に関する対処基本方針に基づく総合的な推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（指定行政機関の長の権限の委任）

第十三条 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第二条第五号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。次項において同じ。）は、対策本部が設置されたとき

は、対処措置を実施するため必要な権限の全部又は一部を当該対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

（平二七法七六・一部改正）

（対策本部長の権限）

第十四条 対策本部長は、対処措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、対処基本方針に基づき、指定行政機関の長及び関係する指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、関係する地方公共団体の長その他の執行機関並びに関係する指定公共機関に対し、指定行政機関、関係する地方公共団体及び関係する指定公共機関が実施する対処措置に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、当該地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関（次条及び第十六条において「地方公共団体の長等」という。）は、当該地方公共団体又は指定公共機関が実施する対処措置に関して対策本部長が行う総合調整に関し、対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

（内閣総理大臣の権限）

第十五条 内閣総理大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合

であつて、前条第一項の総合調整に基づく所要の対処措置が実施されないときは、対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長等に対し、当該対処措置を実施すべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる場合において、対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長等に通知した上で、自ら又は当該対処措置に係る事務を所掌する大臣を指揮し、当該地方公共団体又は指定公共機関が実施すべき当該対処措置を実施し、又は実施させることができる。

一 前項の指示に基づく所要の対処措置が実施されないとき。
二 国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であつて、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。

(損失に関する財政上の措置)

第十六条 政府は、第十四条第一項又は前条第一項の規定により、対処措置の実施に関し、関係する地方公共団体の長等に対する総合調整又は指示が行われた場合において、その総合調整又は指示に基づく措置の実施により当該地方公共団体又は指定公共機関が損失を受けたときは、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十七条 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければなら

らない。

(国際連合安全保障理事会への報告)

第十八条 政府は、武力攻撃又は存立危機武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置について、国際連合憲章第五十一条(武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置にあつては、同条及び日米安保条約第五条第二項)の規定に従つて、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。

(平二七七七六・二部改正)

(対策本部の廃止)

第十九条 対策本部は、対処基本方針が廃止されたときに、廃止されるものとする。

2 内閣総理大臣は、対策本部が廃止されたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(主任の大臣)

第二十条 対策本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置

(平一六法二二・改称、平一七法七六・旧第四章繰上)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十一条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十四条までに定めるものほか、武力攻撃事態等及び存立危機事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする

る。

2 政府は、前項の目的を達成するため、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生等の我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、次に掲げる措置その他の必要な施策を速やかに講ずるものとする。

一 情勢の集約並びに事態の分析及び評価を行うための態勢の充
実

二 各種の事態に応じた対処方針の策定の準備
三 警察、海上保安庁等と自衛隊の連携の強化

（平一六法二二一・旧第二十五条繰上・一部改正、平一七法七六・旧第二
十四条繰上・一部改正）

（緊急対処事態対処方針）

第二十二條

政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2 緊急対処事態対処方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となつた
事実

二 当該緊急対処事態への対処に関する全般的な方針

三 緊急対処措置に関する重要事項

3 前項第三号の緊急対処措置とは、緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

一 緊急対処事態を終結させるためにその推移に応じて実施する緊急対処事態における攻撃の予防、鎮圧その他の措置

二 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

4 内閣総理大臣は、緊急対処事態対処方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、当該決定があつた日から二十日以内に国会に付議して、緊急対処事態対処方針につき、国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があつたときは、直ち

に、緊急対処事態対処方針を公示してその周知を図らなければならない。

7 内閣総理大臣は、第五項の規定に基づく緊急対処事態対処方針の承認があつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

8 第五項の規定に基づく緊急対処事態対処方針の承認の求めに対し、不承認の議決があつたときは、当該議決に係る緊急対処措置は、速やかに、終了されなければならない。

9 内閣総理大臣は、緊急対処措置を実施するに当たり、緊急対処事態対処方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

10 第四項から第八項までの規定は、緊急対処事態対処方針の変更について準用する。ただし、緊急対処措置を構成する措置の終了を内容とする変更については、第五項、第七項及び第八項の規定は、この限りでない。

11 内閣総理大臣は、緊急対処措置を実施する必要がなくなつたと認めるとき又は国会が緊急対処措置を終了すべきことを議決したときは、緊急対処事態対処方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。

12 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、速やかに、緊急対処事態対処方針が廃止された旨及び緊急対処事態対処方針に定める緊急対処措置の結果を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(平一六法一一・追加、平一七法七六・旧第一十五条繰上)

(緊急対処事態対策本部の設置)

第二十三条 内閣総理大臣は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、当該緊急対処事態対処方針に係る緊急対処措置の実施を推進するため、内閣法第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に緊急対処事態対策本部を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、緊急対処事態対策本部を置いたときは、当該緊急対処事態対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(平一六法一一・追加、平一七法七六・旧第二十六条繰上)

(準用)

第二十四条 第三条(第二項、第三項ただし書、第四項及び第七項を除く)、第四条から第八条まで、第十一条から第十三条まで、第十七条、第十九条及び第二十条の規定は、緊急対処事態及び緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第三条第三項中「武力攻撃」とあるのは、「緊急対処事態における攻撃」と、第四条第一項中「我が国を防衛し」とあるのは、「公共の安全と秩序を維持し」と、第八条、第十三条第一項及び第十七条中「対処措置」とあるのは「緊急対処措置」と、第十二条第一号中「対処措置に関する対処基本方針」とあるのは「緊急対処措置に関する緊急対処事態対処方針」と、第十九条第一項中「対処基本方針」とあるのは「緊急対処事態対処方針」と読み替えるも

第一章 基本法令

(参考)武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

第一章 基本法令（参考―武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに
国及び国民の安全の確保に関する法律）

のとする。

（平一六法一一二・追加、平一七法七六・旧第七七条繰上・一部改正）

附 則

（効力発生の日〓平成一六年七月二九日）
（平成一六年六月一八日法律第一一六号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条から第十六条までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の施行の日から施行する。

（施行の日〓平成一六年九月二七日）

（平一六法一一二・一部改正）

2 政府は、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態へのよりの確かつ迅速な対処に資する組織の在り方について検討を行うものとする。

（平一六法一一二・一部改正）

附 則

（平成一六年六月一八日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一六年政令第二七四号で平成一六年九月二七日から施行）

附 則

（平成一六年六月一八日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生

の日から施行する。

（効力発生の日〓平成一六年七月二九日）

附 則

（平成一六年六月一八日法律第一一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一六年政令第三九一号で平成一六年二月一七日から施行）

附 則

（平成一八年一月二三日法律第一一八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一九年政令第一号で平成一九年一月九日から施行）

附 則

（平成二七年九月三〇日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二八年政令第八三号で平成二八年三月二九日から施行）

附 則

（令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれ

の法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令

の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一章 基本法令

（参考―武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

